

令和 7 事業年度業務実績評価書

評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		
評価対象事業年度	年度評価	令和 7 年度（第 5 期）	
	中期目標期間	令和 7 年度～令和 1 1 年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課長 原田 朋弘
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室参事官 山田 勝土

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第 28 条第 2 項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第 1 項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第 29 条第 3 号の規定により、独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		A			
評定に至った理由	項目別評定は12項目中Sが4項目、Aが6項目、Bが2項目であり、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきAとした。また、全体の評定を引き下げる事象はなかった。 市場運用を開始した2001（平成13）年度以降の25年間の平均での実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）は4.33%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.9%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	法人全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。

※2 重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付している。

※3 「項目別調書 No.」欄には、今年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
効率的な業務運営体制の確立		A					Ⅱ - 1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善に関する事項		B					Ⅲ - 1	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
その他業務運営に関する重要事項		B					Ⅳ - 1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
I		年金積立金の管理及び運用業務												

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		令和 11 年度		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、 （２）基本的な運用手法及び運用目標、 （３）運用の多	（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【A】 （２）基本的な運用手法及び運用目標【A】 （３）運用の多様化・高度化【A】 （４）運用受託機関等の選定、評価及び管理【A】 （５）リスク管理【S】 （６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資【A】 （７）法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等【A】 （８）業務のデジタル化の推進等【S】 （９）情報発信・広報及び透明性の確保【A】	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和7年度は、国際情勢の不安定化などを背景に、内外の株式・債券市場の変動率の高い状況が継続した。こうした市場環境の下、マクロ経済や市場の分析を強化しつつ、機動的なリバランスを実施し、基本ポートフォリオに沿った安定的なポートフォリオ管理に注力した。 その結果、令和7年度における資産全体の収益率は＋16.47%、収益額は＋41.4兆円となった。一方、令和7年度における資産全体の超過収益率は、内外株式の大幅な上昇にオルタナティブ資産が追随できなかったことが主要因となり、－0.18%となった。年金積立金全体（年金特会含む）の実質的な運用利回りについて、市場運用開始以降25年間の平均では＋4.33%となり、第5期中期目標期間から引き上げられた長期的な運用目標（名目賃金上昇率＋1.9%）を上回っている（I－2参照）。 市場変動が拡大する中でも緻密なリスク管理に努め、基本		評定	S ＜評定に至った理由＞ 法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、 ・ 評価項目9項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用に主要な役割を果たすことから重要度が高いとしている4項目中2項目（「I－4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I－5 リスク管理」）を含む4項目について、所期の目標を量的及び質的に

				様化・高度化、（４）運用受託機関等の選定、評価及び管理、（５）リスク管理、（６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資、（７）法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等、（８）業務のデジタル化の推進等、（９）情報発信・広報及び透明性の確保の各項目を実施したか。	ポートフォリオからの乖離リスクについて参照値に基づく管理を行うなど、意図しないリスクを適切に制御した。推定トラッキングエラーは、13～31bp、VaR レシオ 0.98～1.02 で推移した。 リスクを適切に制御した上で、基本ポートフォリオの市場平均収益率を上回る超過収益を獲得することを目的として、アクティブ運用にも積極的に取り組んだ。追加的なリスクを取ることに見合った超過収益を獲得できるか、投資戦略ごとに複眼的かつ多角的に評価・管理する枠組みに基づき、取組を進めている。 定量的なデータ分析機能を強化しながら、伝統的資産における新規ファンドの選定や既存ファンドの入替え、またオルタナティブ資産についても超過収益獲得の確信度の高い案件を着実に積み上げた（I - 3、I - 4、I - 5 参照）。 「サステナビリティ投資方針」に基づき、サステナビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保との両立を図りながら、サステナビリティ投資への取組を推進した。 エンゲージメントの質的向上を通じたインベストメントチェーンの促進や、ESG 指数・ESG ファンドの選定、当法人が委託している国内株式運用機関が選ぶ「優れたサステナビリティ開示」の公表など、サステナビリティ投資全般を促進する活動に注力した（I - 6 参照）。 運用の高度化及び業務の効率化・安定化を支える基盤として、法人全体の業務のデジタル化を戦略的に推進した。 投資判断データの管理等を担う業務系基盤システムについて高度分析環境等へ移行し新たな「運用業務基盤」を構築したことや、役職員が日常の業務をより効率的に行うシステム基盤をクラウド型へ全面移行し新たな「共通業務基盤」を構築したことなど、システム基盤の構築に加え、組織体制・人材育成・セキュリティ統制を含む包括的な基盤整備を着実に進めた（I - 8 参照）。 資産運用やリスク管理の高度化を進めるため、人材の確保・育成に加えて、持続的な組織運営を可能とする体制強化に努めた。 人事部を新設し、引き続き中途・新卒採用を積極的に進めるとともに、キャリア研修や階層別研修を充実させ、職員のキャリアサポートを行うとともに社内コミュニケーション強	上回る顕著な成果が得られていると認められる（項目別評定「S」）。 - また、重要度が高いとしている２項目（「I - 2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I - 9 情報発信・広報及び透明性の確保」）を含む５項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（項目別評定「A」）。 内外債券の金利の上昇とともに株価の変動が大きく、ボラティリティが高い（値動きが激しい）市場環境が続いた2025（令和7）年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、 - 基本ポートフォリオに基づいて資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、 - 安定的に収益を獲得できるポートフォリオを構築するため、更なる収益の源泉の多様化に資する取組を行いつつ、 - 資産全体で、収益率+16.47%、収益額約41.4兆円（累計収益額約196.9兆円）の収益を達成するとともに、 ４資産中２資産での超過収益率を確保（国内債券+0.26%、外国債券+0.17%）する等の成果を挙げており、年金財政
--	--	--	--	--	--	---

					化を図った。また、理事長直下のコンプライアンス室を新設し、運用コンプライアンスを強化するとともに、IT システムやデジタル戦略を一元的に管理・推進する体制を強化した（Ⅰ - 7、Ⅰ - 8、Ⅱ - 1、Ⅳ - 1 参照）。 広報活動については、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解と信頼を高めることを目的として、SNS やホームページ等のデジタル媒体を活用した広範な情報発信に加え、講演会等を通じた直接的な対話の機会を活用するなど、多層的な広報活動を推進した。 若年層を中心に視聴されやすいショート動画（YouTube）の公開、大学等への登壇を通じて、将来の被保険者層に対して年金制度や積立金運用の考え方を直接伝える機会を設けるなど、若年層を含む幅広い層との接点拡充を図った（Ⅰ - 9 参照）。 超長期で行う年金積立金の運用成果を単年度実績のみで評価するものではないが、ボラティリティが高まる局面があった中でも、リスクを適切に制御しつつ必要な収益を確保するとともに、長期的な運用目標を上回る実績を維持し、運用・リスク管理体制や業務基盤の高度化にも着実に取り組んだことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、A と評価する。 <課題と対応> ● 資産規模が拡大する中であっても、市場インパクトを回避しつつ、適時適切なリバランスを継続的に実施するための、投資判断・執行体制等の更なる高度化を図る。 ● 定量的なリスク・リターンの分析・検証を踏まえたアクティブファンドの新規選定・入替えにより、より安定的な超過収益獲得が期待できるアクティブファンドポートフォリオを構築する。 ● オルタナティブ投資の定量的な分析手法の改善を図り、超過収益獲得が期待できる案件を着実に積み上げるとともに、法人ポートフォリオ全体へのリスク寄与が高いオルタナティブ資産のリスクをより適切にコントロールする手段・枠組みを検討する。 ● 「サステナビリティ投資方針」や改定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿って ESG を考慮した投資やスチュワードシップ活動の取組を着実に進	の維持・安定に貢献する高い成果である。 このほか、スチュワードシップ活動やESG等を考慮した投資に関する新たな取組をはじめとした長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施し、運用の高度化及び業務の効率化・安定化を支える基盤として法人全体の業務のデジタル化も推進している。 法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。 <その他事項> （外部有識者の意見） 特になし
--	--	--	--	--	--	---

						め、またインパクトを考慮した投資についても検討を着実に進める。 ● 透明性の確保や情報発信の充実による国民からの一層の理解と信頼の確保を図る。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合	株主議決権行使等の適切な対応	160/160 100%	176/176 100%						予算額（千円）					
同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合	同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	44/44 100%	47/47 100%							《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
									経常費用（千円）					
									経常利益（千円）					
									行政コスト（千円）					
									従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 第 5 期中期計画において、財政検証及び中期目標並びに近年の経済情勢を踏まえて令和 7 年 3 月に策定した基本ポートフォリオ（令和 7 年 4 月から適用）に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。	< 評定と根拠 > 評定： A 関係法令及び基本的な方針に従い、市場への影響等に十分留意しつつ、年金積立金の管理及び運用業務を適切に実施した。 年金積立金の運用に当たっては、運用資産規模が約 300 兆円に拡大する中、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪め	評定	A 中期目標においては、 ・ 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用を行うこと ・ 市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよ

	は次のとおりとする。 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。 ① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第 79 条の 2 及び国民年金法第 75 条） これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みと	１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、リターン・リスク等の特性	１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令並びに中期目標及び中期計画の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成 26 年 7 月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）の内容に従って年金積立金の管理及び運用	＜評価の視点＞ （１）年金積立金の管理及び運用に当たって、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っているか。 また、積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を	年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等を規定。以下「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行った。 令和 7 年度は、令和 7 年 5 月 2 日、令和 7 年 6 月 12 日、令和 7 年 12 月 17 日、令和 8 年 2 月 26 日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。 （令和 7 年 5 月 2 日改正） 法人全体の外貨資産のリバランスにおいて外国株式と外国債券の決済サイクル差による制約が生じていることから、伝統的資産用の外貨短期資産ファンドの新設により、この制約を解消することを目的として、所要の改正を行った。 （令和 7 年 6 月 12 日改正） 伝統的資産用の外貨短期資産ファンドの新設に伴い、資金の管理の委託先である資産管理機関に対し、資金の管理に付随して、リバランスを実施する際の一時的な外貨管理を委託する必要性がなくなることから、所要の改正を行った。 （令和 7 年 12 月 17 日改正） 自家運用に係る債券先物及び株価指数先物の取引先選定における透明性向上の観点から、注文執行証券会社の選定について公募（以下、「ブローカー・エントリー制」という。）を導入することを目的として、所要の改正を行った。 （令和 8 年 2 月 26 日改正） 自家運用に係る取引対象の明確化を図ることを目的とした改正等のほか、匿名組合を通じた投資について、実施可能な投資手法として業務方法書の変更が認可されたことに伴い、所要の改正を行った。	ないよう、市場への影響に十分配慮した。 市場のボラティリティが高まる局面においても、マクロ経済動向を踏まえた幅広い分析、迅速な投資判断、インハウス運用も活用した機動的なリバランスの執行、執行結果の検証という運用サイクルを着実に回し、適切に資金の投入及び回収を行った。 ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価を日次で把握し、基本ポートフォリオからの乖離リスクについて参照値に基づく管理を行うなど、リスクを適切に制御した（Ⅰ－5 参照）。 これらの取組を通じ、基本ポートフォリオに沿った安定的かつ機動的な運用を実現するとともに、精緻なリスク管理の下で、アクティブ運用における超過収益獲得に向けた取組を着実に進めた（Ⅰ－3、Ⅰ－4、Ⅰ－5 参照）。 また、法人の運用業務を将来にわたり支えるため、人材の確保・育成及び情報基盤の整備にも注力した（Ⅰ－7、Ⅰ－8 参照）。 本項目は、関係法令等に従って年金積立金の管理及び運用を行うという全ての項目の基礎となるものであるが、資産規模が拡大する中、市場環境が不安定な局面においても、流動性の確保、機動的なリバランス、リスクの管理・抑制、超過収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行するとともに、それらを支える基盤整備を着実に進めたことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、A と評価する。 【評価の視点】 （１）年度計画に定める所期の目標を達成している。	う、特に資金の投入及び回収に当たって特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意すること - 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行うこと - 株式運用において個別銘柄の選択を行わないこと等としている。 これらに対し、法人においては、制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金運用の基本的考え方を踏まえて、市場への影響に対する配慮に十分に留意しつつ、年金積立金の適切な管理及び運用を行っている。 具体的には、以下の年金積立金の管理運用を強化する各般の取組を通じ、マクロ経済動向を踏まえた幅広い分析、迅速な投資判断及び機動的な執行を可能とする運用体制が定着し、市場急変時に的確に対応した。 - 投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定 - 市場への影響を抑制しつつリバランスを効率的に行う専門チームが、市場影響やコスト等も考慮しながら、執行方法を運用機関ときめ細かく調整【Ⅰ－5 参照】
--	--	--	--	--	--	--	---

	なっている。 ② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105 号。以下「法」という。) 第 21 条等) これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。 ③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 79 条の 2 等の目的に適合するものでなければならない。(法第 20 条第 2 項) 年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。 ① 法人は長期運用機関であることか	が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。))が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。	を行う。 このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。))が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。	行っているか。 (2) 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針について、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行っているか。		(2) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	・ インハウスインドックスファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用 ・ 資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないか事後検証 ・ 運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う工夫を実施 また、ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価を日次で把握し、基本ポートフォリオからの乖離リスクについて参照値に基づく管理を行うなど、リスクを適正に制御している。 このような、安定的なポートフォリオの構築、リスク管理の精緻化に資する取組の進展によって、超過収益の獲得を目的としたアクティブ運用の取組も着実に推進できるようになり、(超過)収益獲得の源泉の多様化につながっている。【I-3、I-4 及び I-5 参照】 さらに、年金事業の運営の安定及び効率的な運用の両立を図る観点から、年金特別会計への寄託金償還等への対応として、引き続き厚生労働省と連携の上、売却による収益への影響、市場へのインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。これによって、年金財政において必要な流動性を確保しつつ、寄託金
--	--	---	--	---	--	----------------------------------	--

	ら、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。 ② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。 ③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。					償還等が運用に与える影響を最小限にとどめている。 巨額な年金積立金を運用する法人において、市場変動が高い局面があった中でも、市場影響やコスト等を勘案しつつ、流動性の確保、機動的なリバランス、リスクの管理・抑制、（超過）収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行するとともに、それらを支える基盤整備を着実に進めたことは、運用資産額が増加する中でポートフォリオのリスク削減とリスク管理の強化に資するものであり、中期目標が定める年金積立金の管理運用を強化し、運用目標の達成に貢献するものであることから、高く評価できる。 本項目が年金積立金の管理及び運用の全ての項目の基礎となることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として適切な運用及び組織運営に努め、中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。
--	--	--	--	--	--	---

	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 ② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること。	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ①受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。 ②市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。 また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ①受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。 ②市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。 また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。	（３）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。 （４）市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意しているか。 （５）企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。	（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、法令等遵守の推進を目的とした各種取組を実施した（Ⅳ－１参照） ② 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 寄託金の受入れや償還による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。（Ⅰ－２参照） 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立している。 ・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用受託機関ときめ細かく調整した。 ・インハウスイファンドにおいて流動性の高い債券先物及び株価指数先物を活用するとともに、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高を自動的に捕捉する仕組みを構築し管理した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・市場のボラティリティが高まる局面においても、マクロ経済動向を踏まえた幅広い分析、迅速な投資判断、インハウス運用も活用した機動的なリバランスの執行、執行結果の検証という運用サイクルを着実に回し、運用の安定性を確保した。 ・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散執行等により、	（３）年度計画に定める所期の目標を達成している。 （４）市場変動が高い局面があった中でも、市場影響や執行コスト等を勘案しつつ適時適切なリバランスを実施しており、所期の目標を上回る成果が得られた。 （５）年度計画に定めた目標を達成している。	＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	--	--	--	--	--	--	--

					市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っている。 また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼさないよう、十分に考慮し以下の取組を実施した。		
		i 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	i 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。	（６）運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、保有状況の確認を行っているか。	i 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。 ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。	（６）年度計画に定める所期の目標を達成している。	
		ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。	ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。	（７）株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。		（７）年度計画に定める所期の目標を達成している。	
（３）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	（３）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（３）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（８）他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めているか。	（３）他の管理運用主体との連携 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の４管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証状況について相互に共有する等、情報連携に努めた。		（８）年度計画に定めた目標を達成している。	

						〈課題と対応〉 ● 第5期中期目標の達成に向け、運用環境の変化や運用資産額の拡大等に 着実に対応しながら、年金積立金の 管理及び運用業務を遂行する。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－2	基本的な運用手法及び運用目標			
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
資産全体のベンチ マーク収益率の確 保	資産全体の ベンチマー ク収益率の 確保	資産全体に対する 超過収益率	-0.18%						予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
各資産のベンチマ ーク収益率の確保	各資産のベンチマーク 収益率の確保	国内債券に対する 超過収益率	+0.26%						決算額（千円）					
		国内株式に対する 超過収益率	+0.17%						経常費用（千円）					
		外国債券に対する 超過収益率	-0.03%						経常利益（千円）					
		外国株式に対する 超過収益率	-0.60%						行政コスト（千円）					
基本ポートフォリ オを検証した回数	基本ポート フォリオ策 定時に想定 した運用環 境が現実か ら乖離して いないか等 についての 検証への対 応	1 回	1 回						従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （１）長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通し並びに年金積立金の運用において将来合理的に法人に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （１）基本ポートフォリオに基づく運用 年金積立金の運用は、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9%を最低限のリスクで確保することを目 標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （１）基本ポートフォリオに基づく運用 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。		3. 基本的な運用手法及び運用目標 （１）基本ポートフォリオに基づく運用 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況については、原則毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じている。その結果、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。	<評定と根拠> 評定：A 国際情勢の不安定化などを背景に内外ともに株式・債券市場においてボラティリティが高い状況が継続する中でも、機動的なリバランスを行い、基本ポートフォリオに沿った安定的なポートフォリオ管理に注力した。その結果、令和7年度における資産全体の収益率及び収益額は、それぞれ＋16.47%、＋41.4兆円となった。 また、国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体の実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降25年間の平均で＋4.33%となっており、令和7年度以降の長期的な運用目標である＋1.9%を安定的に上回っている。 資産全体の超過収益率については、－0.18%（うち伝統的資産－0.02%、オルタナティブ資産－0.15%）となった。 オルタナティブ資産は、投資回収までの期間が中長期に及び、価格調整にも時間を要する点において伝統的資産とは異なる資産特性を有する。そのため、内外株式が短期間に大幅上昇した令和7年度においては資産全体の超過収益率マイナスの主要因となった。ただし、オルタナティブ資産の収益率は安定的に推移しており、令和7年度においても、＋10.0%の収益率を確保している。また、運用開始来の内部収益率は＋10.8%とオルタナティブ資産に期待する中長期的な収益率は概ね確保している（Ⅰ－3参照）。 リスク指標については参照値に基づき適切に制御しており、推定トラッキングエラーは13～31bp、VaR レシオは0.98～1.02で推移し、安定的な水準を維持している（Ⅰ－5参照）。	評定	A <評定に至った理由> 中期目標においては、 ・ 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）1.9%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行うこと ・ 中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保すること ・ 各年度においては、資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めること としている。 これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。また、ベンチマーク収益率と法人の運用収益率の比較による法人の運用実績の評価に当たって、運用資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機

	における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。	を分散させた長期国際分散投資を基本とする。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。				さらに、伝統的資産において、アクティブポートフォリオ内の分散効果を高め超過収益の底上げが期待できる新規アクティブファンドを選定する取組や、オルタナティブ資産における分析体制・インフラの強化等により、超過収益獲得の確度を高める取組を着実に進めた（Ⅰ－3、Ⅰ－4参照）。 加えて、市場混乱時や緊急時においても年金給付等に必要な流動性を確保するため、債券貸付運用スキームを活用した資金調達体制を構築するなど、流動性管理機能の強化を図った。 以上のとおり、各資産の価格変動が大きい市場環境下においても基本ポートフォリオのリターンの再現に努め、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するという目標の達成に加え、その持続性を高める取組を着実に進めたことから、本項目については所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。	動的に調整できない等の要因があることを考慮するとしている。 これに対し、法人においては、 - 基本ポートフォリオとの乖離状況を日次把握し、乖離許容幅の範囲内に収まるように適時リバランスを実施【Ⅰ－5参照】 - 為替リスクや金利リスク等について、各資産ベースに加え、複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントを実施【Ⅰ－5参照】 - より機動的にリバランスが行えるよう、パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化【Ⅰ－5参照】 - 円滑な資金配分・回収に資するよう、定量分析の体制を強化し、多面的な分析を実施 等、ポートフォリオの最適化及びリスク管理の強化に努め、基本ポートフォリオに基づく運用を着実かつ精緻に実施することを実現した。これにより、市場変動等により生じる意図しないリスクの削減と収益確保の両立を引き続き図っている。 加えて、市場混乱時や緊急時においても年金給付等に必要な流動性を確保するため、新たに債券貸付運用スキームを活用した資金調達体																																															
	（2）ベンチマーク収益率の確保 市場平均収益率の確保の観点から、中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保すること。その際、各年度においては、運用実績の評価に当たっては資産配分要因に加えて	（2）ベンチマーク収益率の確保 市場平均収益率の確保の観点から、中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保すること。その際、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマー	（2）ベンチマーク収益率の確保 令和7年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。 パフォーマンス評価に当たっ	＜評価の視点＞ （1）長期的に年金積立金の実質的運用利回り1.9%を、引き続き、最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオに基づく年金積立金の管理及び運用を適切に行っているか。 （2）市場平均収益率の確保の観点から、中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率を確保しているか。そ	（2）ベンチマーク収益率の確保 【資産全体の対複合ベンチマーク超過収益率】 令和7年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●令和7年4月～令和8年3月 <table><tr><td colspan="2">（単位：％）</td></tr><tr><td></td><td>超過収益率</td></tr><tr><td>資産全体</td><td>-0.18</td></tr></table> 令和7年度においては、資産全体の収益率及び収益額は、それぞれ+16.47%、+41.4兆円、超過収益率は-0.18%となった。 国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の25年間の平均で+4.33%となっており、令和7年度以降の長期的な運用目標1.9%を上回っている。 【資産全体の対複合ベンチマーク超過収益率の要因分析】 <table><tr><td colspan="6">（単位：％）</td></tr><tr><td></td><td>資産配分 要因①</td><td>ベンチマーク 要因②</td><td>ファンド* 要因③</td><td>その他要因 (誤差含む)④</td><td>超過収益率 ①+②+③+④</td></tr><tr><td>資産全体</td><td>-0.14</td><td>+0.05</td><td>-0.11</td><td>+0.02</td><td>-0.18</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>-0.07</td><td>+0.02</td><td>+0.03</td><td>+0.02</td><td>+0.01</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.01</td><td>+0.03</td><td>+0.01</td><td>+0.00</td><td>+0.05</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.12</td><td>-0.01</td><td>+0.01</td><td>-0.00</td><td>-0.12</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.04</td><td>+0.00</td><td>-0.15</td><td>-0.00</td><td>-0.11</td></tr></table>	（単位：％）			超過収益率	資産全体	-0.18	（単位：％）							資産配分 要因①	ベンチマーク 要因②	ファンド* 要因③	その他要因 (誤差含む)④	超過収益率 ①+②+③+④	資産全体	-0.14	+0.05	-0.11	+0.02	-0.18	国内債券	-0.07	+0.02	+0.03	+0.02	+0.01	外国債券	+0.01	+0.03	+0.01	+0.00	+0.05	国内株式	-0.12	-0.01	+0.01	-0.00	-0.12	外国株式	+0.04	+0.00	-0.15	-0.00	-0.11	
（単位：％）																																																						
	超過収益率																																																					
資産全体	-0.18																																																					
（単位：％）																																																						
	資産配分 要因①	ベンチマーク 要因②	ファンド* 要因③	その他要因 (誤差含む)④	超過収益率 ①+②+③+④																																																	
資産全体	-0.14	+0.05	-0.11	+0.02	-0.18																																																	
国内債券	-0.07	+0.02	+0.03	+0.02	+0.01																																																	
外国債券	+0.01	+0.03	+0.01	+0.00	+0.05																																																	
国内株式	-0.12	-0.01	+0.01	-0.00	-0.12																																																	
外国株式	+0.04	+0.00	-0.15	-0.00	-0.11																																																	

	個別資産要因の評価も重要であることに鑑み、資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。 運用実績の検証に当たっては、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努めること。	ク収益率を確保するよう努める。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。 パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。	では、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。 なお、ベンチマーク収益率との比較による評価は、厚生労働大臣への寄託金の償還及び年金特別会計への納付等のためベンチマークに含まれない短期資産を保有する必要があること、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映されていないこと等を踏まえて行う。	の際、各年度における資産全体 の複合ベンチマーク収益率及び 各資産のベンチマーク収益率を 確保するよう努めているか。 (3) ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標	令和7年度のパフォーマンス計測にあたっては、インフラストラクチャー及び不動産について、基本ポートフォリオに合わせて円貨・外貨比率を調整の上で伝統資産及びプライベート・エクイティから分離するとともに、投資行動をより精緻に計測するため、約定日ベース、先物取引の想定元本等を加味したベースとした。 【伝統資産＋プライベート・エクイティの対複合ベンチマーク超過収益率の要因分析】 令和7年度のパフォーマンス計測にあたっては、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等の要因分析に加え、金利やクレジット等のリスク・ファクターや投資戦略ごとの要因分解を行うなど、投資行動のPDCAサイクルに寄与するための分析を行った。 令和7年度の複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率を、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因（誤差含む）の4つに分解した結果は、次のとおりである。 なお、基本ポートフォリオに基づく資産全体の超過収益率確保の観点から、為替リスクや金利リスク等については、資産全体でリスク管理を行った。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="5">資産全体のうち「伝統的資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解</th></tr><tr><th>資産配分要因①</th><th>ベンチマーク要因②</th><th>ファンド要因③</th><th>その他要因（誤差含む）④</th><th>寄与度①+②+③+④</th></tr><tr><td>全体：-0.07%</td><td>-0.08</td><td>+0.01</td><td>-0.03</td><td>+0.02</td><td>-0.07</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>-0.01</td><td>-0.00</td><td>+0.02</td><td>+0.02</td><td>+0.03</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.01</td><td>+0.02</td><td>-0.00</td><td>+0.00</td><td>+0.02</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.07</td><td>-0.01 (うちPE:0)</td><td>+0.03 (うちPE:-0.00)</td><td>-0.00</td><td>-0.06</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.01</td><td>+0.00 (うちPE:+0.00)</td><td>-0.07 (うちPE:-0.04)</td><td>+0.00</td><td>-0.06</td></tr></table> 【インフラストラクチャー＋不動産の対複合ベンチマーク超過収益率の要因分析】 令和7年度のパフォーマンス計測にあたっては、資産の特性を考慮し、「伝統資産＋プライベート・エクイティ」から分離して要因分解を行うなど、投資行動のPDCAサイクルに寄与するための分析を行った。 令和7年度の複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率を、①インフラストラクチャー、②不動産、③為替調整、④短期資産の4つに分解すると、次のとおりである。		資産全体のうち「伝統的資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解					資産配分要因①	ベンチマーク要因②	ファンド要因③	その他要因（誤差含む）④	寄与度①+②+③+④	全体：-0.07%	-0.08	+0.01	-0.03	+0.02	-0.07	国内債券	-0.01	-0.00	+0.02	+0.02	+0.03	外国債券	-0.01	+0.02	-0.00	+0.00	+0.02	国内株式	-0.07	-0.01 (うちPE:0)	+0.03 (うちPE:-0.00)	-0.00	-0.06	外国株式	+0.01	+0.00 (うちPE:+0.00)	-0.07 (うちPE:-0.04)	+0.00	-0.06	選定する取組や、オルタナティブ資産における分析体制・インフラの強化等により、将来の超過収益獲得の確度を高める取組を着実に推進（I-3、I-4参照）しており、年度計画に定める所期の目標を達成している。 (3) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	制を構築するなど、流動性管理機能の強化を図った。 こうした取組の結果、資産全体で、収益率+16.47%、収益額約41.4兆円（累計収益額約196.9兆円）の収益を達成した。 年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である資産全体（複合ベンチマーク）での超過収益率については、 ・ -0.18%（うち伝統的資産-0.02%、オルタナティブ資産-0.15%）となり、 ・ 各資産別の超過収益率においては、4資産中2資産でプラスの超過収益率を確保した（国内債券+0.26%、外国債券+0.17%）。 伝統的資産においては4資産中2資産でプラスの超過収益を確保する一方で、オルタナティブ資産については、その資産特性から内外株式の大幅な上昇に追従できなかったことから超過収益がマイナスとなり、その結果、資産全体の超過収益率の主要因となった。しかし、オルタナティブ資産の収益率は安定的に推移し、令和7年度において10.0%の収益率、運用開始以来の内部収益率は10.8%と、期待する収益率を概ね確保している。 巨額資産の運用のため効率的なリバランス等の措置
	資産全体のうち「伝統的資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオの超過収益率の要因分解																																															
	資産配分要因①	ベンチマーク要因②	ファンド要因③	その他要因（誤差含む）④	寄与度①+②+③+④																																											
全体：-0.07%	-0.08	+0.01	-0.03	+0.02	-0.07																																											
国内債券	-0.01	-0.00	+0.02	+0.02	+0.03																																											
外国債券	-0.01	+0.02	-0.00	+0.00	+0.02																																											
国内株式	-0.07	-0.01 (うちPE:0)	+0.03 (うちPE:-0.00)	-0.00	-0.06																																											
外国株式	+0.01	+0.00 (うちPE:+0.00)	-0.07 (うちPE:-0.04)	+0.00	-0.06																																											

			を用いているか。	(単位：％) <table><tr><th></th><th colspan="5">資産全体のうち「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解</th></tr><tr><th></th><th>インフラ ストラクチャー①</th><th>不動産 ②</th><th>為替調整 ③</th><th>短期資産 ④</th><th>寄与度 ①＋②＋③＋④</th></tr><tr><td>全体：-0.11％</td><td>-0.02</td><td>-0.02</td><td>-0.06</td><td>-0.00</td><td>-0.11</td></tr></table> 【各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】 令和7年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●令和7年4月～令和8年3月 (単位：％) <table><tr><th></th><th>超過収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>+0.26</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.17</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.03</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-0.60</td></tr></table> 各資産については、国内債券と外国債券はプラスの超過収益率、国内株式と外国株式はマイナスの超過収益率となった。 国内債券については、+0.26％の超過収益率となった。金利リスク要因や外部委託のアクティブ運用がプラスに寄与した。 外国債券については、+0.17％の超過収益率となった。社債のオーバーウェイトやアクティブ運用がプラスに寄与した。 国内株式については、-0.03％の超過収益率となった。アクティブ運用がプラスに寄与する一方、ESGパッシブ運用がマイナスに寄与した。 外国株式については、-0.60％の超過収益率となった。アクティブ運用がプラスに寄与する一方、ESGパッシブ運用とオルタナティブ資産がマイナスに寄与した。 【各資産の対評価ベンチマーク超過収益率の要因分析】 令和7年度の各資産の対評価ベンチマーク収益率に対する超過収益率を、①マネジャー・ベンチマークを選択した効果であるベンチマーク要因、②運用受託機関を選択した効果であるファンド要因、③その他要因（誤差を含む）の3つに分解した結果は、次のとおりである。 なお、資産全体の超過収益率を確保するため、為替リスクや金利リスク等については、資産全体でリスク管理を行った。 (単位：％) <table><tr><th></th><th>ベンチマーク 要因①</th><th>ファンド 要因②</th><th>その他要因 ③</th><th>超過収益率 ①＋②＋③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>+0.09</td><td>+0.10</td><td>+0.07</td><td>+0.26</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.13</td><td>+0.03</td><td>+0.01</td><td>+0.17</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.06</td><td>+0.03</td><td>-0.01</td><td>-0.03</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.02</td><td>-0.63</td><td>+0.01</td><td>-0.60</td></tr></table>		資産全体のうち「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解						インフラ ストラクチャー①	不動産 ②	為替調整 ③	短期資産 ④	寄与度 ①＋②＋③＋④	全体：-0.11％	-0.02	-0.02	-0.06	-0.00	-0.11		超過収益率	国内債券	+0.26	外国債券	+0.17	国内株式	-0.03	外国株式	-0.60		ベンチマーク 要因①	ファンド 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①＋②＋③	国内債券	+0.09	+0.10	+0.07	+0.26	外国債券	+0.13	+0.03	+0.01	+0.17	国内株式	-0.06	+0.03	-0.01	-0.03	外国株式	+0.02	-0.63	+0.01	-0.60	(4) 約定日ベースや先物想定元本を加味したパフォーマンス計測と資産配分・ベンチマーク選択・ファンド選択等の多面的な要因分析を行い、その結果を組織内で共有して投資判断に活用することで、投資行動のPDCAサイクルを強化しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	が困難である中、また、主要国における様々な情勢の変化等に伴うボラティリティの高い（値動きが激しい）市場環境が続いた中でも、流動性制約も踏まえながら機動的なリバランスを適時適切に実施し基本ポートフォリオのリターンの再現に努め、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量を適切に制御し【I－5参照】、更に運用機関への配分・回収を適時適切に実施する【I－4参照】等の取組によって、資産全体でプラスの収益を確保したとともに、4資産中2資産での超過収益率の確保を達成したことは、高く評価できる。 また、市場運用を開始した2001（平成13）年度から2025（令和7）年度までの25年間の平均での実質的な運用利回りは4.33％となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.9％）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えていることから、同様に高く評価できる。 さらに、伝統的資産において、アクティブポートフォリオ内の分散効果を高め超過収益の底上げが期待できる新規アクティブファンドを選定する取組【I－3参照】や、オルタナティブ資産における分析体制・インフラの強化等により、超過収益獲得の確度を高める取組【I－3参
	資産全体のうち「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオの超過収益率の要因分解																																																										
	インフラ ストラクチャー①	不動産 ②	為替調整 ③	短期資産 ④	寄与度 ①＋②＋③＋④																																																						
全体：-0.11％	-0.02	-0.02	-0.06	-0.00	-0.11																																																						
	超過収益率																																																										
国内債券	+0.26																																																										
外国債券	+0.17																																																										
国内株式	-0.03																																																										
外国株式	-0.60																																																										
	ベンチマーク 要因①	ファンド 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①＋②＋③																																																							
国内債券	+0.09	+0.10	+0.07	+0.26																																																							
外国債券	+0.13	+0.03	+0.01	+0.17																																																							
国内株式	-0.06	+0.03	-0.01	-0.03																																																							
外国株式	+0.02	-0.63	+0.01	-0.60																																																							

					【ベンチマーク】 ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。		照】を着実に進めたことは、長期的な収益確保に資するものと評価できる。 年金積立金の運用収益は、年金財政に照らして長期的な観点から評価するものであり、単年度で評価すべきものではなく、また、出生率などの人口動態や実質賃金上昇率などの経済要因も考慮する必要があるが、令和7年度の運用収益は 41 兆円を超える過去 2 番目に多い高水準であり、年金財政の安定・改善に大きく貢献するものである。 また、中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、市場環境の変化に対応しつつ、リスクを適切に制御し、4 資産中 2 資産での超過収益率を確保したことや超過収益の確度を高める取組を着実に進めたことを踏まえ、法人の基本ポートフォリオに基づく管理及び運用の状況並びに運用収益確保の状況については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うとともに、基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が
	(3) モデルポートフォリオの策定及び見直し 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。 財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ	(3) モデルポートフォリオの策定 他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。 (4) モデルポートフォリオの見直し モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する場合がある等、経営委員会がそ		(5) 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下、「モデルポートフォリオ」という。）を定めているか。 (6) モデルポートフォリオについて、財政の現況及び見通しが作成されたときや策定時に想定した運用環境	(3) モデルポートフォリオ 現在のモデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同して定めおり、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定している。	(5) 年度計画に定めた目標を達成している。 (6) 年度計画に定めた目標を達成している。	

	策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。	の必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。		が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を加え、必要に応じ、これを変更しているか。			大きく変化する可能性がないか等について毎年度適時適切に検証を行うことが望まれる。 また、ユニバーサル・オーナーとして収集した膨大な取引データ等を有効活用できる情報処理プラットフォームの構築等、中長期的な観点から、データマネジメントの充実を図りつつ、年金積立金の管理運用の精緻化及び効率化に資するための体制整備等に引き続き適切に取り組んでいくことが望まれる。
	（４）基本ポートフォリオの策定及び見直し 経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策	（５）基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定	（３）基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 ・資産構成割合 国内債券２５％ 外国債券２５％ 国内株式２５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債券±６％ 外国債券±５％ 国内株式±６％ 外国株式±６％ 債券全体±９％ 株式全体±９％ （注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短	（７）基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率があることを十分考慮しているか。また、予定された積立金額を下回	（４）基本ポートフォリオ 令和７年度においては第５期中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。なお、第５期中期計画の基本ポートフォリオは、運用目標（名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた実質的な運用利回り１．９％）やモデルポートフォリオに沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。	（７）年度計画に定めた目標を達成している。	＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし

	定すること。 その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等について毎年度検証を行い、必要があるときは、中期目標期間中で	する。 その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。 (6) 基本ポートフォリオ ①資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポー	期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。 ① 乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機	る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っているか。			
--	---	--	---	--	--	--	--

	あっても、基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等と鑑み必要があるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	トフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 ・資産構成割合 国内債券 25% 外国債券 25% 国内株式 25% 外国株式 25% ・乖離許容幅 国内債券±6% 外国債券±5% 国内株式±6% 外国株式±6% 債券全体±9% 株式全体±9% （注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。 ② 乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅	動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。 ② オルタナティブ資産運用の位置づけ オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。				
--	---	---	--	--	--	--	--

		の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。 ③オルタナティブ資産運用の位置づけ オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって５％の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振					
--	--	--	--	--	--	--	--

	れを容認する。 (7) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がないか等について毎年度適時適切に検証を行い、経営委員会が必要と認めるときは、中期目標期間中であつても、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。	(4) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、市場の急激な変動などがある等経営委員会が必要と認めるときは、見直しの検討を行うこととする。このため、経営委員会の下に設置した基本ポートフォリオ検証等PTにおいて、そうした変動などがないかどうかモニタリングを行うなど、基本ポートフォリオの検証を適時適切に行い、検証結果を少なくとも年度中に1回、経営委員会に報告する。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証について、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。	(8) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がないか等について毎年度適時適切に検証を行い、必要と認めるときは、中期目標期間中であつても、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行っているか。	(5) 基本ポートフォリオの見直し 第5期中期計画において定めた基本ポートフォリオの検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」や「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段階で実施することとして、そのなかでモニタリングの高度化を図った。基本ポートフォリオ検証等PTは、モニタリングを適時適切に実施し、経営委員会にその結果を報告した。 なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施するものであり、令和7年度にはそうした判断には至らなかった。	(8) 年度計画に定めた目標を達成している。	
--	--	--	--	--	-------------------------------	--

	（５）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。 また、短期借入も活用できるようにすること。	（８）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	（５）年金給付のための流動性の確保 引き続き、厚生労働省との緊密な連携の下、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を進める。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	（９）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保しているか。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を行っているか。	（６）年金給付のための流動性の確保 令和７年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 市場分析について、令和７年度は定量分析の体制を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、令和７年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行った。また、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するためにインハウス国内債券ファンドで実施している資産管理機関が行うレポ取引を活用した資金調達の体制を新たに構築した。	（９）年金給付等の必要な流動性管理を精緻かつ安定的に実施しながら、市場混乱時や緊急時においても年金給付等に必要な流動性を確保するため、資金調達手段の多様化を進める等、流動性管理機能を強化しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。 〈課題と対応〉 ● 基本ポートフォリオの策定の前提となった経済状況の見通しやリスク等についての継続的なモニタリングと毎年度の適時適切な検証。 ● ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から、法人自ら国内外の市場動向を常時把握し、資産規模が拡大する中にもあっても、市場流動性を加味しながら機動的かつ安定的なリバランス等を検討・実行。 ● 年金給付のための流動性確保と効率的な積立金運用を両立させるための、流動性管理機能の更なる強化。	
--	--	---	--	--	--	--	--

４．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	運用の多様化・高度化		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
アクティブ運用において期待される超過収益・リスク量・スタイル分散等の状況についてレビューを実施した回数	アクティブ運用における超過収益の確保	12 回	13 回						予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	パッシブ運用における運用収益の向上	12 回	21 回											
インハウス運用の高度化・業務プロセスの改善に関して、投資委員会・経営委員会等において審議・報告を実施した回数	運用受託機関を通じた運用を補完するインハウス運用の高度化	9 回	20 回						経常費用（千円）					
オルタナティブ投資について、運用手法の導入・分析手法の高度化・態勢強化等の取組を新たに実施した件数	超過収益の確保に向けたオルタナティブ投資の着実な進捗	3 件	5 件						経常利益（千円）					
オルタナティブ投資について、収益性の向上を目指し、定量的な分析等を踏まえ新規契約の締結・既存契約の見直しを実施した件数	超過収益の確保に向けたオルタナティブ投資の着実な進捗	3 件	11 件						行政コスト（千円）					
									従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	4. 運用の多様化・高度化 運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。 ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにす	4. 運用の多様化・高度化 （1）運用手法 運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。 運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に、資産全体の適正なリスク量の下、スタイル分散等に留意して行う。その際、運用理念や運用手法の相	4. 運用の多様化・高度化 （1）運用手法 ①運用手法については、データ分析を活用した定量的・科学的見地に基づいたポートフォリオ運営に努める。加えて、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。 ②各資産とも原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提		4. 運用の多様化・高度化 （1）運用手法 ① 国内のオルタナティブ資産への投資手法の多様化策として活用できる匿名組合出資については、令和6年度に経営委員会で審議を行ったのち、令和7年度にかけて厚生労働省と連携してLPS投資と匿名組合の法制上の差異を踏まえた具体的な要件を検討・決定した。当該要件に基づき令和7年11月に業務方法書の改正の認可を受け、その後内部規定の改正を行い匿名組合出資を投資対象とした。また、業務方法書の改正時においては経営委員会への報告を適正に行った。 ② 基本ポートフォリオに沿った運用を実現するため、各資産のパッシブファンドを活用して精緻なリバランスを実施した。また、インハウスファンドにおける先物取引を通じて各資産のエクスポージャーを早期に取得し、リバランスに係るタイミングリスクを抑制した。 市場環境等の変化を踏まえつつ、期待される超過収益・リスク量・スタイル分散等の状況を継続的にモニタリングし、新規有望ファンドの選定、アクティブ運用ポートフォリオの資金配分の判断等を適切に実施した。 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 株式アクティブ運用では、外国株式、国内株式の各ポートフォリオにおいて、運用スタイルの異なるアクティブファ	<評価と根拠> 評価： A 運用資産が増大する中、インハウス運用が担う役割は、リバランスの機動性向上・タイミングリスク削減・金利リスク管理・情報秘匿性確保等、基本ポートフォリオに即した運用を安定的に継続するために必要不可欠なものとなっており、伝統的資産4資産間において先物を併用した機動的なリバランスを効率的に実施する体制を整えるなど、その機能強化・高度化を推進した。 国内の金利が大きく変動する中でも、リスクモニタリング・市場分析・流動性管理の強化を図りながら、インハウス国債ファンドにおいて、国内債券ポートフォリオ全体の金利リスク等をより緻密に管理した（I－5参照）。加えて、インハウス運営体制の増強を図りながら、国債入札への直接応札を開始することにより、国債市場へのアクセスを強化した。情報秘匿性を確保しマーケットへのインパクトに留意しながら、新発債の流動性を活用し、リバランス・金利リスクの管理を実施した。 その上で、市場環境等の変化を踏まえつつ、期待される超過収益・リスク量・スタイル分散等の状況を継続的にモニタリングしながら、伝統的資産におけるアクティブ運用にも取り組んでおり、新規有望ファンドの選定、アクティブポートフォリオ間の資金配分の見直しを適切に行っている（I－4参照）。 超過収益の確保に向けたオルタナティブ投資についても着実に進展させ、LPSへの投資として、インフラストラクチャー分野で2件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で4件の新規契約を締結した。加えて、インフラストラクチャー分野では投資済みのLPSに対して、投資額の増額契約を1件締結した。また、投資一任方式（ファンド・オブ・ファンズ（FoF））では、国内不動産分野において新規契約を1件締結したほか、海外不動産分野において、既存案件の追加投資枠の設定契約を締結した。 その結果、令和8年3月末時点のオルタナティブ資産の全体のコミットメント額は7兆8,536億円、時価総額5兆2,067億円となり、年金積立金全体に占める割合は、1.74%となった。これらオルタナティブ資産全体の投資開始来の	評価	S <評価に至った理由> 中期目標においては、運用手法については、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、その上でアクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはリスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行いつつ着実に取組を進めること等としている。 法人の運用の基本となっているパッシブ運用においては、 ・ 「インデックス・ボスティング」(様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み)を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続的に実施

	ること。 新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。 オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上しつつ超過収益を獲得する観点から、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備やリスク管理及び収益確保の観	互理解を深める等、運用受託機関とのアラインメント強化を図る。 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しいオルタナティブ資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき、伝統的資産対比の運用パフォーマンス評価方法等を構築し、必要に応じて改善を図りながら評価を行う。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。	に行うとともに、リスク量の適正化及びスタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、運用理念や運用手法の相互理解を深める等、運用受託機関とのアラインメント強化を図る。 加えて、アクティブ運用についてのリスクを適切に管理するため、資産全体の推定TE（トラッキングエラー）の参照値を設定する。	＜評価の視点＞ （1）アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに、中期目標期間において超過収益を獲得しているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に、資産全体の適正なリスク量の下、スタイル分散等に留意して行っているか。その際、運用受託機関とのアラインメント強化を図る取組を適切に行っているか。	ンドを多数選定し戦略の分散を図ると同時に、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウェイトを補正するためのパッシブファンドを組み入れている。 令和7年度は、外国株式アクティブファンド、国内株式アクティブファンド、国内債券アクティブファンドの追加選定を実施した。（I-4参照） ●各資産の対評価ベンチマーク超過収益率（令和7年4月～令和8年3月） 令和7年度は、基本ポートフォリオの考え方に基づき、資産全体の超過収益率を確保するため、為替リスクや金利リスク等について、資産全体でリスク管理を行った。 <table><tr><th colspan="2">（単位：％）</th></tr><tr><th></th><th>超過収益率</th></tr><tr><th>国内債券</th><td>+0.26</td></tr><tr><th>外国債券</th><td>+0.17</td></tr><tr><th>国内株式</th><td>-0.03</td></tr><tr><th>外国株式</th><td>-0.60</td></tr></table> 【資産全体の推定トラッキングエラー】 令和7年度は、設定した資産全体の推定TE（トラッキングエラー）の参照値に基づき、日次で計測し適切にリスク管理を行った。 （％） 資産全体の推定トラッキングエラーの推移 <table><caption>資産全体の推定トラッキングエラーの推移 (2025年度)</caption><tr><th>月</th><th>推定トラッキングエラー (％)</th></tr><tr><td>4月</td><td>0.30</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.28</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.15</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.18</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.18</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.18</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.18</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.15</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.15</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.20</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.18</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.15</td></tr></table> 2025年度 （注）各月の数値は、作成時点のリスク推定モデルを用いて算出した月中平均値です。	（単位：％）			超過収益率	国内債券	+0.26	外国債券	+0.17	国内株式	-0.03	外国株式	-0.60	月	推定トラッキングエラー (％)	4月	0.30	5月	0.28	6月	0.15	7月	0.18	8月	0.18	9月	0.18	10月	0.18	11月	0.15	12月	0.15	1月	0.20	2月	0.18	3月	0.15	内部収益率（IRR）は+10.8%となっている。 このように着実に投資案件を積み上げると同時に、個別性の高いオルタナティブ投資において超過収益を獲得するため、優れたファンドの選定力の強化・リスク管理の高度化も推進した。具体的には、オルタナティブ資産のデータ分析に専門性を有する人員によるデータ分析チームを新たに編成するほか、国内外のファンドの運用パフォーマンス等の詳細な定量データを運用者から直接取得するとともに、データ収集サービス事業者を採用し、高度な定量分析に活用可能な GPIF 独自のデータベース構築を開始した。加えて、定量的なリスク指標に基づくモニタリングや部門横断の連携により、オルタナティブ資産全体のリスク管理体制を高度化している（I-5参照）。 以上のとおり、運用資産が増大する中でも、基本ポートフォリオに即した運用を安定的に継続するため、伝統的資産におけるインハウス運用の機能強化・高度化を推進するとともに、オルタナティブ資産においても超過収益獲得の再現性を高めるための機能構築を着実に進めたことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、A と評価する。 【評価の視点】 （1）アクティブ運用の結果、4資産中2資産（国内債券、外国債券）で超過収益を獲得した。	また、アクティブ運用においては、 - 金融工学に基づいた定量的分析を行うコンサルタントを活用し、運用スタイルの分散を図りながら、超過収益獲得能力が高いと評価した、外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンドを追加選定【I-4参照】 - 併せて、複数のパッシブファンドを組み入れ、アクティブファンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウェイトを補正した。 - 国内債券についても3ファンドの追加選定を実施 等、適時適切なファンドの入れ替えを継続的に実施【I-4参照】しており、4資産中2資産（国内債券、外国債券）で超過収益を獲得した。 また、資産全体の運用の多様化・高度化については、 - インハウス運用において、国債入札への直接参加の開始 - また、インハウス運用において、新たに為替フォワード及び外国債券先物取引を
（単位：％）																																													
	超過収益率																																												
国内債券	+0.26																																												
外国債券	+0.17																																												
国内株式	-0.03																																												
外国株式	-0.60																																												
月	推定トラッキングエラー (％)																																												
4月	0.30																																												
5月	0.28																																												
6月	0.15																																												
7月	0.18																																												
8月	0.18																																												
9月	0.18																																												
10月	0.18																																												
11月	0.15																																												
12月	0.15																																												
1月	0.20																																												
2月	0.18																																												
3月	0.15																																												

	点からの検証を継続的に行いつつ、着実に取組を進めること。		③伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、幅広い観点から、見直し等を含めた検討を行う。 オルタナティブ資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価を行うことに加え、伝統的資産対比の運用パフォーマンス評価方法の活用を更に進めるとともに、その有効性を含め、オルタナティブ各資産の特性を踏まえた適切なベンチマークの検討を行う。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う	(2) ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から幅広く検討を行っているか。また、ベンチマークにより難い非伝統的資産(オルタナティブ資産)の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき伝統的資産対比の運用パフォーマンス評価方法等を構築し、改善を図りながら評価を行っているか。さらに、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行っているか。	③ アクティブファンドについて、運用評価及びリスク管理の観点から、より適切なマネジャー・ベンチマークへの見直しを行った。 オルタナティブ資産については、既存ファンドのモニタリングや新規ファンドの選定等の評価において、一般的に市場で認められる評価手法(内部収益率(IRR)や投資倍率(TVPI)等)を用いることに加え、より適切にオルタナティブ投資の上場市場に対する超過リターンを測定する手法として GPIF が開発した「Spread Based Direct Alpha (SBDA)」を用いたパフォーマンス計測を活用し、既存案件について Tableau 計表によるパフォーマンスモニタリングの精緻化を進めた。また、新規案件の選定においては、内部収益率や投資倍率といった絶対評価に加え、大量の実績データの分析に基づく SBDA による上場市場に対する相対評価、リターン要因等の詳細分析を通じた複眼的な管理・評価を行うことで、将来の超過収益獲得の蓋然性が高い案件の選定に関する管理・運用業務の専門性を向上させた。また、オルタナティブ資産の役割が上場資産から成る基本ポートフォリオに対して超過収益を獲得することにあることを明確化しつつ、オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、未上場資産と上場資産との比較を多面的に分析するため、資産や案件毎のリスクリターン特性に応じて設定したオルタナティブ資産インデックスや上場株式・債券のインデックスによる市場参照インデックスに対する運用パフォーマンス比較を継続的に実施した。また、法人全体の収益率評価手法に基準を合わせた場合における、政策ベンチマーク等に対する収益率の変動の要因分解を行うなど、また、パフォーマンス、リスク管理の目的に応じた適切な評価手法を用いることで、より複眼的な観点から超過収益率パフォーマンス・リスク管理を継続的に実施した。これらを踏まえ、第4期中期目標期間中のオルタナティブ投資の取組内容、パフォーマンスの実績に関する経営委員会への報告においてパフォーマンス評価、報告手法の改善を行った。 令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、ESG 指数をはじめとする様々なインデックスに関する情報収集に努めた。	(2) ベンチマークについて、株式・債券のアクティブ運用拡大に伴うリスク調整や意図せぬ乖離抑制のため、各資産・地域に応じた指数やファンドの整備・見直しを実施し、運用効率を向上させた。オルタナティブ資産では、TVPI や IRR 等の指標を用いた多面的なパフォーマンス分析、四分位分析、要因分解を継続し、超過収益の源泉を精緻化しながら、SBDA をはじめとした上場資産対比のパフォーマンス測定方法の高度化を実現しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	開始し、伝統的4資産間において先物を併用した機動的なリバランスを実施する体制を整備するとともに、 - 統合運用管理基盤システム(インハウス運用による注文・約定照合・約定指示を行うシステム)の活用に伴う事務フローの見直しを行い、バック部門のオペレーションを一層効率化した。さらに、 - 新たに、先物取引先の選定においてブローカー・エントリー制を導入するとともに、個別取引における取引先選択ルールを策定し、運用プロセスの透明性及び公平性を高めた。 このように、インハウスの機能強化とオペレーションを効率化、さらに、運用プロセスの透明性・公平性の向上に取り組み、基本ポートフォリオに即した運用を安定的に継続させた。 オルタナティブ投資については、今後の長期的な投資収益確保の観点から、 - L P S (投資事業有限責任組合／リミテッドパートナーシッ
--	-------------------------------------	--	---	--	--	---	--

			④超過収益については、その源泉の多様化や自家運用の活用等を通じ、ポートフォリオ全体で確保することを第一とするとともに、アクティブ運用においては、データ分析等に基づく定量的・科学的な分析の活用を進める。 ⑤運用の高度化・多様化に対応するために、自家運用に係る業務について、統合化されたツール上で実行することでリスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図るなどミドル・バックの体制整備を図るとともに、資産管理機関等との連携等を強化する。		④ インハウス運用において為替フォワード及び外国債券先物取引を開始。伝統的４資産間において先物を併用した機動的なリバランスを実施する体制を整備した。インハウス国債ファンドにおける現物債券及び日本国債先物の売買を通じ、委託運用を含めた国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクを機動的かつ精緻に管理した。 インハウス運用の執行能力の向上及び執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図るため、法人内での報告ルール明確化、業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価、国債に係る入札参加者への加入、先物取引先の選定においてブローカー・エントリー制を導入といったインハウス運用における業務プロセスの改善策を実施した。加えて、執行状況について四半期ごとに検証を行い、マーケットインパクトを与えていないか等の点検を継続的に実施している。 アクティブ運用においては、金融工学に基づく定量的な分析により、外国株式１６ファンド、国内株式９ファンド、国内債券３ファンドを選定した。 ⑤ 更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関の最適化を進め、資産管理機関等（グローバルカस्टディを含む）との連携を強化し、機動的なリバランスに対応できるよう、ミドル・バック体制の構築を図った。また、自家運用にかかる業務について、更なる効率化と内部統制を両立させるため、統合化されたツール上の自動処理機能を活用した業務フローを構築するために、関連規程の見直しを実施した。 ⑥ 国内債券、外国債券、外国株式における証券貸付運用は、貸付割合への配慮等によりリスクを抑制しつつ、収益の獲得を図った。なお、外国株式の証券貸付運用においては、収益の獲得とスチュワードシップ責任との両立を図る取組を実施した。 ⑦ 貸付運用（レンディング）に係る令和７年度収益額 外国債券ファンド：１３１億円 外国株式ファンド：３３億円 国内債券ファンド：１７億円（うち自家運用：４億円）	ブ）手法（※１）により、新たにインフラストラクチャー分野で２案件、プライベート・エクイティ分野で２案件、不動産分野で４案件の投資契約を締結したほか、 ・ 既存分野での投資も進展したこと 等により資産額が着実に増加しており、２０２５（令和７）年度末のオルタナティブ資産の時価総額は５兆２,０６７億円（前年度末対比で約１兆１９０億円の増加）、年金積立金全体に占める割合は１.７４％（２０２４（令和６）年度末は１.６３％）と上昇しており、投資開始以来の内部収益率（IRR）はオルタナティブ資産全体で＋１０.８％となった。 令和８年３月末時点でのオルタナティブ資産のコミットメント総額は７兆８,５３６億円（昨年度７兆３,６３８億円） ●国内外の内訳（コミットメント） ・ 国内資産（円建て）は８,１００億円（昨年度６,８５０億円） ・ 海外資産（米ドル建て）は６兆５,３０３億円（昨年度６兆３,０７３億円）
--	--	--	---	--	---	--

		（２）運用対象の多様化 運用対象については、「第１の１ 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広に検討を行う。 オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から行うものであり、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材、法務・税務やリスク管	（２）運用対象の多様化 ①運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広に検討を行う。 ②オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から行うものであり、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、	（３）新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広に検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行っているか。 （４）オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上しつつ超過収益を獲得する観点から、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する人材や法務・税	（２）運用対象の多様化 ①期中の投資環境等を踏まえ、令和７年度に新たな運用対象の追加は行わなかった。一方、投資手法に関しては、国内資産への投資手法の多様化策として活用できる匿名組合出資について、経営委員会における審議の上、匿名組合出資の際に求める要件等を業務方法書に反映させた。 また、LPS 投資において、令和７年度にマネジャー・エントリー制度を導入した。従来実施してきた各種リソースの情報収集に加えて、マネジャー・エントリーを通じた小規模・新興の運用会社からの情報を併用することにより、選定における選択肢の拡大が図られた。 ②オルタナティブ投資に関する体制整備として以下の取組を実施した。 【体制の強化】 - 令和７年度に新たにオルタナティブ資産および伝統的資産のデータ分析に専門性を有する人員からなる「オルタナティブ投資のデータ分析専門チーム」を編成した。オルタナティブ資産間で異なる定量的分析手法を集約し、伝統的資産の運用部署や法人全体のリスク管理部署との連携を進めることにより、オルタナティブ資産の特性を踏まえた調査・分析を行う体制が強化された。 - フロントチームについては、超過収益を獲得する観点から投資に取り組むために求められる経験やスキルセットを明確化し、人材紹介会社と地道に擦り合わせを行いながら高い専門性を有する運用専門職人材の採用を進めた。また、専門人材の裾野拡大と知見の継承のため、令和７年度に新卒の運用専門社員を配置し、計画的な育成を開始した。	（３）インハウス運用において、為替フォワード及び外国債券先物取引を開始。伝統的４資産間において先物を併用した機動的なリバランスを実施する体制を整備するほか、オルタナティブ資産については、匿名組合出資の際に求める要件を業務方法書に反映させるなど、運用の高度化・多様化に資する新たな運用手法の導入を進めており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。 （４）オルタナティブ資産への投資について、フロント人材の採用・法務体制をはじめとしたミドル・バック機能の強化を進めながら、データ分析チームの編成・分析基盤の整備を行い、分析能力の強化を図った。 また、定量的リスク指標に基づくモニタリング強化や部門横断の連携により管理体制を高度化している。このような体制下において、超過収益獲得について高い確信度を持てる案件に対する新規投資を着実に進めており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	・海外資産（ユーロ建て）は 5,132 億円 （昨年度 3,715 億円） ●投資先の種別（時価総額） - インフラストラクチャーは 2 兆 4,643 億円（昨年度 2 兆 653 億円） - 不動産は 1 兆 6,523 億円（昨年度 1 兆 2,567 億円） - プライベート・エクイティは 1 兆 901 億円（昨年度 8,657 億円） （※１）L P Sは、2017（平成 29）年 9 月に運用対象となる有価証券として追加。投資スキームをシンプルにすることで、投資先の情報をより速やかに把握できるとともに、リスク管理の強化を図りつつリターン向上が期待できることから、海外の年金基金等でもオルタナティブ投資を行う場合に活用されている。2022（令和 4）年度から投資開始。 また、新たに、匿名組合を通じた投資を可能とするための業務方法書の改正を行い、投資機会へのアクセスを拡
--	--	--	--	--	--	---	--

		理等を担う人材の拡充、外部アドバイザーの活用等により良質な案件の選定力を高める。あわせて、ミドル機能及びバック機能の更なる充実による体制整備を図りつつ、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的にを行い、その検証結果を十分に踏まえながら、新たな投資手法の検討を含め着実に取組を進める。	高い専門性を有する投資フロント人材、法務・税務やリスク管理等を担う人材の確保・拡充並びに外部アドバイザーの活用等により超過収益獲得の確度が高い良質な案件の選定力を高める。あわせて、専門性を有する外部人材の活用を含めたミドル機能及びバック機能の更なる充実による体制整備を図りつつ、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的にを行い、その検証結果を十分に踏まえながら、新たな投資手法の検討を含め着実に取組を進める。	務やリスク管理等を担う人材の拡充等により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の更なる充実を始めとした体制整備を図りつつ取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果も十分に検討した上で、新たな投資手法の検討を含め着実に取組を進めているか。	・ミドルチームについては、オルタナティブ資産の運用報告やリスク管理に関する実務の専門知識を有する正規職員の新規採用を進めた。また、業務知識・ノウハウの共有、人材育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一層活用し、業務の効率の運営を行った。 ・バック機能を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を働かせる一方、L P S への新規投資開始等については、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。また、バック機能の更なる充実と業務効率性向上に向けた適切なリソース配分について、法人内の協議を進めた。 ・加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。具体的には、法務室のインハウス弁護士（社内弁護士）3 名及びインハウス弁護士に準じて業務を行う外部弁護士複数名を中心に、案件の必要に応じて専門性を有する適切な外部弁護士事務所を活用することにより、令和 7 年度においては、シングルファンドの新規投資案件 9 件を含む契約審査・法務レビューを行うことができた。また、投資案件の進捗状況の共有等を行うためオルタナティブ投資部と定期的に会議の場を設けることにより、両部室の連携を強化した。	大し、超過収益源の多様化を図る取り組みを進めている。 オルタナティブ投資は伝統的資産と異なり、資産固有の要素を考慮する必要がある。個別性の高いオルタナティブ投資を進めるに当たり、法人は運用リスク管理の体制整備を実施しており、これまでの取り組み（※ 2）に加えて、新たに、 ・オルタナティブ資産および伝統的資産のデータ分析に専門性を有する人員からなる「オルタナティブ投資のデータ分析専門チーム」を編成し、定量的分析に必要なデータ整備に着手している。 （※ 2）以下、これまでの運用リスク管理体制の取り組みを引き続き継続実施している。 ・インフラストラクチャー、不動産の資産特性を踏まえた内部管理方法として、他の資産と区別したポートフォリオを管理（基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点から、インフラストラクチャーと不動産の各フ
				【分析基盤の整備】 ・オルタナティブ資産に関する大量の詳細データ分析を効率的に実施するため、オルタナティブ資産のデータベース構築に向けた取組を進めた。オルタナティブ市場においては各運用会社から個別にデータ取得する必要がある、分析の精度を上げるために運用会社の範囲や、各社から取得するデータの種類・範囲を広げるには相当な労力が必要となる。そのため、このようなデータ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの公募を行い、応募のあった複数社に対する精緻なデューデリジェンスや契約交渉を経て、令和 7 年度にサービス・プロバイダーを選定した。選定後は、GPIF が独自に取得するデータ項目の要件定義等を行い、データを提供する運用者からのデータ取得に着手した。また、GPIF 内に構築するデータベースの構造について準備を進めた。 【リスク管理及び超過収益の検証】 従前から継続した取組として以下のとおり高度化の取組を進めた。 ・基本ポートフォリオに即した管理運用を行う観点より、インフラストラクチャーと不動産の各ファンドは、円通貨で運用		

			されるファンドの場合は国内債券５０％・国内株式５０％、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券５０％・外国株式５０％の配分で運用されるものとし、プライベート・エクイティについては国内株式または外国株式１００％として伝統資産と合わせて管理することを継続した。また、オルタナティブ資産の資産構成管理の精緻化を進めるとともに、外国資産の比率が高いことを踏まえて投資先と基本ポートフォリオとのリスク低減に向けた適切な内部管理手法を検討した。 ・ 超過収益の検証の取組として、各上場資産のベンチマークに対する超過収益を計測するために開発された Spread Based Direct Alpha（ＳＢＤＡ）の運用を拡大した。新規投資においては、全ての新規案件の選定においてSBDAを活用した超過収益の検証を行った。比較対象となる上場・非上場市場のデータの適格性や公平性に留意しつつ、個別ファンドの収益獲得の源泉を把握し、レバレッジ効果やアロケーションファクター等について分析・評価を行ったほか、個別投資先の収益獲得の源泉を分解して上場企業の株価変動要因と比較・評価を行うなど、超過収益獲得の再現性の検証手法の高度化を行った。また、既存投資先における超過収益の検証においては、オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場資産と未上場資産との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとし、投資先FoF（ファンド・オブ・ファンズ）とのパフォーマンス比較、各FoFのNAV（純資産総額）変動要因、SBDAとIRRのパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉の明確化を行った。オルタナティブ投資部によるこれらの分析結果を運用リスク管理部と共有し運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。		ファンドは、円通貨で運用されるファンドの場合は国内債券５０％・国内株式５０％、外国通貨で運用されるファンドの場合は外国債券５０％・外国株式５０％で運用されるものとして管理。なお、プライベート・エクイティは、国内株式または外国株式１００％として伝統的資産と合わせて管理）【Ⅰ－５参照】 ・ L P Sについて、運用受託機関等の選定及び年間の運用状況・活動状況に係る総合評価・モニタリングの実施を継続 また、超過収益獲得の確度を高めるため、 ・ 2023（令和５）年度に開発した、ＳＢＤＡ（Spread Based Direct Alpha。オルタナティブ資産と伝統的資産の運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として、より適切にオルタナティブ投資の上場市場に対する超過収益を測定）によりパフォーマンス分析が高度化し、超過収益の安定的確保を見込める新規案件の選定とともにファンド
--	--	--	---	--	--

③オルタナティブ投資において、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に

③ L P Sを活用したシングルファンドへの投資については、各オルタナティブ資産固有のデータやベンチマーク情報を用いた詳細な定量分析に基づく、超過収益獲得について高い確信度を持てる運用者のスクリーニングと、優れた運用実績を支える定性要因の分析結果等を踏まえ、令和７年度においてはインフラストラクチャー分野で２件、プライベート・エクイティ分野で２件、不動産分野４件のシングルファンドに対する新規投資の契約を締結した。また、インフラストラクチャー分野で投資済みのシングルファンドに対して、投資額の増額契約を１件締結した。また、LPSとの投資においてはGPIFのスケールメリットを活用してファンドと交渉し、GPIF専用フ

		検討した上で、シングルファンドへの投資や他のアセットオーナー等との戦略的パートナーシップ投資についての取組を進める。その際、投資手法の追加等、適切な投資手法の検討を継続する。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証をより有効に行うためのオルタナティブ資産のデータベース構築を進め、その検証結果を十分に踏まえながら適切に取組を進める。		ファンドの設立等によるフィー料率の低減や投資機会の確保を行った。 また、他のアセットオーナー等との戦略的パートナーシップ投資については、令和6年度に契約した戦略的パートナーシップにおいて投資が進んだ。 投資環境の整備については、従来から継続した取組として、ファンドに関する情報収集や運用受託機関との対話を通じて、公正価値評価の導入や運用状況の開示方法について情報、意見の交換を実施した。		のモニタリング等に活用したほか、超過収益の算出については、S B D Aの算出を上場、非上場資産のベンチマークに対して多面的に行い、また、超過リターンの源泉を確認すべく要因分析を行う等、リスク管理の精緻化・投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施 ・ 各ファンドの運用パフォーマンスデータ等の詳細かつ大量のデータを定期的かつ効率的に取得・保管・分析するため、オルタナティブ資産のデータベース構築に向けた取組が進展等、オルタナティブ資産の投資パフォーマンス分析手法の高度化・精緻化をより一層推進した。 さらに、個別性の高い同投資に対応する法務機能も引き続き強化し、新規案件の契約等に際し適切な支援がなされている。 また、ファンドに関する情報収集や運用受託機関との対話を通じて、公正価値評価導入や運用状況の開示方法について情報、意見の交換を実施し、法人の
		④オルタナティブ資産については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリングに関し、データベース・分析ツールを活用		④ オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。 ア. オルタナティブ資産に係るL P S への投資と運用受託機関の選定 令和7年度においては、L P S への投資では、インフラストラクチャー分野で2件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で4件のシングルファンドへの新規投資の契約を締結した。インフラストラクチャー分野で投資済みのシングルファンドに対して、投資額の増額契約を1件締結した。 運用受託機関の選定（投資一任方式）においては、国内不動産分野において既存運用受託機関1社と従来よりも収益性の高い新規ファンド・オブ・ファンズ1件の契約を締結した。		〈課題と対応〉 ● 伝統的資産については、定量的な分析に基づくアクティブファンド選定を行いながら、継続的なモニタリング・分析を踏まえ、適時適切にファンドを入れ替えることにより、引き続きリスク・リターン効率の高いアクティブポートフォリオを構築していくことが必要。 ● オルタナティブ資産については、法人ポートフォリオ全体の推定トラッキングエラーに対して比較的大きな寄与度を有することを踏まえ、新たに設置したデータ分析とリスク管理部署との連携の下、適切なリスク管理体制の下で、収益性とリスクを確認・検証しながら、リスクを適切にコントロールする手段・枠組みを検討していくことが必要。

			した定量的な分析力の強化と定量データを合理的に説明する定性的な分析の改善を図るとともに、インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産それぞれについて設定した収益目標等が達成されるよう、運用状況をモニタリングする。		また、海外不動産分野において、既存運用受託機関との市場環境を踏まえた潜在的な投資ニーズに関する協議を行い既存ファンド・オブ・ファンズの追加投資枠の設定契約を締結した。 イ．オルタナティブ資産への投資 令和８年３月末時点でのオルタナティブ資産のコミットメント額総額は７兆８,５３６億円となっている。国内外の内訳は、国内資産（円建て）は８,１００億円、海外資産（米ドル建て）は６兆５,３０３億円、海外資産（ユーロ建て）は５,１３２億円となった。各資産の内訳は、インフラストラクチャー分野は、３兆６,５２０億円、プライベート・エクイティ分野は、１兆７,５０６億円、不動産分野は、２兆４,５１０億円となった。 令和８年３月末現在での時価総額については、運用受託機関等を通じて各資産への投資残高を積み上げた結果、５兆２,０６７億円となり、令和７年３月末から１兆１９０億円増加した。各資産の内訳は、インフラストラクチャー分野は、２兆４,６４３億円、プライベート・エクイティ分野は、１兆９０１億円、不動産分野は、１兆６,５２３億円となった。 年金積立金全体に占める割合は、１.７４％となった。令和７年度の収益率は＋１０.０％、投資開始来の内部収益率（IRR）はオルタナティブ資産全体で＋１０.８％となった。 ウ．モニタリング、リスク管理の体制強化 平成２９年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和４年度より開始したL P S投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続してきた。その一環で、S B D A等の分析手法を有効活用するとともに、新たなデータベース構築に取り組むほか、新たな取組として以下を実施した。 ・新たなデータベース構築を進める一方で、AltTemplate等既存の情報・データソースの有効活用を図り、投資フロントにおける効率的なモニタリング業務をサポートする新たな予兆管理ツールの導入を行った。 ・毎月の投資委員会のオルタナティブ投資の運用状況報告資料の作成に必要なデータをTableau上に搭載し、同資料作成業務の効率化を行った。 従前からの取組として、以下を実施した。 ・オルタナティブ資産のパフォーマンスについて、上場資産、	投資において重視している透明性の確保や超過収益獲得の再現性の確度を高める上で必要な投資環境の整備に取り組んだ。 以上のとおり、新たに、伝統的資産４資産間において先物を併用した機動的なリバランスを開始したこと、国債入札への直接応札を開始したことなどにより、運用資産が増大する中でも市場への影響を抑制しつつ基本ポートフォリオに即した運用を安定的に継続する体制を構築した。この取組は、法律及び中期目標が定める市場への影響に十分に配慮した運用の下で、資産全体でのベンチマーク収益率の確保等運用目標の達成に寄与する大変重要な取組である。こうした新たな取り組みの結果、法人の自己評価【Ⅰ－５参照】にもあるとおり、米国の相互関税導入や中東情勢の不安定化を背景として市場変動が拡大する中にあっても、運用リスクを引き続き適切に制御する結果に現れており、非常に高く評価できる。
--	--	--	--	--	--	--

					未上場資産との比較を多面的に分析するため、資産毎に上場オルタナティブ資産インデックスや上場株式インデックスを市場参照インデックスとしたパフォーマンス分析・リスク管理を継続した。 ・パフォーマンス低下案件にかかるモニタリング注視先、不芳先の抽出基準を用いて、効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を実施した。 ・入手可能な各資産プライベート市場データと投資先F o Fとのパフォーマンス比較、各F o FのNAV変動要因、PM E+または新たに開発したS B D AとI R Rのパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。 ・投資パフォーマンス状況については、投資運用部と協働して通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化させ、適時・的確なレポートニングを実現した。		加えて、従来のオルタナティブ業界では各ファンドの選定・評価は定性評価が中心である中で、法人では定性評価に加えて、新たにオルタナティブ資産の定量的評価を行うためのデータ分析に専門性を有するデータ分析チームを新たに編成したほか、データ収集業務を支援するサービス・プロバイダーの選定といった法人独自のデータベース構築に向けた取組を進めるなど、超過収益獲得の確度を高める体制整備を行っている。 オルタナティブ投資において超過収益を獲得するため、優れたファンドの選定力の強化・リスク管理の高度化を推進しようとするこうした取組は、中期目標が定める、オルタナティブ投資を運用の効率性を向上しつつ超過収益を獲得する観点から着実に取組を進めることに寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 令和7年度に講じた法人における運用の多様化・高度化の取組は、運用収益の源泉の多様化を通じて長期的な収益の向上に資するもの
--	--	--	--	--	--	--	---

							であり、新たに優れた取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用の多様化・高度化に取り組むことが望まれる。 なお、流動性が低い等の固有の考慮要素があるオルタナティブ投資の推進に当たっては、ポートフォリオ全体に占める割合が増加するにつれて資産全体のリスクに与える影響も増大していることを踏まえ、リスク管理に引き続き留意するとともに、運用の効率性を向上しつつ超過収益を獲得する観点から着実に取り組まれない。 ＜その他事項＞ (外部有識者の意見) 特になし
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－4	運用受託機関等の選定、評価及び管理			
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
運用受託機関の評価、アクティブ運用ポートフォリオのレビュー等に基づく資金配分の見直し等を実施した回数	運用受託機関等の選定・評価・管理の強化	4 回	13 回						予算額（千円） 《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。						
マネジャー・エントリー制度によるエントリー数	運用受託機関の効果的・効率的な選定	1,030 件	1,194 件							決算額（千円）					
										経常費用（千円）					
										経常利益（千円）					
										行政コスト（千円）					
										従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 （1）運用受託機関に対しては定期的に定量的な実績を勘案し		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 （1）運用受託機関の管理は、少なくとも毎月 1 回、運用実績やリスクの状況について当法人から各運用受託機関に対して報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、運用受託機関ご	<評価と根拠> 評価：A 定量分析を活用し、リスクを適切にコントロールしながら超過収益獲得の再現性向上を図る観点から、地域別に構築した 4 地域の株式アクティブポートフォリオについて、構築・調整を行うための運営プロセスを確立した。		評価	S <評価に至った理由> 中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとること、運用

	進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。運用受託機関等の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すること。	進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。その際、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価する。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。 超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ	た定性評価を行う。その際、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価する。 (2) 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。	とに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかをミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 令和7年度においては、少なくとも月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じて運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 ファンドモニタリングの向上のため、運用受託機関とのミーティングの充実に努めた。具体的には、パフォーマンスの不振や運用体制の変化等が見られるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、それ以外のファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施するようにした。 スチュワードシップに特化したミーティング(※)をはじめ、その時々のテーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制としている。 (※) スチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、E S G (環境、社会、ガバナンス) の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。	(2) 株式アクティブ運用においては、地域別に構築した4地域の株式アクティブポートフォリオについて、構築・調整を行うための運営プロセスを確立した。 各アクティブポートフォリオを構成する個別ファンドの超過収益の要因(市場ベータ・スタイル・業種選択・銘柄選択等)を分解した上で分析を行い、期待された超過収益が継続的に創出されているかについて経時的なモニタリングを実施した。加えて、アクティブポートフォリオ全体についても、市場環境や個々のファンドの運用スタイルの変化に伴うリスク分散状況の変化を分析し、既存ファンドの総合評価と並行して有望な新規ファンドの選定(外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンド)を行うことで、ポートフォリオ全体での分散効果向上及び超過収益の底上げを図った。 国内債券においても、円金利市場環境が大きく変化する中で、国内債券アクティブポートフォリオの超過収益獲得能力向上とリスク分散を企図し3ファンドを追加選定した。 外国債券地域別パッシブ14ファンドを追加設定し、当該ファンドを活用することにより、リバランス頻度の増加に伴う特定の運用受託機関への負荷集中を軽減した。 外貨資産のリバランスを円滑に実施するため、伝統的資産用の外貨短期資産ファンドを新設した。	具体的には、各アクティブポートフォリオを構成する個別ファンドの超過収益の要因(市場ベータ・スタイル・業種選択・銘柄選択等)を分解した上で分析を行い、期待された超過収益が継続的に創出されているかについて経時的なモニタリングを実施した。加えて、アクティブポートフォリオ全体についても、市場環境や個々のファンドの運用スタイルの変化に伴うリスク分散状況の変化を分析し、既存ファンドの総合評価と並行して有望な新規ファンドの選定を行うことで、ポートフォリオ全体での分散効果向上及び超過収益の底上げを図った(令和7年度は外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンドを新たに採用)。 また、国内債券においても、円金利市場環境が大きく変化する中で、国内債券アクティブポートフォリオの超過収益獲得能力向上とリスク分散を企図し3ファンドを追加選定した。 加えて、安定的かつ機動的なポートフォリオ運営を支えるマネジャー・ストラクチャーの強化にも注力した。 外債地域別パッシブファンドを追加設定し、リバランス頻度の増加に伴う特定運用受託機関への負荷集中を軽減するほか、外貨資産のリバランスを円滑に実施するため、伝統的資産用の外貨短期資産ファンドを新設するとともに、運用受託機関間の資産移管の機動性向上を図る観点から、トランジション・マネジメント業務を内製化し、トランジション・マネジメント・ファンド7ファンドを解約した。 また、増加する運用受託機関情報を効率的かつ一元的に管理するためのシステム(CRM)を構築し、運用体制の整備を進めた。 さらに、運用受託機関等への資金配分・回収については、総合評価に基づく解約・配分見直しに加え、北米市場において少数銘柄が市場全体を大きく牽引する状況を踏まえ、リスク削減の観点から北米株式アクティブポートフォリオから一部資金回収を実施するなど、市場環境変化に応じた機動的なポートフォリオ運営を行った。	受託機関等の選定に当たっては過去の運用実績等だけではなく投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価することとしている。 この事項は、効率的な運用実施の主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、引き続き運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、リスク管理ツール及びR P A (Robotic Process Automation ; 情報の自動処理) 等も活用してファンドの状況等のモニタリングを日々効率的・効果的に行うことにより、法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を継続した。 また、超過収益獲得の再現性に必要な運用体制の構築を目指す取組として ・ 地域別に構築した4地域の株式アクティブポートフォリオについて、構築・調整を行うための運用プロセスを新たに確立した。 ・ 当該運用プロセスにおいて、各アクティブポートフォリオを構成する個別ファンドの超過収益の要因(市場ベータ・スタイル・業種選択・銘柄選択等)を分解した上で分析し、期待された超
--	---	---	--	---	--	---	---

		質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。 また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。		関等の選定・管理の強化のため、取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等を適切に行っているか。運用受託機関等の選定の際、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価しているか。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案しているか。	また、北米市場において少数の銘柄が市場全体を大きく牽引する状況を踏まえ、リスク削減のため、北米株式アクティブ運用ポートフォリオから一部資金回収を実施するとともに、国内外 ESG 指数投資について、各指数への配分バランスを見直し、残高の最適化を行った（I-5 参照） 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 令和7年度の総合評価において、評価が一定水準に満たなかった国内株式パッシブ1ファンド、国内株式アクティブ2ファンド、外国株式アクティブ5ファンドに対し警告を行うなど、評価の変更に応じて適切な対応を実施した。 イ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、以下のファンドを選定した。 ・国内債券アクティブ3ファンド ・国内株式アクティブ9ファンド ・外国株式アクティブ16ファンド ウ ポートフォリオ管理上の理由等から、以下のファンドの解約を決定した。 ・国内株式アクティブ2ファンド ・外国株式アクティブ1ファンド また、運用受託機関間の資産移管に係る業務を見直したことにより、トランジション・マネジメントファンドを解約した。 ・国内株式トランジション・マネジメント3ファンド ・外国債券トランジション・マネジメント2ファンド ・外国株式トランジション・マネジメント2ファンド さらに、運用体制の変更により運用能力に懸念が生じた国内株式アクティブ1ファンドを解約した。 エ 株式のスチュワードシップ責任については、スチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則での要請事項をベースに、運用受託機関の活動状況を、実質的な活動が評価に反映される体系（令和2年度変更）で評価している。また、債券スチュワードシップ責任についても、ス	以上のとおり、定量分析を活用した株式アクティブポートフォリオの構築・調整プロセスを確立し、超過収益獲得の再現性向上に向けた運用体制を構築するとともに、市場環境変化に応じた機動的なポートフォリオ運営を可能にするため、マネジャー・ストラクチャーを一段と強化したことは、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。 【評価の視点】 （1）伝統的資産においては、既存ファンドに対する総合評価に加え、金融工学を踏まえた定量的な分析により、外国株式、国内株式、国内債券アクティブファンドを追加選定するとともに、外国債券地域別パッシブファンドを追加設定し、リバランス頻度の増加に伴う特定の運用受託機関への負荷集中を軽減した。加えて、市場動向を踏まえ、リスク削減のため、北米株式アクティブ運用ポートフォリオから一部資金回収を実施するなど、機動的な資金配分の見直しを行った。 オルタナティブ資産ではより高い超過収益獲得を目指す観点から、データ分析に基づく LPS の投資拡大や、従来とは対象とするリスク・リターン領域が異なり、高い超過収益の確保が見込まれる新たなファンド・オブ・ファンズ設定に取り組むことを通じ、過去取り組んだファンド・オブ・ファンズを含めたオルタナティブ資産全体でのリスク・リターンの最適化を図っている。これらの取組により、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。 （2）高度な分析を通じたオルタナティブ投	過収益が継続的に創出されているかについて経時的なモニタリングを実施 ・併せて、最新のデータサイエンスに基づいた定量的分析を行うコンサルタントを活用し、超過収益獲得能力が高いと評価した、外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンド、国内債券アクティブ3ファンドを新たに選定 【I-3 参照】 マネジャー・ストラクチャーをさらに強化するため、 ・外債地域別パッシブファンドを追加選定し、リバランス頻度の増加に伴う特定運用機関への負荷集中を軽減 ・外貨資産のリバランスを円滑に実施するため、伝統的資産用の外貨短期資産ファンドを新設 ・運用受託機関間の資産移管に係る業務を見直したことにより、国内株式、外国債券及び外国株式の7トランジション・マネジメントファンドを解約した。 安定的かつ機動的なポートフォリオを実現するため、 ・年次の総合評価を踏まえ、評価が一定水準に満たないアクティブファンドに対し改善を求める等適切な対応を実施するとともに、ポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、国内株式及び外国株式の3アクティブ
--	--	---	--	---	---	---	--

				獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を行っているか。	チュワードシップ活動を行うための組織・人材が整備されているかについて運用受託機関を評価した。 オ 運用受託機関の管理・評価のため、R P A（ロボティックプロセスオートメーション）及びビジネスインテリジェンスツールを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析業務により多くの時間を割くことが可能となった。 カ 分析ツールである Aladdin や BarraOne の活用により当法人側でもファンド分析を行えるようになり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。 キ 各運用受託機関に関する情報（ファンド情報、総合評価結果、接触履歴等）を一元管理するための C R M を構築するとともに、運用体制を整備した。 ク 貸付運用（レンディング）に係る令和 7 年度収益額 外国債券ファンド：131 億円 外国株式ファンド：33 億円 国内債券ファンド：17 億円（うち自家運用：4 億円） ケ 運用方針で定めるリスク管理指標の遵守状況について運用リスク管理委員会において、自家運用ファンドのモニタリング結果について月次で資料を作成した。	資の超過収益獲得の確度を高める取組みや、スチュワードシップ活動の評価による付加価値の高い運用受託機関の採用といった取組みにより、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	ファンドの解約を決定するとともに、運用能力に懸念が生じた国内株式アクティブ 1 ファンドを解約 ・ L P S 投資で新たな契約を 8 件締結する等ファンドを着実に選定【I－3 参照】した。 以上のファンドの見直し・選定に加えて、 ・ 新たに E S G 指数投資をリバランスの対象として最適化を実施。 ・ サステナビリティ投資方針を踏まえた上で、E S G 指数・E S G ファンドの募集・選定手続を開始した。 さらに、法人内の体制強化や効率的な運用体制の実現を図るため、 ・ 運用受託機関に対しては、定期的に運用実績やリスクの状況の報告を求めるとともに、ファンドモニタリングの向上のため、パフォーマンスの懸念等があるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施 ・ 運用部門のミドル・バック業務を担う部署に、金融業界出身者を新たに採用・配置（計 1 名） ・ L P S 投資において、令和 7 年度にマネジャー・エントリー制度を導入し、選定における選択肢が拡大
--	--	--	--	---	--	--	--

（3）オルタナティブ資産については、自家運用と運用受託機関の適切な構成を検討するとともに、運用受託機関の採用にあたってはマネジャー・エントリ

（3）オルタナティブ資産についての取組

【オルタナティブ資産に係る L P S への投資と運用受託機関の選定】

令和 7 年度においては、オルタナティブ資産に係る L P S への投資が進捗した（I－3 参照）。運用受託機関の選定については、国内不動産分野で既存運用受託機関との間で目標リターンを高めた新規ファンド・オブ・ファンズへの契約を 1 件締結したほか、海外不動産分野において、既存運用受託機関との市場環境を踏まえた潜在的な投資ニーズに関する協議を行い既存ファンド・オブ・ファンズの追加投資枠の設定契約を締結した。また、国内インフラ分野で新たな運用受託機関の選定に向けマネジャー・エントリーによる公募の審査を継続した。選定にあたっては、超過収益獲

			一制を活用する。また、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意するとともに、モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。	(3)運用の多様化・高度化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を行っているか。 (4)運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を行っているか。	得の見込みの高さ、当法人と運用者とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系となっている点の確認に加え、利益相反に関する管理・対応態勢についても注視している。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】 採用した LPS や運用機関の管理は、月次及び四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取るにより行うこととしている。令和6年度においても、引き続き、インフラストラクチャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野で採用した運用受託機関等と上記のような定期的または随時ミーティング等を実施し、パフォーマンスの動向、リスクの所在の早期把握に努めた（I－3参照）。 【モニタリング、リスク管理の体制強化】 平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式、並びに令和4年度より開始した L P S 投資手法でのオルタナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に向けた取組を継続してきた（I－3参照）。 【マネジャー・エントリー制の開始】 LPS 投資において、令和7年度にマネジャー・エントリー制度を導入した。従来実施してきた各種リソースの情報収集に加えて、マネジャー・エントリーを通じた小規模・新興の運用会社からの情報を併用することにより、選定における選択肢の拡大が図られた。 (4) 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやB C P（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進め、日銀直接引受にかかる業務体制整備等、資産管理機関を柔軟に利用し運用の高度化を図った。 (5) 投資運用部運用総括課に新たに正規職員3名（課長代理1名、主事2名）を異動・配置した他、オルタナティブ投資部オルタナティブ投資総括課に金融業界等出身者を採用・配置し（運用専門職員1名/主事）、両部	(3) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (4) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 〈課題と対応〉 I－3の「課題と対応」を参照。	第4期中期目標期間を通じてマネジャー・ストラクチャーの強化に取り組んできたことに伴う、ファンドの大幅な増加に適切に対応するため、各運用受託機関に関する情報を一元的に管理し、効率的な情報の整理・抽出を可能とするシステム構築 といった取組も行った。 これらの取組により、不安定な市場環境が続いた中で、新たな運用の高度化・組織体制の強化などを通じて安定的な収益率獲得に努めた結果、4資産中2資産での超過収益率の確保（国内債券+0.26％、外国債券+0.17％）につながったと考えられる。 以上のとおり、令和7年度に新たに確立した株式アクティブポートフォリオの構築・調整を行うための運用プロセスについては、定量分析を活用した個別ファンドの超過収益の要因分析と、ポートフォリオ全体のリスク分散状況の分析の結果を踏まえ、既存ファンドの総合評価と並行して有望な新規ファンドの選定を行う画期的な取り組みである。 その結果として、令和7年度において外国株式アクティブ16ファンド、国内株式アクティブ9ファンドを新たに採用した。このようにポートフォリオ全体での分散効果及び超過収益獲得の再現性の向上
--	--	--	--	--	---	--	---

			(4) なお、マネジャー・エントリー制については、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価する。	におけるミドル・バック業務の体制強化を図った。 (6) マネジャー・エントリー制における審査においては、「業務方針」に基づく審査に加え、必要に応じて月次の定量データ（リターン及びその要因分析データ、ポートフォリオ特性値等）及び定性項目（運用機関の財務状況、内部統制体制、事務処理体制等）に加え、当法人が行う定量分析の精度をより高めるための、日次レベルでの定量データ（リターン・データ、個別銘柄単位のポジションデータ等）の提出を求め、適切に審査を実施している。	を図るためのプロセスを確立したことは重要な成果であって、非常に高く評価できる。 さらに、令和7年度から、国内株式及び外国株式のE S G 指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図る取組を開始したこと、サステナビリティに関するリスクの低減と市場平均収益率の確保の両立が期待される新たなE S G 指数・E S G ファンドの募集・選定手続を開始したことは、中期目標や法人のサステナビリティ投資方針が求める、「市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 以上のような運用受託機関等の選定・管理の強化及び資金配分の見直しに加え、更なる収益の源泉の多様化のための取組は、法人のポートフォリオの最適化、さらには将来にわたって運用資産全体の長期的なリターン向上等運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや様々な取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている
--	--	--	--	---	---

							と認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度				令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本ポートフォリオとの乖離状況を把握するとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数	適切なリスク管理	毎営業日	242 回						予算額（千円）						
										《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
運用リスクの高度化を推進する観点から、リスク管理のフレームワーク等について分析・検討を実施した回数	適切なリスク管理	11 回	11 回						決算額（千円）						
各種リスク管理の状況を経営委員会に報告し、経営委員会でモニタリングを実施した回数	適切なリスク管理	13 回	13 回						経常費用（千円）						
運用リスク以外のリスクの検証回数	適切なリスク管理	4 回	4 回						経常利益（千円）						
									行政コスト（千円）						
									従事人員数						

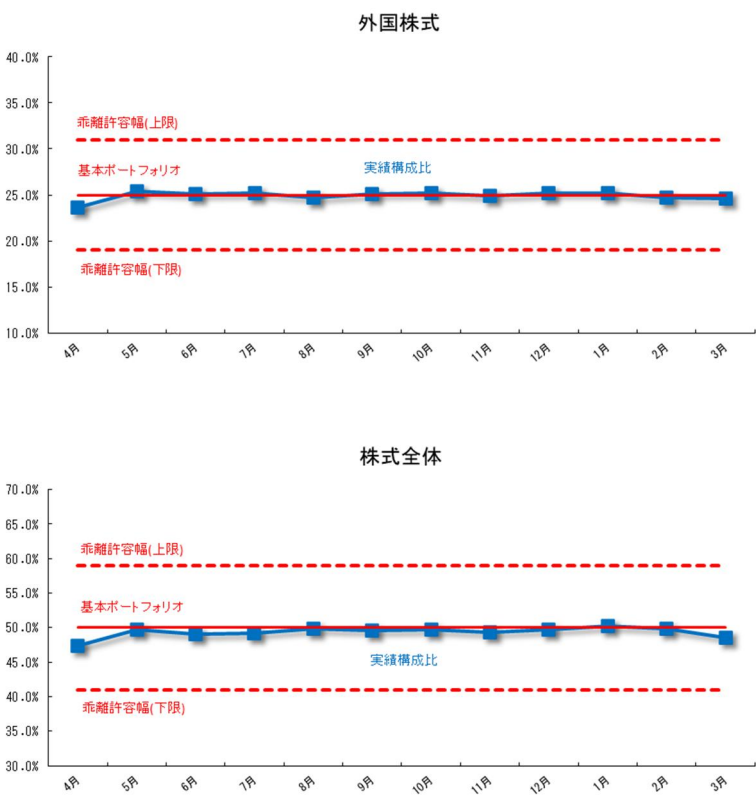
注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	6. リスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと。 また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図るとともに、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとしたリスク管理体制の一層の強	6. リスク管理 (1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に、必要がある場合には速やかに報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。加えて、国内の日中取引時間以外のリス	6. リスク管理 (1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に、必要がある場合には速やかに報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。 加えて、国内の日中取引時間以外		6. リスク管理 (1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。 リバランスの執行に当たっては、リバランスによるリスク低減効果の事前分析と結果の検証を都度実施することで、執行面においてもリスク管理を徹底した。 リスク管理の状況については、経営委員会開催の都度、理事長から報告を行い、管理運用業務担当理事からも詳細な報告を行った。さらに、毎四半期に担当部からも運用リスク管理状況等を、定量モデルを独自に応用して作成した多様な資料を用いて報告し、経営委員会において適切なモニタリングを行った。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量・定性データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期での報告を継続している。 基本ポートフォリオからの乖離リスク管理体制強化を目的として、海外時間（国内の日中取引時間以外）において、適時適切に自家運用による取引執行を行う場合の体制（必要となる工数を含む）について基礎調査を実施した。	<評定と根拠> 評定：S 運用資産規模が約 300 兆円に拡大し、市場のボラティリティが高まる局面においても、運用リスクを適切に制御した。推定トラッキングエラーは、令和7年度に 13～31bp で推移し、安定的な水準を維持している。 基本ポートフォリオに基づく運用資産の管理をより一層強化するため、資産全体の推定トラッキングエラーについて、リスク量の参照値を設定し、管理するためのフレームワークの運用を開始した。資産全体の推定トラッキングエラーを日次で計測し、参照値を踏まえて適切にリスクを管理している。 運用が高度化・多様化する中で、運用リスクを詳細に分析・評価する重要性が高まっていることから、各種リスク指標を多角的に捉えるため、複数のリスク管理ツールを用いて、日次で分析結果を把握し、複眼的なリスク管理を行った。投資戦略の立案に対して、リスク分析ツールを応用し柔軟かつ迅速なシミュレーションを広範に拡充している。 加えて、主要な投資戦略については、戦略間のリターンの相関関係やリスク量の配賦状況を推計するとともに、深掘りした詳細分析を運用リスク管理委員会において実施するなど、リスク管理の高度化に取り組んだ。 さらに、リバランスの執行に当たっては、運用受託機関と執行方法をきめ細かく調整し、市場に過度なインパクトを与えることのないよう配慮するとともに、リバランスによるリスク低減効果の事前分析と結果の事後検証を都度実施することで、執行面においてもリスク管理の徹底を図った。 運用部門においても、市場分析・マクロ経済分析を強化し、マクロ経済動向等を踏まえた幅広く多面的な分析を投資委員会に報告し、投資戦略の決定に活用するほか、円金利のボ	評価	S <評定に至った理由> 中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ることとともにミドル機能及びバック機能の充実を始めとしたリスク管理体制の一層の強化に取り組むこと、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと等としている。 この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、中期目標で求められた資産全体でのベンチマーク収益率の確保に対応した資産全体のリスク管理の強化や、主要国における金融政策の転換や政治情勢の変化等に伴うボラティリティが高い（値動きが激しい）市場環境に対応するきめ細やかなリスク管理として、以下の取組を引き続き行った。

	化に取り組むこと。その際、国内の日中取引時間以外のリスク管理体制についても検討を行うこと。 経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。 各種リスク管理に当たっては、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等にも与える影響についても適切に考慮するよう努めること。	制について検討を行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。	理体制について検討を行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。			ラティリティが高まる中、国内債券ポートフォリオ全体の金利リスク管理体制を強化した。 さらに、オルタナティブ投資について、リスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含むモニタリング方法を整理し、毎月及び四半期毎の運用リスク管理委員会への報告内容の改善を図るなど、オルタナティブ資産全体のリスク管理体制を強化している。 加えて、運用リスクにとどまらず、コンプライアンス・リスクに対する牽制機能を強化するため、令和7年9月に理事長直轄のコンプライアンス室を設置した。コンプライアンス・プログラムを新たに策定し、プログラムに基づく各種取組を展開するとともに、年間の実施状況を検証・評価し、次年度のプログラムを策定している。 さらに、全社レベルのリスクアセスメントに基づく監査を新たに実施し、被監査部署へ業務改善や内部統制強化を促すなど、3線機能を強化した。また、国内の日中時間以外を含めたリスク管理体制の在り方について、着実に検討を進めている。 以上のとおり、運用資産規模の拡大に伴いリスク管理の難易度が高まる中、米国の相互関税導入や中東情勢の不安定化を背景とした市場変動の拡大、さらには円金利環境の変化といった厳しい運用環境に対応しつつ、一線・二線・三線それぞれにおいて、新たな取組を積み重ねながらリスクを適切に制御し、堅実なリスク管理体制を一層強化した。 これらの取組は、当法人の目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」の達成を支える観点から、量的・質的両面で所期の目標を上回る顕著な成果であると判断し、Sと評価する。	①資産全体のリスク管理（基本ポートフォリオとの乖離状況の把握・分析等） - 基本ポートフォリオとの乖離状況について、インハウスで実施した株価指数先物取引の情報、決定したリバランス情報も迅速に反映する等、引き続き適時適切に把握・分析を実施 - 日次でのリスク把握・分析に当たっては、リスク管理ツールを複数活用し（Aladdin及びBarra one）、複数のリスク計測に用いるデータ（ABOR（会計用データ）及びINAV（投資判断用NAV。運用資産額を把握するツール））、複数の観測期間や保有期間による資産全体のリスク管理指標（推定トラッキングエラー（※1）やVaRレシオ（※2）等）の計測・詳細分析を実施。分析に当たっては、資産配分効果の従来の要因分析に加え、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な分析を実施 - オルタナティブ資産の年金積立金全体に占める割合の増加に伴い、リスク管理をより精緻に行う観点から、インフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統的資産＋プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオでのリスク管理を日次で実施
--	--	--	--	--	--	---	---

		① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を適宜把握するとともに、資産全体の基本ポートフォリオからの乖離リスクについて、参照値を設定した上で、適切な管理を行う。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体について、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理し、リスク負担の程度についての分析	① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオの乖離状況を適宜把握するとともに、資産全体の推定T Eについて、参照値を設定した上で、適切な管理を行う。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体について、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理し、リスク負担の程度について、分析及び評価（アクティブ運用等	＜評価の視点＞ （１）年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を適宜把握するとともに、資産全体の基本ポートフォリオからの乖離リスクについて、参照値を設定した上で、適切な管理を行っているか。	① 資産全体 【乖離状況の把握等】 資産全体のリスクを適切に管理するため、新たに設定した参照値に基づき資産全体の推定T Eを日次で把握し、適切な管理を行った。また、インハウス運用で実施した先物取引や決定したリバランス情報等を約定日ベースでタイムリーに反映した年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況も継続して管理した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和7年度においては、乖離許容幅の上限または下限に達することはなかった。 また、市場分析については令和7年度においても定量分析の体制を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 運用の高度化・多様化が進む中で、複眼的かつ詳細分析に基づく運用リスク管理をより一層推進していく観点から、複数のリスク分析ツールを利用し、それぞれのモデル特性等を踏まえて、各ツールの機能を活用した分析を行った。 伝統資産の乖離要因の分析については、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果といった従来の要因分析に加え、金利やクレジット等のリスク・ファクターベースの分析や投資戦略ごとの分析をタイムリーに実施するなど、複眼的な分析に基づき部署横断で意見交換を行い、PDCAサイクルの向上を図った。 オルタナティブ資産の乖離要因の分析については、資産規模の拡大によりリスク寄与が高まっていることから、「伝統資産＋プライベート・エクイティ」及び「インフラストラクチャー＋不動産」でのリスク管理を継続して分析を実施するとともに、伝統資産との違いを踏まえたオルタナティブ資産の管理方法について継続的な検討を行った。 また、複眼的な分析結果をよりタイムリーに共有するため、データベースの開発・改良・整備を一層推進するとともに、自動化や効率化も継続し、その分析結果をビジネスインテリジェンスツールに搭載することで運用の高度化・多様化に対応した。 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況及び、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を日次で把握し、投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着している。	【評価の視点】 （１）資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を適時適切に把握するとともに、新たに設定した参照値に基づき資産全体の推定T Eを日次で把握した。また、推定T Eを含めたリスク指標を多角的に捉えるため、複数のリスク管理ツールを用いて日次で分析結果を把握し、複眼的な資産全体のリスク管理を行っており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	【I - 3 参照】 ・ ストレステスト(大きな市場変動による収益への中長期的な影響を分析するもの)を実施 ・ 市場分析については、体制を強化の上多面的な分析を行い、資金配分・回収に活用これらにより、投資行動のPDCAサイクルの精度を向上させる等、資産全体のリスク分析の高度化を通じて、基本ポートフォリオに即した管理運用の更なる精緻化に取り組んだ。 （※１）目標とするベンチマーク収益率と運用ポートフォリオの収益率との差（超過収益率）の標準偏差で表すもの。分析ツール等を用いて構成される銘柄間の相互依存関係を統計的に推計して計算。 （※２）リスク量の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示す指標。１に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。 ②各資産のリスク管理 ・ 各戦略やファンド別に細分化したリスク寄与度を計測・共有するとともに、深掘りした詳細分析を運用リスク委員会において実施 ・ 国内外ESG指数投資について、各指数への配分バランスを見直し、残高の最適化を実施【I - 6 参照】
--	--	---	---	--	--	---	--

		及び評価（アクティブ運用等の投資行動に沿った要因分解を含む。）並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。	の投資行動に沿った要因分解を含む。）並びに複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。		●基本ポートフォリオとの乖離状況 国内債券 外国債券 債券全体 国内株式	をはじめ、さらに取組を強化 ③経営委員会による適切なモニタリング 引き続き、経営委員会で、理事長に加え管理運用業務担当理事兼C I Oからも足元の詳細なリスク管理状況等を報告 ④リスク管理の強化のための体制整備 ・ リバランスのための専門チームが、市場影響やコスト等を勘案しつつ、執行方法を運用機関ときめ細かく調整の上、適時適切にリバランスを実施。資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかの事後検証を実施【I - 1 参照】 ・ ミドル部署に加え、フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用してリスクの把握・分析を実施し、法人全体でのリスクの把握・分析、機動的な対応力を向上 ・ オルタナティブ投資のリスク管理体制も強化【I - 3 参照】 さらに、運用フロント部門におけるリスク管理強化として、新たに ・ 市場分析・マクロ経済分析を強化し、マクロ経済動向等を踏まえた幅広く多面的な分析を投資戦略の決定に活用 ・ イールドカーブの形状変化等の影響を含めた精緻な
--	--	---	--	--	---	--



(注) 資産構成割合は月中平均残高を用いて算出

【資産全体の運用リスク管理】

令和7年度は、資産全体の推定T E（トラッキングエラー）の参照値を設定し、これに基づきリスク管理を行った。

運用が高度化・多様化する中で、運用リスクを詳細に分析評価する重要性が増しており、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間2年及び5年）やVaR レシオ（実績ポートフォリオのVaR÷基本ポートフォリオのVaR）を始めとする各種リスク指標を多角的に捉えるため、複数のリスク管理ツールを用いて、日次で分析結果を把握し、複眼的なリスク管理を行った。

また、資産全体に加えて、「伝統資産＋プライベート・エクイティ」及び「インフラストラクチャー＋不動産」でも日次ベースでのリスク管理を行った。

令和7年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラーは13b～31bp（1bp＝0.01％）、②VaR レシオは0.98～1.02で推移した。

分析に基づく運用を実施し、国内債券ポートフォリオの金利リスク体制を強化

- ・ オルタナティブ投資について、リスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含むモニタリング方法を整理し、モニタリング報告内容の改善によりオルタナティブ資産全体のリスク管理体制を強化した。

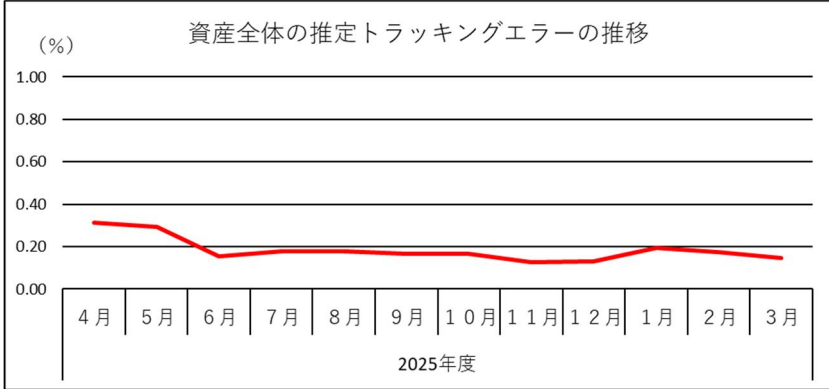
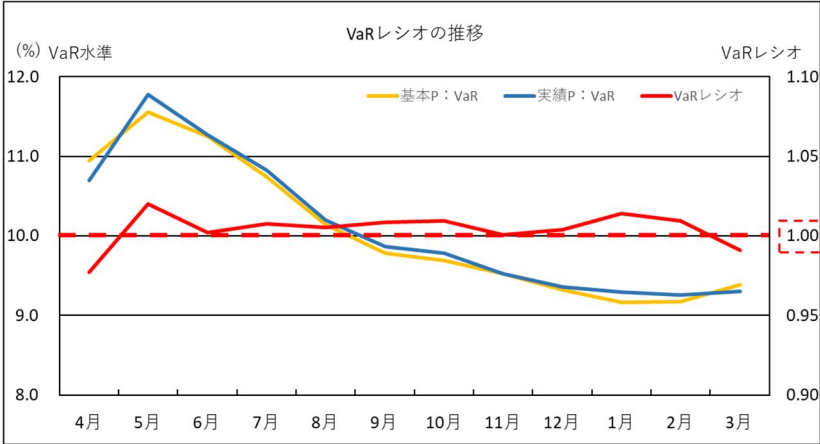
ミドル・バック部門におけるリスク管理強化として

- ・ 基本ポートフォリオからの乖離リスク（推定トラッキングエラー）について、リスク量の参照値を設定し、基本ポートフォリオのリスク管理に必要なフレームを構築
- ・ リスク分析ツールを応用し柔軟かつ迅速なシミュレーションを拡充するとともに、複数のリスクシナリオに基づくストレステストやシナリオ分析を実施し、投資戦略を高度化した。

また、

- ・ コンプライアンス室の設置やコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、全社レベルのアセスメントに基づく監査体制を実現するなど、運用リスク以外のリスクに関する管理体制を多重的な牽制体制へ高度化した。

				（２）適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体の市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を適切に管理し、リスク負担の程度についての分析及び評価（アクティブ運用等の投資行動に沿った要因分解を含む。）並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行っているか。	【市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等の管理】 市場リスクについては、金利等のリスク・ファクターが保有資産に与える影響を様々な切り口で捉えるとともに、複数のリスク分析ツールを用いることに加え、観測期間を複数設定して分析する等、より複眼的に分析を行った。 流動性リスクについては、キャッシュアウトの予期せぬ増加等により通常よりも著しく高い資金調達コストを負担することがないよう年金特別会計の見通し等を確認するとともに、通常よりも著しく不利な価格で取引を行うことがないよう、市場流動性を踏まえたリスク管理を行った。 信用リスクについては、保有資産の発行体等の財務状況の悪化等により損失を被るリスクの分析を行った。 カントリーリスクについては、様々な分類基準で抽出し、当該国への投資額推移の分析を行った。 なお、令和７年度は、上記のリスク管理に加え、オルタナティブ投資の為替ポジションについて分析するなど、投資行動に即した適時適切なリスク分析を行った。	（２）年度計画に定める所期の目標を達成している。	こうした取組により、資産額が拡大するとともに、為替や株式市場等の変動性が高まる局面があった中でも、運用リスクを引き続き適切に制御した。 ・推定トラッキングエラー：13bp～31bp と低位で推移（前年度は 13bp～27bp） ・V a R レシオ:0.98～1.02 と低位で推移（前年度は 0.98～1.01） 等 以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、法律及び中期目標に定める年金積立金の安定的かつ最低限のリスクで効率的に運用する上で重要な取組であり、基本ポートフォリオに沿った機動的・効率的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、資産全体でのベンチマーク収益率の確保等運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、新たな取組で対応を充実強化していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人に置いては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保
--	--	--	--	--	---	---------------------------------	--

				〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉  〈VaR レシオの推移〉  (注) 各月の数値は、作成時点のリスク推定モデルを用いて算出した月中平均値です。	の観点から、適切かつ効率的なリバランスの実施や運用の高度化・多様化に対応するリスク管理の検討とともに、地政学上のリスクをはじめとした多様なリスクが取引環境を含め金融市場等と与える影響についても適切に考慮するよう努める等、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ (外部有識者の意見) 特になし (3) 複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析に留まらず、各戦略やファンド別に細分化したリスク寄与度を計測・共有するほか、深掘りした詳細分析を運用リスク委員会において実施するなど、アクティブリスク全体の最適化を図っており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。
	② 各資産 各資産と基本ポートフォリオ策定に用いるベンチマークとの乖離リスクを適切に管理する。	② 各資産 各資産と基本ポートフォリオ策定に用いるベンチマークとの推定TEを適切に管理する。	(3) 各資産と基本ポートフォリオ策定に用いるベンチマークとの乖離リスクを適切に管理しているか。	② 各資産 令和7年度は、新たに設定した資産全体の推定TEの参照値に基づき日次で複数のリスク分析ツールかつ複数の観測期間を用いて計測するとともに、各戦略やファンド別に細分化したリスク寄与度を計測し、ビジネスインテリジェンスツールにて情報を共有した。 また、投資戦略の立案に対して、リスク分析ツールの応用で柔軟かつ迅速なシミュレーションを大幅に拡充した。主要な投資戦略については、戦略間のリターンの相関関係やリスク量の配賦状況を推計した。 運用リスク管理委員会で戦略別リスク・リターンの関係性を詳細に議論し、アクティブリスク全体の最適化を定量・定性両面から支援した。 投資委員会における新規提案のシミュレーションを行いリスクの事前評価を行ったほか、オルタナティブファンドの新規投資の際には、ファンド単体に加えポートフォリオ全体に対する寄与を試算する等、投資の意思決定におけるリスク分析の高度化を推進した。	

		③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。	③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じ各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するととも	(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価を行っているか。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行っているか。	経営委員会においても上記の議論に用いた情報の一部を提供し、執行部におけるリスク管理戦略を共有してPDCAサイクルに寄与した。 これらの取組に加え、投資戦略毎にファンド別、銘柄別のリスク寄与度の計測を開始し、詳細な時系列分析と情報共有に向けて、データベースを拡充した。 ③ 各運用受託機関 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。また、運用受託機関からの報告に加え、当法人においても日次モニタリングを実施し、リスク管理目標値を超過した事案を能動的に捕捉し、必要に応じて是正を求めた。 ウ 運用に関するミーティングの実施時期に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。 エ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 オ 基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式のESG指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図っている。 ESG指数投資の最適化では、まず、ポートフォリオ全体のリスクを抑えるため、各ESG指数への配分額を見直している。 現在採用しているESG指数はESG評価の優れた企業のみを選ぶ「ベ	(4) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	
--	--	---	---	---	---	----------------------------------	--

			に、運用体制の変更を把握し、コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。 さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化の一環として投資判断用データベースの活用等を継続し、運用の改善を図る。		ストインクラス型」と、ESG 評価の優れた企業の構成比率を上げつつ、全ての親指数構成企業を ESG 指数に含める「ティルト型」に大別されるが、多くの場合は「ベストインクラス型」は「ティルト型」よりもリスクが大きい傾向にある。「ベストインクラス型」や「ティルト型」といった特性を考慮し、各指数への配分バランスを見直すことで、一定程度のリスク抑制効果が期待できる。各 ESG 指数への配分バランスを見直した上でもなお、抑制しきれないリスクについては、全体の残高調整によって対応している。 カ オルタナティブ資産のデータ管理ツールについては関係各部と緊密に連携を取り、長期的に安定運営を行う観点より令和 4 年度に新たに開発したインハウスのデータベースへの切り替えを実施・活用している。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】 インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。 加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。 そうした運用受託機関からの定期的レポートを基に、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに加え、各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、定量的リスク管理指標を注視案件の抽出基準として設けた個別案件モニタリングを実施し、問題の早期発見に努めた。さらに、各 FoF の NAV 変動要因分析、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとの PME+や新たに開発した SBDA によるパフォーマンス比較により超過収益の源泉を明確化し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス・リスク計測・分析手法の高度化・精緻化を図った。これらの各種分析については、オルタナティブ投資部と運用リスク管理部が協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。	
	④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し、	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産	(5) 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する	④ 各資産管理機関 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。	(5) 資産管理機関に対して、適切な管理及び評価を行うために、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示した。また、自家運用における一	

		資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、BCP（事業継続計画）等の観点から資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視するとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。	管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。信用リスクについては、随時管理する。BCP（事業継続計画）も想定した資産管理機関との連携等について検討を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。	る資産管理ガイドラインを示すとともに、各社の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価を行っているか。また、資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視するとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進めているか。	イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやBCP（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進めた。 エ 資産管理機関における体制変更等については、資産管理に影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和7年度においては、2社5件の人事異動等による体制変更を確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。 カ 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、資産管理機関において、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備が図られた。	連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することを前提とした関連規程の整理により、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質の向上を実現し、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	
--	--	---	--	--	--	---	--

		⑤ 自家運用運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。	⑤ 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドライン等を定め、随時遵守状況を適切に管理する。	(6) 自家運用において、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理しているか。	⑤ 自家運用運用方針で定めるリスク管理指標の遵守状況について運用リスク管理委員会において、自家運用ファンドのモニタリング結果について月次で資料を作成した。 なお、投資運用部及び運用管理部では、各ファンドにおいて月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券ファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク及び約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、デリバティブファンドでは証拠金の管理について、運用方針に基づき、遵守している。	(6) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	
		⑥ トランジションマネジメント資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する。	⑥ トランジションマネジメント資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する。	(7) 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理しているか。	⑥ トランジションマネジメント資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用受託機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。	(7) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	
		(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等運用資産が増大し、オルタナティブ投資も着実に推進するなど運用対象を多様	(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等運用資産が増大し、オルタナティブ投資も着実に推進するなど運用対象を多様化	(8) ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、3線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するな	(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ全体へのリスクへの影響が大きくなってきたため、資産全体に加えて、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産＋プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオでのリスク管理を行った。 また、フロント部門とは独立してミドル部門でも複数のリスク分析ツールを用いて分析し、リスク管理情報をビジネスインテリジェンスツールに掲載し、投資行動のPDCAサイクルに寄与するための分析を行った。その際、分析に用いるデータについて、会計用の確報データに加え	(8) フロント部署における運用リスク管理の強化に加え、コンプライアンス・リスクに対する牽制機能を強化するためコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス・プログラムの新規策定・実行する等2線部署による牽制体制を強化するとともに、3線を担う監査室において全社レベルでのリスクベース内部監査を実施し、リスク管理強化につなげる等、多重的な牽制体制の高度化を図っており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	

		化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、3線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するなど、リスクを適切に管理するための体制の一層の強化に取り組む。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク・リターン分析ツール等をはじめとした各種ツールを活用する基盤整備を一層進めるとともに、各種リスク管理に当たっては、地政学上のリ	ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、3線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するなど、リスクを適切に管理するための体制の一層の強化に取り組む。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク・リターン分析ツール等をはじめとした各種ツールを活用する基盤整備を一層進めるとともに、各種リスク管理に当たっては、地政学上のリ	ど、リスクを適切に管理するための体制強化に取り組んでいるか。 (9) リスク管理の高度化を推進する観点から、各種ツールを活用する基盤整備を一層進めるとともに、各種リスク管理に当たっては、地政学上のリスクや気候変動リスク等の多様なリスクが金融市場等に与える影響について適切に考慮するよう努めているか。また、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進めているか。 (10) 業務リスクやコンプライアンス・リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図っているか。 (11) 各種リスク管理の状況について経営委員会に定期的かつ必要がある場合には速やか	て投資判断用の速報データを活用し、速報性も高めた。 さらに、職員の採用と教育を継続的に注力するなど、ミドル機能の充実・強化を図る取組を進めた。 フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施。 加えて、国内債券ポートフォリオの管理体制を強化。新たに政策ベンチマーク対比の推定トラッキングエラーを円金利リスクの管理基準と設定し、イールドカーブの形状変化等の影響を含めた精緻な分析に基づく運用を実施した。 その上で、現物債券の売買に関して、国債入札への直接応札を開始する（I－3参照）など、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応能力が大きく向上している。 資産管理機関の最適化を進め、日銀直接引受にかかる業務体制整備等、資産管理機関を柔軟に利用し運用の高度化を図った。また、自家運用における一連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤システム上の機能について新商品対応を進めるとともに、関連規程の整理を行い、オペレーショナル・リスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図った。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、第一線部署のオルタナティブ投資部と第二線部署の運用リスク管理部がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。（I－3再掲） 多様なリスクが金融市場の変動を通じてポートフォリオに影響を与えることから、複数のリスクシナリオに基づくストレステストやシナリオ分析を実施して考察し、投資の意思決定に資する分析を行った。 業務リスク等を適切に管理するために以下の取組を行った。 ・業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、法人内に改善策を含む発生内容を周知した。 ・理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの顕在化を予防・管理するために全組織的に潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等を実施した結果について審議したほか、委託先も含めた顕在化した業務リスクの発生状況を共有した。なお、潜在的な業務リスク等の識別等の実施にあたっては、第5期中期計画の初年度であることを考慮し、全面的な再点検、再構築を念頭に取り組んだ。 ・業務マニュアルの定期点検を実施し、最新の内容に更新した。	(9) リスク計測に用いるデータについて、会計用の確報データに加えて投資判断用の速報データを活用し、速報性も高めるとともに、分析の基盤となるデータベースの開発・改良・整備を一層推進した。 また、複数のリスクシナリオに基づくストレステストやシナリオ分析を実施して考察し、投資の意思決定に資する分析を行うなど、リスク管理の高度化が進捗しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた (10) 統合的なリスク管理の検討に着手するほか、運用業務の変化や組織体制の見直し、さらには災害リスクの多様化を踏まえ、実効性の向上を目的とした業務継続計画の全面的な見直しに着手し、初動対応行動計画の素案を策定するなど、リスク管理の枠組みの強化に向けた取組が進捗しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果を得られた。 (11) 理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で年間12回	
--	--	---	---	---	---	--	--

		スクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等にも与える影響についても適切に考慮するよう努める。加えて、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。 さらに、業務リスクやコンプライアンス・リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図る。	によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等にも与える影響について、ストレステストやシナリオ分析を実施する。加えて、長期投資の視点からのリスク管理手法の予備調査を進める。 さらに、業務リスクやコンプライアンス・リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務支援機能の更なる拡充・強化・活用を進めるとともに、運用コンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス専門部署の設置などコンプライアンス体制を強化することにより、適時適切	に報告し、経営委員会において適切にモニタリングを行っているか。また、国内の日中取引時間以外のリスク管理体制について検討を行っているか。	・リスク管理機能強化の一環として「統合的なリスク管理の在り方、優先して整備すべきリスク管理機能の整理」を課題に掲げ、検討に着手した。 法人が2012年に制定した業務継続計画（BCP）について、近年の運用業務の変化や組織体制の見直し、さらには災害リスクの多様化を踏まえ、実効性の向上を目的とした全面的な見直しに着手した。2025年度においては、その第一段階として現行業務の棚卸し及び影響度分析を実施し、災害時に優先的に継続・復旧すべき重要業務の再整理を行うとともに、発災直後の対応を明確化するため、初動対応行動計画の素案を策定した。 内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家による知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、先物取引等に関する海外規制当局対応の検討などで各分野に専門性を有する外部法律事務所を活用することで、法務リスクの早期把握及びそれらへの適切な対応を行った。 コンプライアンス・リスク管理を高度化するため、初めてコンプライアンス・プログラム（年度計画）を策定し、PDCAサイクルを始動させた。また、当該プログラムに基づいて令和7年9月にコンプライアンス室を設置し、運用コンプライアンスの知見を持つ運用専門職員を配置するとともに、運用コンプライアンスの専門性を有する人材をコンプライアンス・オフィサーに任命して体制の強化を図った。そして、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス・プログラムの実施状況を検証・評価し、次年度のプログラムを策定した。 全社レベルでのリスクアセスメントに基づく内部監査を実施し、リスク管理の強化に繋げ、3線機能の強化を実施した。 理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で年間13回報告し、経営委員会によるモニタリングを実施している。	報告したほか、インハウス運用にかかる海外時間での執行体制・リスク管理体制強化を目的とした基礎調査・検討を実施しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果を得られた。 〈課題と対応〉 ● ポートフォリオ全体のリスク管理の観点から、法人自ら国内外の市場動向を常時把握し、資産規模が拡大する中であっても、市場流動性を加味しながら機動的かつ安定的なリバランス等を検討・実行。（I-2再掲） ● オルタナティブ資産については、法人ポートフォリオ全体の推定トラッキングエラーに対して比較的大きな寄与度を有することを踏まえ、新たに設置したデータ分析とリスク管理部署との連携の下、適切なリスク管理体制の下で、収益性とリスクを確認・検証しながら、リスクを適切にコントロールする手段・枠組みを検討していくことが必要。（I-3再掲） ● リスク管理機能強化の一環として「統合的なリスク管理の在り方、優先して整備すべきリスク管理機能の整理」について検討・実施を進める。 ● 運用の高度化・多様化に対応するためのミドル・バック機能の継続的な強化。 ● リスク管理体制の一層の強化に向けて、インハウス運用における海外時間のリスク管理体制について検討を着実に進める。	
--	--	--	---	--	---	--	--

			に対応する。 加えて、災害などの緊急事態においても必要な業務が継続できるよう、BCPや事務マニュアルの改善など必要な取組を継続的に進める。				
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I—6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
スチュワードシ ップ活動の評価を目的とした運用受託 機関との間でのエンゲージメント実施回数	スチュワード シップ活動の 推進	100 回	121 回						
スチュワードシ ップ活動に関する TOPIX 構成企業 向けアンケートの 回答数	スチュワード シップ活動の 推進	37.3%	37.5%						
スチュワードシ ップ活動に関する TOPIX 構成企業 向けアンケートの 回答企業のうち法人のスチュワード シップ活動の評価 する企業の割合	スチュワード シップ活動の 推進	79.1%	77.2%						
E S G 投資の効果 の検証を実施した 回数	E S G 投資に よる長期的な 収益の確保	12 回	19 回						
GPIF のポートフ ォリオの ESG 評 価（国内株式）	E S G を考慮 した投資の推 進	TOPIX スコア	FTSE : 3.69/5.0 MSCI : 7.22/10.0 (TOPIX) FTSE : 3.66/5.0 MSCI : 7.16/10.0						
GPIF のポートフ ォリオの ESG 評 価（外国株式）	E S G を考慮 した投資の推 進	ACWI スコア	FTSE : 3.44/5.0 MSCI : 6.67/10.0 (ACWI) FTSE : 3.43/5.0 MSCI : 6.63/10.0						
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度				
予算額（千円）									
決算額（千円）									
経常費用（千円）									
経常利益（千円）									
行政コスト（千円）									
従事人員数									

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資 （1）スチュワードシップ責任を果たすための活動 年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を	7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資 （1）スチュワードシップ責任を果たすための活動 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるE S G（環境、社会、ガバナ	7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資 （1）スチュワードシップ責任を果たすための活動 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。 スチュワードシップ責任を果たすための活動（議決権行使権限を有する場合は議決権行使を含む。以下「スチュワードシップ活動」という。）の目的が専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであること		7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資 			

	踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上で基本的な方針に沿った対応を行うこと。 アセットオーナー・プリンシプル（令和6年8月28日内閣官房策定）を踏まえ、アセットオーナー・プリンシプル取組方針に沿って、	ンス）要素を含むサステナビリティの重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。「責任ある機	を運用受託機関に示す。その際、上記スチュワードシップ活動の目的に沿って、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含むサステナビリティを考慮した取組を推進することを明確化する。また、特に、日本においては、企業の資本配分や関連する情報開示が重要課題となっていることを踏まえ、持続的な企業価値向上につながる資本配分や事業戦略の促進などを重視する。 管理運用法人は、企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねる。運用受託機関からは、スチュワ	＜評価の視点＞ （１）企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねているか。 （２）スチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たって、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含むサステナビリティ（ESG要素を含む中期的な持続可能性）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲ	令和7年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ176ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。令和7年度における行使状況は次のとおりである。 （国内株式） a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：70 ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド b 行使内容 ●国内株式 <table><tr><th></th><th colspan="3">令和7年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛成</td><td>263,887 (90.1%)</td><td>483 (7.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反対</td><td>29,044 (9.9%)</td><td>6,435 (93.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合計</td><td>292,931 (100.0%)</td><td>6,918 (100.0%)</td><td>299,849</td></tr></table> （注）割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。 （外国株式） a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：106 ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド b 行使内容 ●外国株式 <table><tr><th></th><th colspan="3">令和7年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛成</td><td>366,815 (86.6%)</td><td>5,887 (38.2%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反対</td><td>56,726 (13.4%)</td><td>9,531 (61.8%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合計</td><td>423,541 (100.0%)</td><td>15,418 (100.0%)</td><td>438,959</td></tr></table> （注）割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下		令和7年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	263,887 (90.1%)	483 (7.0%)	－	反対	29,044 (9.9%)	6,435 (93.0%)	－	合計	292,931 (100.0%)	6,918 (100.0%)	299,849		令和7年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	366,815 (86.6%)	5,887 (38.2%)	－	反対	56,726 (13.4%)	9,531 (61.8%)	－	合計	423,541 (100.0%)	15,418 (100.0%)	438,959	企業の紹介や、新たに「サステナビリティ関連財務情報開示に関する分析」を実施するなど、持続可能性を考慮した投資の効果検証を行った。 インパクトを考慮した投資については、インパクト投資や関連する概念、諸外国の年金基金における取組事例等に関する情報収集・基礎調査を実施した。 以上のとおり、サステナビリティ投資について、分析・検証を通じて取組内容の改善につなげるなど、PDCAサイクルを着実に機能させた。 これらの取組は、市場の持続可能性の向上を通じた長期的な投資収益の確保に資するとともに、サステナビリティ投資の実効性向上にも寄与するものであり、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。 【評価の視点】 （１）年度計画に定めた目標を達成している。 （２）日本版コーポレートガバナンス・コードの改訂に関連し、複数の運用受託機関とコーポレートガバナンス改革に係る対話を個別に実施した。そのなかでは、当コード改訂の主な検討項目を取り上げた。この取組を通じて、スチュワードシップ活動を一層推進し、年度計画に定める目標を上回る成果が得られた。	ル」を2025（令和7）年9月に開催 また、 - 日本版コーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、GPIFのスチュワードシップ責任を果たすための方針及び運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則を改訂するとともに、複数の運用受託機関とコーポレートガバナンス改革に係る対話を個別に実施 「優れた統合報告」などの優れた開示シリーズの各報告書を一本化し、マテリアリティの観点から『優れたサステナビリティ開示』と『改善度の高いサステナビリティ開示』を公表 といった、スチュワードシップ活動を深化させるための新たな取組を実施した。 なお、TOPIX構成企業向けアンケートによれば、法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合は4分の3以上（77.2%。2024（令和6）年度の79.1%と同程度）であり、法人のスチュワードシップ活動に対する企業からの評価は引き続き高いことがうかがえる。 ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資については、2024（令和6）年度に策定した「サステナビリティ投資方針」等を踏まえ、
	令和7年度																																														
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																												
賛成	263,887 (90.1%)	483 (7.0%)	－																																												
反対	29,044 (9.9%)	6,435 (93.0%)	－																																												
合計	292,931 (100.0%)	6,918 (100.0%)	299,849																																												
	令和7年度																																														
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																												
賛成	366,815 (86.6%)	5,887 (38.2%)	－																																												
反対	56,726 (13.4%)	9,531 (61.8%)	－																																												
合計	423,541 (100.0%)	15,418 (100.0%)	438,959																																												

	インベストメントチェーンを構成する様々な主体との継続的な対話の実施等、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進すること。	関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行うとともに、アセットオーナー・プリンシプル（令和6年8月28日内閣官房策定）を踏まえ、アセットオーナー・プリンシプル取組方針に沿って、インベストメントチェーンを構成する様々な主体との継続的な対話の実施等、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進する。	ードシップ活動に関する報告（議決権行使権限を有する場合は議決権行使に係るガイドラインの提出（変更がある場合に限る。）及び議決権行使状況の年2回の報告を含む。）を求める。運用受託機関の運用戦略に応じたスチュワードシップ活動の評価の高度化・効率化等の観点から、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを行う。その際、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法	ジメントを行っているか。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化しているか。	の評価項目を総合することにより実施した。 - 株主議決権行使ガイドラインの整備状況 - 行使体制 - 行使状況 令和7年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。			- 基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、令和7年度から新たに国内株式及び外国株式のESG指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図った。 「サステナビリティに関するリスクの低減や市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立が期待できる新しい国内及び外国株式ESG指数・ESGファンドの募集・選定手続を開始した。 また、ESGを考慮した投資に係る検証として、 外部研究機関と協働して実施した「ESG指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」に関する報告書を公表するなど、ESGを考慮した投資について検証・見直し・公表のサイクルを通じたPDCAの定着を図っている。 こうした取り組みの結果、法人が採用したESG指数は2025（令和7）年度末時点で国内・海外合わせて計9指数であり、それらに基づく運用資産額は同年度末時点で約12.4兆円となった。 加えて、「2024年度サステナビリティ投資報告」（※）（8度目）を公表し、2024（令和6）年度のESGに関する取組の紹介やポートフォリオのES
--	---	--	---	---	---	--	--	---

			や手数料体系を引き続き検討する。 また、評価手法の更なる高度化のため、これまでのスチュワードシップ活動の取組についての効果測定等を引き続き実施する。 この他、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」に沿って、管理運用法人の投資家としての考え方の積極的な発信や、インベストメントチェーンを構成する様々な主体との継続的な対話の実施等、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進する。 上記の取組について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。	(4) スチュワードシップ活動状況について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告しているか。 (5) 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行っているか。また、アセットオーナー・プリンシプル取組方針に沿って、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進しているか。	リティ」の観点から各開示に該当する企業を選定してもらい、GPIFで集計したものである。なお、当報告は、令和6年度まで開示媒体ごとに実施していた「優れた開示シリーズ」の各報告を一本化したものである。 ※改善度の高い開示は国内株式のみ。 ・東京証券取引所のイベントにおける当法人理事長の基調講演(「GPIFのサステナビリティ投資について～エンゲージメントを通じた中長期的な企業価値の向上～」令和7年12月)など、スチュワードシップ活動について情報発信を行った。 ・一般社団法人日本経済団体連合会とともに、「第3回 経団連・GPIFアセットオーナーラウンドテーブル」を開催した。 ⑦ 「スチュワードシップ活動報告」の公表 上記の取組を「2025/2026年 スチュワードシップ活動報告」としてとりまとめた。なお、経営委員会への報告は令和8年4月17日に実施し、同日公表している。上記のうち、第5期中期目標期間における重点事項に係る令和7年度の取組として、以下3点を掲げて説明している。 ・「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」のエンゲージメントに関する国内株式運用受託機関に対するインタビュー ・「優れた統合報告」などの優れた開示シリーズの運用受託機関向けアンケートを「優れたサステナビリティ開示」に一本化 ・日本のコーポレートガバナンス改革に関する国内運用受託機関との対話 また、重点事項以外の令和7年度の取組として、主に以下の項目を紹介するとともに、スチュワードシップ・コードの各原則への対応を公表した。 ・「スチュワードシップ責任を果たすための方針」「スチュワードシップ活動原則」を改訂 ・年に1回のスチュワードシップ評価における組織・体制・方針、利益相反管理、投資先企業へのエンゲージメント、議決権行使等の評価 ・ESGファンド募集の公表 ・スチュワードシップ活動について情報発信 ・「第3回 経団連・GPIFアセットオーナーラウンドテーブル」の開催 ⑧ 引き続き、オルタナティブ投資における投資一任先運用受託機関に対して、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下のとおり適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ・コードの受け入れ及びスチュワードシップ責任を果たすため	(4) 「スチュワードシップ活動報告」を取りまとめ、令和8年4月に報告し、公表している。当活動報告においては、第5期中期目標期間の重点事項に係る令和7年度の取組を項目として上げるとともに、該当期間の様々な取組を広く公表している。こうした取組により、透明性をより一層向上させ、年度計画に定める目標を上回る成果が得られた。 (5) 「スチュワードシップ活動原則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を改定した。そして、当方針においては、①実質株主の透明性向上への対応と②協働エンゲージメントについての考え方とその対応を明示した。これらの取組が、スチュワードシップ活動の一層の深化に寄与しており、年度計画に定める目標を上回る成果が得られた。	G評価等に加え、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言を受けた分析において、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の提言に基づく優れた開示を行っている企業を紹介するほか、新たに、「サステナビリティ関連財務情報開示に関する分析」を実施する等、多面的な評価・検証を深めた。 ※「ESG活動報告」から「サステナビリティ投資報告」に名称を変更 さらに、インパクトを考慮した投資については、インパクト投資や関連する概念、諸外国の年金基金における取組事例等に関する情報収集・基礎調査を実施し、インパクト投資の概念や、市場・業界団体の動向、諸外国の政策・規制等の動向を整理した。 以上のようなスチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資の取組は、投資先や市場の持続的成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、今後を見据えた取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人に置いては、引き続き、
--	--	--	--	--	---	---	--

					の方針の他、責任投資原則（P R I）への対応方針を把握した。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のE S G評価体制、投資判断時やモニタリング時におけるE S G要素の考慮手法、及び投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等の確認を強化した。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取組状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でサステナビリティに関するレポートの提出を義務付けた。加えて、P R I が公表したサステナビリティに関する質問票、外部コンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のスチュワードシップ評価基準によりサステナビリティに関する多面的な把握・評価を実施した。 今年度取組み件数を積み上げたL P Sにおいても、運用者に対して書面や面談等を通じて同様の対応を行っている。		スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G等の非財務的要素を考慮した投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方に則って行っているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
	（２）E S Gを考慮した投資 年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要な考え方を踏まえ、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で	（２）E S Gを考慮した投資 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要な考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮し	（２）E S Gを考慮した投資 年年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要な考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE S Gを考慮し	（６）被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、サステナビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保の両立を図りながら、E S Gを考慮した取組を進めているか。 （７）E S Gを考慮した投資について、サステナビリ	（２）ESGを考慮した投資 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であることから、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE S G（環境・社会・ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資などサステナビリティ投資を推進する」とされており、このような基本的な考え方に則り、令和7年度においては、主に以下のような取組を進めた。 ① ESG 指数投資等 基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、国内株式及び外国株式の ESG 指数投資をリバランスの対象とし、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を図っている。 また、令和7年7月に「国内及び外国株式 ESG 指数・ESG ファンドの募集」を開始。本募集は「サステナビリティ投資方針」等に基づき、インデックス・ポスティング及びマネジャー・エントリーを通じて、「サステナビリティに関するリスクの低減や市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立が期待できる新しい国内及び外国株式 ESG 指数・ESG ファンドの募集を行っているものである。 ② ESGを考慮した投資に係る検証 「ESG 要素と企業価値に関する効果検証」報告書を令和7年6月に公表した。本効果検証は、当法人が採用している ESG 指数のキーパフォーマンス指標（KPI）が、企業の財務情報や企業価値指標にどのような影響を与えるのかを定量的に検証することを目的として実	（６）インデックス・ポスティング及びマネジャー・エントリーを通じて、新たな ESG 指数・ESG ファンドの募集を行っている。募集対象は「サステナビリティに関するリスクの低減や市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立が期待されるものである。当該募集が、当該両立を図った ESG を考慮した取組の一層の促進につながり、年度計画を上回る成果が得られた。 （７）ESG 指数のキーパフォーマンス指標の企業価値指標等への影響を定量的に検証し、その結果を公表した。また、ESG 指数に基づく株	

	行われるものである等といった「第31(1)年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」に留意しつつ、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資に関する基本的な方針（以下「サステナビリティ投資方針」という。）を策定するとともに、PDCAサイクルを適切に回す観点から、ESGを考慮した投資について継続的に検証し、検証結果についても検討した上で取組を進めること。	た投資を推進し、サステナビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保の両立を図りながら、ESGを考慮した取組を進める。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1の1年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第1の3基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資に関する基本的な方針（以下「サステナビリティ投資方針」と	ビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保との両立を図りながら、ESGを考慮した取組を進める。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1の1年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第1の3基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資に関する基本的な方針（以下「サステナビリティ投資方針」と	ティ投資方針に沿った取組を進めるとともに、継続的に検証を行い、検証結果を取組の改善等につなげる等PDCAサイクルの取組を適切に行っているか。	施した。 また、上記の効果検証に続き、「ESG 指数に基づく株式パッシブ運用の効果検証」報告書を令和8年3月に公表した。本分析は、ESG 指数に基づく株式パッシブ運用が、企業の行動や ESG への取組にどのような影響を与えているかを実証的に検証することも目的として実施している。 ③ ESG などのサステナビリティを考慮した投資に係る分析及び開示 ESG などのサステナビリティを考慮した投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG 評価の向上や企業の ESG 対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和7年8月には、「サステナビリティ投資報告」（※）を刊行し、同10月には同報告書の英語版を公表した。 本報告書では、自然資本や生物多様性に関連するリスクにも着目し、「GPIF の国内株式運用会社が選ぶ『優れた TNFD 開示』」を紹介しているほか、社会やガバナンスに関するテーマを含む「サステナビリティ関連財務情報の開示状況に関する分析」にも取り組んでいる。 ※当法人は世界の資本市場全体に幅広く分散して投資する「ユニバーサル・オーナー」である。サステナビリティに関するリスクを低減し、市場全体の持続可能性を高めることを通じて、長期的な投資リターンを確保することが、当法人の責務である。その際、全資産においてサステナビリティを考慮し、運用会社と投資先企業との対話を促進することによりインベストメントチェーンの好循環の構築を目指している。このような考え方にに基づき、報告書の名称を「ESG 活動報告」から「サステナビリティ投資報告」に変更している。 ④ オルタナティブ資産の運用におけるサステナビリティに関する評価 オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度よりサステナビリティに関する評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関（FoF 及びゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任投資原則（PRI）への取組体制、投資先である個別ファンドに対する PRI への署名促進を含むサステナビリティに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等により運用会社のサステナビリティの多面的な把握・評価を行っている。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、投資先運用機関のサステナビリティに関する活動を評価・モニターするための国際的枠組みであるGRESB に加入している。国内不	式パッシブ運用の企業行動や ESG 取組への影響を実証的に検証し、その結果を公表した。これらの検証により、PDCA サイクルの取組をより一層進められ、年度計画に定める目標を上回る成果が得られた。	
--	---	---	--	---	--	--	--

		いう。)に沿って取組を進めるとともに、P D C Aサイクルを適切に回し、E S Gを考慮した投資について継続的に検証を行い、その結果を取組の改善等につなげる。	るとともに、P D C Aサイクルを適切に回し、E S Gを考慮した投資について継続的に検証を行い、その結果を取組の改善等につなげる。検証にあたっては、様々なデータを活用することが必要となるため、データ整備、統計分析能力の向上などの体制強化に取り組むこととする。		動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきサステナビリティにかかる報告基準を呈示することで評価の公平性を維持している。		
(3) インパクトを考慮した投資 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、E S Gを考慮した投資との類似点や相違点にも留意しつつ、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際 の非財務的要素の一つとし	(3) インパクトを考慮した投資 市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際 の非財務的要素の一つとし	(3) インパクトを考慮した投資 市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際 の非財務的要素の一つとし	(8) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、E S Gを考慮した投資との類似点や相違点にも留意しつつ、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際 の非財務的要素の一つとして、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的效果（インパクト）を考慮して投資を行うこと について検討し、	(3) インパクトを考慮した投資 第5期中期目標・中期計画に沿って、令和7年度に調査研究を実施。本調査研究では、インパクト投資の概念に加え、関連する市場動向、各種業界団体の取組、及び諸外国における政策・規制等の最新状況に関し、幅広く情報収集したものであり、令和7年3月に調査は完了している（調査結果の公表は次年度を予定）。	(8) 年度計画に定めた目標を達成している。		〈課題と対応〉 「サステナビリティ投資方針」や改定した「スチュワードシップ責任を果たすための

	て、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組を行うこと。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第31（1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」に留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、取組を進めること。併せて、取組が法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証	がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組を行うこと。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1の1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第1の3 基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、取組を進める。併せて、取組が管理運用法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証する。	がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討する。 その際、まずはインパクトを考慮した投資の実態把握のための調査研究を進めながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1の1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第1の3 基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、対象資産や投資手法等について検討を行う。 その上で、検討の進捗状況に応じて、必要な取組を行う。また、取組状況に応じ	サステナビリティ投資方針に沿って必要な取組を進めているか。また、取組が法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証しているか。		方針」に沿って ESG を考慮した投資やステュワードシップ活動の取組を着実に進め、またインパクトを考慮した投資についても検討を着実に進める。 ● サステナビリティ投資の効果検証を踏まえて、PDCA サイクルを適切に回し、取組の継続的な改善を図る。 ●	
--	---	--	---	---	--	---	--

			て、取組が管理運用法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証する。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7	法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
研修の実施回数	人材の育成	22 回	23 回						予算額（千円）					
専門資格保有数	人材の確保・育成	97 名	105 名						決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
職員のキャリア形成に資する取組の実施件数	人材の育成・定着	1 件	1 件						経常費用（千円）					
従業員エンゲージメントサーベイの結果	人材の定着	—	（準備中）						経常利益（千円）					
男女間賃金差異（補正後数値）	人材の定着	63.2% (99.5%)	67.1% (93.5%)						行政コスト（千円）					
									従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	8. 法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化やリスク管理の高度化、業務のデジタル化等に対応し、長期的・安定的	8. 管理運用法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 （1）人材の確保・育成・定着のための環境整備 管理運用法人に期待される高度な業務運営を支える人材に求められる業務やキャリアパス等を明ら	8. 管理運用法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 （1）人材の確保・育成・定着のための環境整備 ① 人材採用においては、高度な業務運営を支えるために必要な業務内容やキャ		8. 管理運用法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 （1）人材の確保・育成・定着のための環境整備 ①人材の確保・育成・定着のための環境整備のため、既存の人事機能を強化した人事部を新設（Ⅲ－1 参照）し、人材確保・育成・定着に関する取組を組織的かつ継続的に推進するための体制を整備すると	<評定と根拠> 評定：A 資産運用やリスク管理の高度化を将来にわたり支えるため、業務運営を担う人材の確保・育成・定着に注力した。 職員の採用・配置等を担う人事課、人事制度に関する企画立案や人材育成を担う人材開発課、給与制度及び福利厚生を担う給与厚生課の 3 課体制とする人事部を、令和 8 年 1 月に創設した。 これにより、既存の人事機能を強化し、人材確保・育成・定着に関する取組	評定	A <評定に至った理由> 中期目標においては、運用の多様化・高度化やリスク管理の高度化、業務のデジタル化等に対応し、長期的・安定的な業務運営を確保するため高度で専門的な人材をはじめ必要な人材の確保・育成・定着を図ること、報酬水準・体系について適時適切な見直しを行うとともに、キャリアパスの整

な業務運営を確保するため、高度で専門的な人材をはじめ、必要な人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。 報酬水準・体系について適時適切な見直しを行うとともに、キャリアパスの整備等、人材の受入に伴う環境整備を図ること。法人の業務を通じて得られる経験・能力や法人の業務の社会的意義の効果的な発信等を行うこと。 研修の実施等により、法人の役職員の業務遂行能力の向上や従業員エンゲージメントの向上を目指すこと。 多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進すること。特に、女性の活躍を推進するための取組を一層強化すること。 必要な人材の確保・育成・定着をより効果的・効率的に進める観点から、人材確保・育成方針を策定するとともに、組織として戦略的に人材の確保・育成・定着を進めるための機能の強化を図ること。	かにするとともに、これらの人材の受入れのための環境整備を行う。 また、管理運用法人の業務を通じて得られる経験・能力や管理運用法人の業務の社会的意義の効果的な発信等を行い、必要な人材を確保するとともに、これらの人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うことなどを通じて、人材の適時適切な配置を行う。 さらに、人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役職員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。 なお、人材の報酬水準・体系については、必要に応じて、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その見直しも含めて適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。 これらの取組を通じて、長期国際分散	リアパス等を明らかにするとともに、管理運用法人の業務の社会的意義や業務を通じて得られる経験や能力を採用活動の中で発信し、必要な人材の採用と採用後の能力発揮を可能とするような環境整備を行う。		ともに、民間企業における人材育成に知見のある人材や労働法制に知見のある人材などを採用・配置（正規職員 4 名（企画役 1 名、主事 2 名、課員 1 名）し、強化を図った。 また、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務を明確にした。 ア オルタナティブ投資に関する問題への適時適切な対応、内部牽制機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等について一層的確な実施を図るといった法務・コンプライアンスの専門的知識が必要とされる業務 イ 運用多様化・分散投資を進めるためのデータサイエンスを活用した高度な分析や投資戦略の策定及び高度なリスク管理を図るといった金融分野の専門的知識が必要とされる業務 これらの業務に必要な人材の採用に当たっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した審査により、専門的な人材 20 名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、16 名の正規職員を採用した。 なお、採用活動におけるホームページや法人説明会、学生向けの業務体験プログラムなどの機会を通じて管理運用法人の業務の社会的意義や業務を通じて得られる経験や能力を積極的に発信した。 また採用後の能力発揮を可能とする環境整備の一環として、入職後 1 年未満の職員を対象としたフォローアップ面談を行った。	<table><tr><td>採用内訳（専門的人材）</td><td>採用人数</td></tr><tr><td>投資運用担当職員</td><td>10 名</td></tr><tr><td>オルタナティブ運用担当職員</td><td>5 名</td></tr><tr><td>ESG・スチュワードシップコード担当職員</td><td>1 名</td></tr><tr><td>法務・コンプライアンス担当職員</td><td>3 名</td></tr><tr><td>システム担当職員</td><td>1 名</td></tr></table> 新卒採用については、取組を着実に進めた結果、	採用内訳（専門的人材）	採用人数	投資運用担当職員	10 名	オルタナティブ運用担当職員	5 名	ESG・スチュワードシップコード担当職員	1 名	法務・コンプライアンス担当職員	3 名	システム担当職員	1 名	を組織的かつ継続的に推進するための体制整備を行った。 人事部主導の下、研修計画の立案、より働きやすい勤務制度の導入等、今後の制度改善に向けた検討・準備を着実に進めた。 人事部の設置準備と並行して、人材の確保に向け、将来の新卒採用に繋げるため、学生向け業務体験プログラムを実施したほか、ホームページや法人説明会などの機会を通じて、管理運用法人の業務の社会的意義や業務を通じて得られる経験や能力を積極的に発信するなど、人材確保につながる取組を推進した。 職員の育成については、職員の資質向上を目的とした運用専門職員による研修のほか、新卒者向け研修プログラム（内部研修と外部研修をミックスしたもの）の策定、マネジメント層を対象にした「マネジメント力向上のための研修」、組織としてなぜ女性活躍を推進する必要があるのかを管理職が主体的に理解するための「女性活躍推進研修」を新たに実施した。 職員の定着に向けては、シニアスタッフ制の運用を開始するほか、多様な人材が活躍できる勤務環境を整備するため、当法人に最適な新たな勤務制度の構築に向けた検討を進めた。また、社内コミュニケーションの強化を通じたエンゲージメント向上にも取り組んだ。あわせて、現状を客観的かつ定量的に把握することを目的として、令和 8 年度からエンゲージメントサーベイを導入する方針を決定し、導入に向けて外部サービスの比較検討等に着手するなど、職員定着に向けた取組を着実に進めた。 これらの取組の結果、令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数は 217 名となり（令和 7 年 3 月 31 日：181 名）、人材確保の面においても着実な進展が見られた。 当法人の年金財政の安定に貢献すると	備等、人材の受入に伴う環境整備を図ること、研修の実施等により、法人の役職員の業務遂行能力の向上や従業員エンゲージメントの向上を目指すこと、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進し、特に女性の活躍を推進するための取組を一層強化すること等としている。 これに対し、法人においては、法人の運用業務を将来にわたり支えるため、業務運営を担う人材の確保・育成・定着に注力するため、既存の人事機能を強化した人事部を 2026（令和 8）年 1 月に新設し、組織的かつ継続的に人材確保・育成・定着に関する人事戦略を立案及び推進するための組織体制を整備した。 また、組織体制の整備と並行して ・ 人材の確保については、将来の新卒採用につなげるため、学生向けの業務体験プログラムを実施したほか、ホームページや法人説明会を通じて G P I F の業務の社会的意義や業務を通じて得られる経験や能力を積極的に発信するなど、積極的な採用及び人材確保につながる取組を実施 ・ 人材の育成については、新人研修やマネジメント向上のための研修など階層別の研修を実施するとともに、職員の資質向上を目的とした運用専門職員による研修を
採用内訳（専門的人材）	採用人数																		
投資運用担当職員	10 名																		
オルタナティブ運用担当職員	5 名																		
ESG・スチュワードシップコード担当職員	1 名																		
法務・コンプライアンス担当職員	3 名																		
システム担当職員	1 名																		

	と。 なお、法人の職員の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。	投資を行う中で、運用の高度化・多様化等を引き続き進めるために必要な人材の確保・育成・定着及び人材の確保等を戦略的に進めるための機能の強化を図る。	② 職員の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。 ③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的として専門的知識を有する職員等を活用した研修等を行う。また、60 歳超の職員が知識及び経験等を活かして、職員の業務レベルの底上げ等に取り組みながら活躍できる職場環境の整備を行う。 ④ 職員の報酬水準については、民間企業等の報酬水準と比較するなどにより、	ス等を明らかにするとともに、これらの人材の受入れのための環境整備を行っているか。また、法人の業務を通じて得られる経験・能力や業務の社会的意義の効果的な発信等を行い、必要な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置を行っているか。	令和 7 年度は 4 名の内定者（令和 8 年度採用）を出すことができた。なお、将来の新卒採用に繋げるため、学生向け業務体験プログラムを 2 回実施し、延べ 24 名の参加を得ることができた。 また、令和 7 年度採用の新卒者については、内部研修と外部研修をミックスした研修プログラムを策定し、独立行政法人制度に係る基本法令や就業規則等の働き方に係る諸制度及びビジネスの現場で必要となるコミュニケーションスキル（ビジネスマナー、PDCA サイクル等）を身につけるための研修を実施した。 ②目標に対する成果を評価する制度（目標管理型人事評価）について、新規採用者に対して都度研修を実施し、制度に対する理解の浸透を図った。 また令和 7 年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行うとともに、人材の適時適切な配置の検討においても活用した。 ③職員の業務遂行能力の向上を目的として、専門的知識を有する職員を講師とした全職員を対象とする研修を実施した。 また、知識、経験等が豊富な 60 歳超の職員を貴重な戦力と位置づけ、当該職員に最大限活躍してもらうよう従来の継続雇用制度を改善した新たな制度（シニアスタッフ制）を令和 7 年度より導入した。 ④「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。	いう使命の遂行に必要な人材の確保・育成・定着は重要な経営課題であり、運用の多様化やリスク管理の高度化、デジタル技術の進展等に対応するため、多様な知識・経験を有する人材が増加している。そのため、役職員が組織の使命や目標を共有し、相互に連携・協働することで組織力の向上を図り、専門性の高い組織として持続的に発展していくことが必要であり、人材確保・育成・定着に関する取組を組織的かつ継続的に推進するための体制を整備したことは課題解決に向けた大きな成果である。 これに加え、年間を通じて人材確保・育成・定着につなげるための各種取組を着実に重ねており、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、A と評価する。 【評価の視点】 （１）採用活動におけるホームページや法人説明会、学生向けの業務体験プログラムなどの機会を通じて管理運用法人の業務の社会的意義や業務等を発信するほか、運用専門職員 20 名、正規職員 16 名を新たに採用し、業務運営体制を強化しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	実施しほか、専門資格取得の支援を行い、職員の育成につながる取組を実施 ・ 人材の定着については、従来の継続雇用制度を改善したシニアスタッフ制の運用を開始するほか、社内コミュニケーションの強化を通じたエンゲージメント向上にも取り組むとともに、現状を客観的かつ定量的に把握することを目的としてエンゲージメントサーベイ導入に着手し、職場の定着や環境整備につながる取組を実施した。 これらの取組の結果、2026（令和 8）年 4 月 1 日時点の職員数は 217 名となり、人材確保の面においても着実な前進が見られた。（2025（令和 7）年 4 月 1 日時点の職員数は 187 名） 以上のような人材の確保・育成・定着の取組と組織体制の整備は、両者が相まって組織力の向上を図り、専門性の高い組織として持続的な発展につながる重要な意義を有するものである。これらの法人の業務運営を支える必要な人材の確保・育成・定着等に資する取り組みは、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、
--	---	---	--	--	--	---	--

		その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。				専門的な人材をはじめ業務運営を支える人材の確保・育成・定着、人材マネジメントの強化に継続的に取り組むことが望まれる。
	（２）業務遂行能力の向上等 資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する等により、役職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、従業員エンゲージメント（各職員が管理運用法人の社会的意義や役割を理解し、そのために自発的に行動する意欲を高めること）の向上を目指す。特に、女性の活躍を推進するための取組を一層強化し、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）を踏まえ、必要な人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めること	（２）業務遂行能力の向上等 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する等により、役職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、従業員エンゲージメント（各職員が管理運用法人の社会的意義や役割を理解し、そのために自発的に行動する意欲を高めること）の向上に努める。特に女性の活躍を推進するための取組を一層強化し、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）を踏まえ、必要な人材を戦略的に確保及び育成するための方針に基づいて、人材マップの活用、研修制度の充実及び適	（２）資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する等により、役職員の業務遂行能力の向上を図っているか。また、従業員エンゲージメントの向上に取り組んでいるか。	（２）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。	（２）年度計画に定める所期の目標を達成している。	また、新卒採用に取り組む等中長期的な観点から必要な人材を確保するよう努めているところ、優れた人材の採用・定着に向けて、引き続き、女性活躍推進への取組を含め多様な人材が活躍できる就労環境の整備をはじめ、採用状況や民間企業の労働条件を踏まえた給与体系等の労働条件の検証とともに、法人の使命、働きがい等の効果的なアピールに取り組んでいくことが望まれる。
			（３）女性の活躍を推進するための取組を一層強化しつつ、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進しているか。	①専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 職員の資質向上を目的とした運用専門職員による研修を実施した。		<その他事項> (外部有識者の意見) 特になし
				②内部統制、人材育成等研修 ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、集合研修及びeラーニングを実施した。(I－8参照)		
				イ 新人研修 令和７年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、当法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。	（３）当法人に最適な新たな勤務制度の構築に向けた検討を進めるほか、女性活躍研修等により職員のキャリアサポートを行うなど、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を進めており、年度計画に定める所期の目標を達成している。	
				ウ コンプライアンス研修 コンプライアンス・プログラム（年度計画）を策定し、当該プログラムに基づいたコンプライアンス研修を計画的に実施した（IV－１参照）		

		により、人材育成・強化を図る。	切な評価・処遇の実施に努める。		エ マネジメント力向上のための研修 マネジメント層を対象に 360 度診断とそのフィードバックのための研修を実施した。自己認識と上司や部下、同僚などの他者認識の違いを診断し、その結果から今後の行動改善を考えさせることでマネジメント力の向上を図った。 <table><tr><td>研修名</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>360 度診断・フィードバック研修</td><td>36 名</td></tr></table> オ 女性活躍研修 女性活躍を推進するための取組として、組織としてなぜ女性活躍を推進する必要があるのかを管理職が主体的に理解し、自分ごとにするための知識を習得するための研修を実施した。 <table><tr><td>研修名</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>女性活躍推進研修</td><td>39 名</td></tr></table> カ 外部講師を活用した勉強会の実施 職員の運用に係る専門的な知見を深めるため、外部講師を招聘した勉強会を実施した。 <table><tr><td>研修名</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>資産運用業界の潮流</td><td>89 名</td></tr><tr><td>GPIF Finance Awards 受賞者による講演（オムニバス形式）</td><td>46 名</td></tr><tr><td>「インパクトを考慮した投資」とは何か</td><td>71 名</td></tr><tr><td>ISSB 基準：より良い意思決定のための、より良い情報</td><td>62 名</td></tr><tr><td>Three Lines Model につ</td><td>92 名</td></tr></table>	研修名	参加延べ人数	360 度診断・フィードバック研修	36 名	研修名	参加延べ人数	女性活躍推進研修	39 名	研修名	参加延べ人数	資産運用業界の潮流	89 名	GPIF Finance Awards 受賞者による講演（オムニバス形式）	46 名	「インパクトを考慮した投資」とは何か	71 名	ISSB 基準：より良い意思決定のための、より良い情報	62 名	Three Lines Model につ	92 名	
研修名	参加延べ人数																									
360 度診断・フィードバック研修	36 名																									
研修名	参加延べ人数																									
女性活躍推進研修	39 名																									
研修名	参加延べ人数																									
資産運用業界の潮流	89 名																									
GPIF Finance Awards 受賞者による講演（オムニバス形式）	46 名																									
「インパクトを考慮した投資」とは何か	71 名																									
ISSB 基準：より良い意思決定のための、より良い情報	62 名																									
Three Lines Model につ	92 名																									

				<table><tr><td>いて</td><td></td></tr></table> キ その他 人事・給与制度に関する必要な知識やスキルを身につけるため外部研修に参加した。 <table><tr><td>研修名</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>給与実務研修</td><td>1 名</td></tr><tr><td>人事制度の設計技術</td><td>2 名</td></tr></table> ③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 資格取得者は令和7年度末で69名となっている。 イ ITパスポート資格等の取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和7年度末のITパスポート資格者数は29名となっている。 従業員エンゲージメントの向上については、まずは現状を客観的かつ定量的に把握することから始めることとし、そのための手段としてエンゲージメントサーベイを令和8年度から導入する方針を決定した。令和7年度においては、サーベイ提供会社について、設問の妥当性や分析データの活用のしやすさ、他社比較データの豊富さなどの観点から複数社の比較検討に着手した。 また、従業員エンゲージメントを向上させる取組の一環として、社内報を活用した職員・職場紹介の内部発信を実施するほか、社内コミュニケーションの活性化に寄与する社内ポータル の構築にも取り組んだ。	いて		研修名	参加延べ人数	給与実務研修	1 名	人事制度の設計技術	2 名		
いて														
研修名	参加延べ人数													
給与実務研修	1 名													
人事制度の設計技術	2 名													

				（４）人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等により、組織として戦略的に人材の確保・育成・定着を推進するための機能強化を図っているか。 （５）職員の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。	多様な人材が活躍できる勤務環境の整備の一環として、現行の勤務制度が今の働き方に適しているかを確認・検証した上で、当法人に最適な新たな勤務制度の構築を検討することとし、まずは、各部室の勤務状況についてヒアリングを行い実態把握を行った。 人材確保については、令和４年度に決定した以下の方針に基づき新卒採用に取り組んだ結果、４名の内定者（令和８年度採用）を出すことができた。 （人材確保の方針） ・途中で採用する難易度が高い高度な金融工学やデータ・マネジメント等の知識を有する専門的な人材を効果的に確保するため、運用専門職員１等級から３等級を新設し、新卒採用により人材を確保する仕組みを構築する。 また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化（マッピング）しており、また、正規職員についても配置転換、昇格及び育成等に活用することを目的に人事評価結果を用いて能力、特性をマッピングしている。 これらの取組の結果、令和８年４月１日時点の職員数は２１７名となり（令和７年３月３１日：１８１名）、人材確保の面においても着実な進展が見られた。	（４）人材確保・育成・定着に関する取組を組織的かつ継続的に推進するため、人事部を設置し、既存の人事機能を強化した体制整備を進めており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。 （５）年度計画に定める所期の目標を達成している。 〈課題と対応〉 ● 業務運営を支える人材の確保・育成・定着に向けた各種施策の立案・実行 ● 各職種におけるキャリアパス・研修体系・報酬体系の一体的な見直しの検討	
--	--	--	--	---	--	---	--

４．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－8	業務のデジタル化の推進等		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
共通業務基盤・運用業務基盤の稼働率	業務のデジタル化の推進	99.5%以上	(更改中)						予算額（千円）						
組織の IT 施策の全体管理を行う機能強化を通じた情報システム等の整備・管理に係るプロジェクト支援実施件数	業務デジタル化の推進	10 回	16 件							《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
IT に関する研修実施回数	IT 人材の育成	7 回	(実施準備中)												
情報セキュリティ自己点検の対応率	情報セキュリティ対策の強化	99%以上	99.6%												
標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	5 回	5 回						経常費用（千円）						
情報セキュリティe ラーニングを実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1 回	1 回						経常利益（千円）						
									行政コスト（千円）						
									従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	9. 業務のデジタル化の推進等	9. 業務のデジタル化の推進等	9. 業務のデジタル化の推進等		9. 業務のデジタル化の推進等	< 評定と根拠 > 評定：S	評価	S
	(1) 業務のデジタル化の推進 データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進め、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務のデジタル化を一層推進すること。これらの取組を効果的・効率的に進める観点から、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図ること。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	(1) 業務のデジタル化の推進 データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化に資するデータを集約・分析する基盤整備を推進し、組織横断的なデータマネジメント手法を確立する。また、業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進めるとともに、業務のデジタル化を推進し、管理運用業務の情報基盤の拡充、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、業務の質的な改善を推進する。これらの取組を効果的・効率的に進める観点から、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図る。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管	(1) 業務のデジタル化の推進 ①データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化に必要な運用データを集約・分析する「運用業務基盤」の整備を進めるとともに、主要な業務アプリケーションの開発やユーザへの開発支援等を行う。		(1) 業務のデジタル化の推進 ① 従前においては旧来のオンプレミス型の LAN システム内において分析環境等を構築してきたが、運用の多様化・高度化のために、運用データ管理を充実させ、あらゆるデータを法人内に一元的に管理するとともに、外部連携先とのシームレスな接続や他システム間と連携し、金融市場等のスピードに対応できる迅速な開発を可能とする環境を実現するために、「運用業務基盤」を整備した。 これにより、データを基にした投資判断業務が可能な環境となり、併せて記録等が適切に残すことが可能となった。 また、内製開発によって、管理運用法人の中核となるアプリケーションとして「配分・回収アプリケーション」の実装・開発を行った。これにより各ファンドへの配分・回収オペレーションの効率化に加え、細分化した各種ツールに依存したオペレーションからの転換を進め、業務の継続性を強化した。 加えて、各ファンドのモニタリング等に必要なデータが多様な形式であったため、各種ファンドのモニタリングや分析に多大な時間がかかっていたが、これらのシステム化を進めた。また運用に関する要因分析等について、従前においても一部ツール等を用いて行ってきたが、柔軟な期間指定等ができないなど課題が多かったため、新しくシステム化を行い柔軟な分析を可能とした。 このような各種アプリケーションを内製開発にて構築し、投資判断・運用業務において重要な業務システムの Web アプリケーション化等を推進した。	運用の高度化及び業務の効率化・安定化を支える基盤として、法人全体の業務のデジタル化を戦略的に推進した。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえ、情報システムの統制・管理体制の強化やデジタル化の推進に係る取組を反映させるために、令和4年度から構想を進めてきた投資判断用プラットフォームについて、「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」の稼働開始をもってその初期構築を完了した。 共通業務基盤の整備により、分断されたネットワーク環境の中で各種外部サービスを個別に利用していた状態から、一つの端末で利用可能となったことで、運用業務を円滑に実施できるようになった。 また、多種・大量の運用データを一元管理するとともに、外部連携先や他システムとのシームレスな接続及び迅速なシステム開発を可能とする運用業務基盤を整備し、鮮度の高いデータに基づくモニタリングや投資判断を可能とした。あわせて、外部から大量のデータを取得・整備・計算処理する必要がある定量分析にも活用するなど、分析機能の高度化を図った。さらに、重要な業務アプリケーションの内製開発及びWebアプリケーション化を推進することで、業務効率化に加え、業務継続性及びシステム運営の安定性向上を実現した。 当該基盤への移行に当たっては、各種既存ツールやシステムとの接続状況や連携状況を密に確認しながらも、切り替え時のトラブルも想定し、システム業務継	< 評定に至った理由 > 中期目標においては、運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進め、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務のデジタル化を一層推進すること、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図ること、情報セキュリティ対策の有効性を評価し当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること等としている。 これに対し、法人においては、運用の高度化及び業務の効率化・安定化を支える基盤として、法人全体の業務のデジタル化を戦略的に推進するため、新たな業務基盤システムである「共通業務基盤」(新たなLAN系基盤システム)及び「運用業務基盤」(投資データの管理等の業務系基盤システム)の運用開始に向けた構築及び検証を完了し、各既存ツールやシステムとの接続連携を密に確認しながら、運用開始に向けた必要な準備を着実に完了させた(当該基盤は2026(令和8)年3月30日から稼働を開始)。 併せて、体制整備について	

		理の基本的な方針」 （令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。			② 組織的なデータマネジメント手法の構築に向けた取組の一つとして、業務概況書作成に使用するデータソース及び加工プロセスを網羅的に確認し、データのインプットとアウトプットを見える化し、誤謬リスクの低減を図った。	統計画を策定するなど、周到な準備を行った結果、管理・運用業務を中断することなく、円滑に移行を完了させた。 これらのシステム基盤整備に合わせ、法人全体の IT を総括するとともに、核となる専門性の内製化やシステムに関する外部委託先管理を担う体制を強化するため、情報管理部を再編することとし、必要な規程整備等を行った。 また、業務の高度化に伴う情報化を適切に推進・支援できる体制を構築するため、IT 関連人材の育成を目的とした IT 育成計画を策定し、当該計画に基づく IT 関連研修の新規実施に向けた準備を行った。 また、情報セキュリティ対策については、「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」の構築に当たり、ゼロ・トラストを前提とした強固なセキュリティ対策を実装するほか、情報セキュリティ関連規程類について、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の体系に沿って見直しを行い、統一基準群と法人内の規程・細則・要綱との関連性が明確となるよう整理した。 さらに、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、e ラーニングによる研修等の人的対策を実施するとともに、訓練メールや自己点検を通じて、日常的に対策の有効性を確認している。 以上のとおり、業務のデジタル化について、更なる運用の高度化を見据え、境界型セキュリティからゼロ・トラスト型への移行及びオンプレミス中心からクラウドサービス中心へのアーキテクチャ転換という技術トレンドを踏まえた抜本的なシステム基盤の更改に加え、組織体制・人材育成・セキュリティ統制を含む包括的な基盤整備を着実に進めた。 これらの取組は、運用高度化及び業務効率化を支える重要な基盤を形成するものであり、業務のデジタル化に関する所	は、法人全体の IT 機能を統括する情報管理体制とセキュリティ体制の両面において、 ・ 核となる専門性の内製化やシステムに関する外部委託先管理を担う体制を強化するため、情報管理部の再編（2026（令和８）年４月）に向けた準備を実施 ・ 業務の高度化に伴う情報化を適切に推進・支援できる体制を構築するため、IT 関連人材の育成を目的とした IT 育成計画を新たに策定 ・ 「共通業務基盤」及び「運用業務基盤」の構築に当たり、ゼロ・トラストを前提とした堅確なセキュリティ対策を実施した。 また、体制整備が実効性ある形で機能を発揮できるように、 ・ 情報セキュリティ関連規程類について、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準の体系に沿って見直しを行い、統一基準群と法人内の規程・細則・要綱との関連性が明確となるよう整理。 ・ e ラーニングによる研修等を実施し、さらに、標的型攻撃メール訓練や自己点検を通じて、日常的に対策が有効に機能していることを確認した。 これらのシステム基盤と組織体制面の整備により、 ・ 分断されたネットワーク
			＜評価の視点＞ （１）データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化の観点から、運用データを集約・分析する基盤の整備の推進や組織横断的なデータマネジメント手法の確立に取り組んでいるか。	②また、IT分野における専門人材の募集と採用を進めるほか、ITリテラシー底上げとITスキル向上を図るための施策を推進する。	（２）業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進めるとともに、管理運用業務の情報基盤の拡充、事務の軽減・効率化等の情報システムの整備や	③ これまで情報セキュリティのみのITリテラシーの研修が行われてきたが、昨今におけるデジタル化の潮流やデータを基礎とした分析や高度化の推進に伴い、法人内職員のITリテラシー底上げとITスキル向上を図るため、ITにおける基本的なリテラシー等の定義やスキルセットを整理し、体系的な育成方針としてIT育成計画を策定した。また当該計画に則り、次年度の実施に	

			外部リソースの積極的な活用等により、業務の質的な改善を推進しているか。	に向けた外部の研修の調達や内部研修など施策実施に向けた準備を進めた。 また、I T分野の専門的な人材や法人の情報化推進を担う組織を支える人材を4名新たに採用し、情報化推進組織の安定化を進めた。	期の目標を量的・質的両面で上回る顕著な成果であると判断し、Sと評価する。	環境の中で各種外部サービスを個別に利用していた状態から、一つの端末から各種外部サービス利用が可能となるなど、運用業務が円滑化 - データに基づく投資判断を行うためのデータ基盤整備と、投資判断の過程・記録を保存・管理する環境整備を実現 - 各ファンドへの回収・配分業務のためのアプリケーションを内製開発・実装するとともに、各ファンドのモニタリング分析に必要な基盤の整備等の実現。 業務効率化、業務継続性及びシステム運営の安定性向上が実現した。
	③さらに、職員等が共通して利用する業務を支える「共通業務基盤」等の構築によって、事務の軽減・効率化等に資するデジタル基盤の整備を進める。		④新たなLAN系基盤システムである「共通業務基盤」のローンチに向けた構築及び検証を完了し、業務環境の刷新を実現した。境界型からゼロ・トラスト側へ、オンプレミスからクラウドサービス中心のアーキテクチャーへ、技術トレンドに合わせた大きな変革を行いつつ、効率的な共同作業、円滑なWeb会議の開催・要約等の日々の業務に関する質を改善し、業務の効率化を、大きな業務影響なく実施した。 境界型からゼロ・トラスト型への大きなアーキテクチャー変革に伴い技術的に並行稼働が難しい中、円滑な業務の切り替えができるように、事前の検証環境の提供や先行切り替え可能な外部サービスの先行実施、業務の継続を考えた準備等を行うことで、当日負荷を減らしつつ、管理運用法人の業務を止めずに円滑な移行を行った。	⑤自家運用における一連の業務オペレーションを統合化されたツール上で実行することのできる統合運用管理基盤システム上の機能について新商品対応を進めた。	【評価の視点】 (1) LAN系環境の移行に伴い、統合NWシステム上に保存されていた運用の多様化・高度化や運用リスク管理に必要なデータについて、運用業務基盤へ移行を行った。業務特性に合わせて運用業務基盤へデータやプログラムの移行を行うことにより、運用データの集約化、整備を推進するほか、各種アプリケーションの内製開発により投資判断・運用業務において重要な業務システムのWebアプリケーション化を推進する等、運用の高度化を支える基盤整備が進捗しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	以上のような業務のデジタル化の推進等の取組については、更なる運用の高度化を見据えたシステム基盤の構築、組織体制・人材育成・セキュリティ統制を含む包括的な基盤整備を着実に進めており、これらの取組は、今後の運用高度化及び業務効率化を支える重要な基盤を形成するものであるから、非常に高く評価できる。 新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
	④加えて、シニアITアドバイザーを中心に、専門的知見を有する派遣職員や外部委託等のリソースを活用し、業務の質的な改善を推進する。 ⑤これらの取組を進めるため、デジタル庁が策定した「情報	(3) 業務のデジタル化等を効果的・効率的に進める観点から、組織として戦略的に業務のデジタル化を推進するための機能の強化を図っているか。	⑥専門的知見を有する派遣職員として専門派遣職員を採用し、職員による内製開発の支援・移行実施、社内ポータルの開発・運営、業務継続性の検討、情報化推進のための業務改善等、管理運用法人職員による内部からの推進が必要なプロジェクトに対して、シニアアドバイザーの知見に加え、専門派遣職員の専門的知見を活用し、業務の質などの改善を推進した。	⑦情報基盤整備に合わせ、法人全体のITを統括	(2) IT人材として職員全体のITリテラシーの向上、ITスキルの獲得のためのスキル定義やカテゴライズを体系的に作成し、IT育成計画を策定し外部研修の準備等を行うことによって、専門人材の確保・育成を推進した。 新しいLAN・OA系のシステムとして、共通業務基盤の整備を行い、セキュリティを担保しつつ、データ等の取得、Web会議等のシームレスな利用を可能とする環境を整備・改善しており、年度計画に定める所期	

			システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に基づき、組織としてPMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス：組織のIT施策の全体管理を行う部署）などの機能強化を含む業務のデジタル化を推進するための具体的な検討を行う。		し、核となる専門性の内製化やシステムに関する外部委託先管理を担う体制を強化するため、情報管理部を再編し、必要な規程整備等を実施した。また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）のPMOとしての機能が拡充し、法人全体の情報化について、ガバナンスを取りつつ推進する部署として強化した。	の目標を上回る成果が得られた。	法人においては、引き続き、運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、中期目標を踏まえた業務のデジタル化の推進に取り組むとともに、システムに係る情報セキュリティや機密情報の取扱いを含めた情報管理等に取り組むことが望まれる。
	（２）情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。	（２）情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情	（２）情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 また、クラウドサービス選定時の基準の明確化を進めるとともに、クラウドサービス導入時におけるC A S B（Cloud Access Security Broker：クラウド監視サービス）の活用による安全性の確認を継続的に行う。 役職員に対する研	（４）情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認しているか。また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。	（２）情報セキュリティ対策 ①情報セキュリティ診断に対する対応 ・脆弱性診断の結果のうち、令和6年度対応済（緊急度高の脆弱性）以外の脆弱性について、全て年度内に完了した。 ②情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、「情報セキュリティの動向と日々の業務における注意事項」について解説した集合研修を実施した。 ・eラーニングを活用し、標的型メール等の情報セキュリティの最新脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。eラーニングについては、各職員が提供した各種講座から原則3講座以上を受講し、延べ265人（平均受講講座数：3.91講座/人）が講座を受講した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴等を着任後速やかに実施、内容を理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行った。 ・年度自己点検実施計画に基づき、経営委員会を含む全ての役職員を対象とした自己点検を実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、年	（３）情報管理部の再編を行うことで、デジタルガバメント標準推進ガイドラインに記載されているPMO機能の強化、運用業務基盤等の内製開発を管理・実施する体制などを組織機能として持つことで、組織としての戦略的な業務のデジタル化を推進しており、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。	法人においては、引き続き、運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、中期目標を踏まえた業務のデジタル化の推進に取り組むとともに、システムに係る情報セキュリティや機密情報の取扱いを含めた情報管理等に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし

		報管理態勢の有効性の評価を徹底する。	修、訓練等により情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等については、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会において評価結果を確認する。 さらに、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。 上記に加え、新たな共通業務基盤及び運用業務基盤の構築に際しては、具体的な情報セキュリティ対策を実装する。 これらの取組を推進するため、専門的な知見を有する業務支援事業者を活用するとともに、情報セキュリティ専門人材の育成・採用に努める。		4回の訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施した。 ③クラウドサービスの調達および利用における情報セキュリティ対策の実施 ・法務室及び関係各部とともにクラウドサービス等の調達に係わる情報セキュリティ要件を策定し、法人全体に周知した。 ・法人のネットワークシステムにおいて、C A S B (Cloud Access Security Broker：クラウド監視サービス) を活用することにより、役職員のクラウドサービス利用時のモニタリングを継続的に実施した。申請のないクラウドサービスの利用については、アクセスした職員に確認し、不要なサービスはアクセス不可にする対応を実施した。 「共通業務基盤」・「運用業務基盤」においても、ゼロ・トラストを原則とした堅牢なセキュリティ対策を実装・運用している。 ④運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 141 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・評価結果を情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告し、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことを確認した。 ⑤多要素認証方式による端末の認証やメール送信時における PPAP（ Password 付き ZIP ファイルをメールで送り、別メールでパスワードを送る手法）の廃止等、2026 年 3 月に稼働を開始した共通業務基盤で対応を図り、具体的なセキュリティ対策を実装した。 ⑥情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を活用することにより、セキュリティ人材の不足を補う	〈課題と対応〉 ● 新たな情報化推進体制に基づき、部門横断的に使用する AI 等の利活用を統制・支援する専門機能の充足。 ● 新業務基盤の安定的な稼働と運用保守の高度化。 ● 役職員全体の IT リテラシーの底上げと、各種システムの管理を担う職員の IT スキルの向上。 ● セキュリティインシデント発生時の対応力強化。	
--	--	---------------------------	---	--	--	---	--

					とともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 ⑦情報セキュリティ関連規程類について、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の体系に沿うよう見直しを行い、統一基準群と法人内の規程類の関連性を明確化した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－9	情報発信・広報及び透明性の確保			
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
SNS を活用した情報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	X 352 回 （フォロワー数 67,179、閲覧回数 7,183,187）	X 401 回 （フォロワー数 69,639、閲覧回数 7,278,913）						予算額（千円）						
		YouTube 26 本 （登録者数 10,782、視聴回数 45,693）	YouTube 32 本 （登録者数 11,014、視聴回数 62,208）												
		Instagram —	（運用に向け準備中）												
法人のホームページへの訪問件数 （セッション数）	情報発信・広報活動の充実	953,605	887,415						決算額（千円）						
講演会等への役職員の登壇回数	情報発信・広報活動の充実	32 回	44 回						経常費用（千円）						
広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」及び「信頼できない」との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」：37.9% 「信頼できない」：20.9%	42.2%						経常利益（千円）						
			「信頼できる」：40.7% 「信頼できない」：20.6%						行政コスト（千円）						
									従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
	10. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等によ	10. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等につ	9. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公		9. 情報発信・広報及び透明性の確保 令和7年度のGPIF関連報道については、同年度に開始した国債入札直接参加に関する報道が一部の金融メディアで増加したものの、運用実績等を巡っては、年金制度における役割や長期分散投資の効用がメディアに一定程度浸透したこともあり、以前に比べて抑制的な状況が継続している。このような背景から、GPIFの広報活動は、公式のソーシャルメディアや公式ホームページといったオウンドメディアの活用に加え、役職員による登壇等の能動的な情報発信に努めた。 公式YouTubeでは定番のCIO動画等のほか、若年層も意識した「教えて！GPIF（じーびふ）先輩♡」シリーズ3本、金融リテラシー向上に興味がある層向けの「GPIFの広報、調査数理部に学ぶ～時系列分析～」（前後編）を追加した。視聴者の目に触れやすいショート動画も強化し、「GPIFクイズ」シリーズや「GPIF新卒職員を直撃！」シリーズを新たに開始した。こうした取組により、令和7年度末時点の登録者数や令和7年度の視聴回数は過去最高となった。 公式XはPDCAに基づき長期分散投資の効用など定番投稿の視認性向上を積み重ねたほか、「～の日」シリーズの強化など身近な投稿も強化し、フォロワー数は7万人に迫っている。 公式ホームページでは若年層の閲覧を意識した特設サイト「教えて！GPIF先輩♡のホームルーム」を新設したほか、2027年度に予定するホームページリニューアル（採用特設ページ含む）の準備を進めた。また、中途採用情報ページにおいて、各部署の人材ニーズに応じた業務内容や応募資格の情報を随時更新するなど、コンテンツの充実も図っている。 報道対応については年2回の理事長会見を実施し、令和7年度に就任した新理事長との活発な質疑応答が行われた。また、経済紙や金融メディアなどによる理事長インタビューにも積極的に対応した。4月に公表した「企業インタビュー（結果概要）」は、GPIFとして初めての取組となり、経済紙などの注目を集め、ESG・スチュワードシップ推進部の担当職員が丁寧に取材に応じた。10月に公表した「オルタナティブ資産に係るデータベース構築」のプレスリリースは、オルタナティブ投資業界でも珍しい取組となったことから国内外の経済紙や金融メディアの注目を集め、オルタナティブ投資部の担当職員が積極的に取材対応した。 令和7年度の役職員の講演等への登壇は、新たに就任した理事長への依頼が多数あった。このほか例年依頼の多いサステナビリティ投資、オ	<評定と根拠> 評定： A 年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解と信頼を高めることを目的として、SNSやホームページ等のデジタル媒体を活用した広範な情報発信に加え、講演会等を通じた直接的な対話の機会を活用するなど、多層的な広報活動を推進した。 情報発信に当たっては、専門的な内容についても分かりやすく伝えることを重視するとともに、ターゲット層に応じた媒体選択を行うなど、戦略的な広報に取り組んだ。 公式YouTubeによる情報発信については、定番の会見動画や「吉澤CIOに聞いてみよう」シリーズに加え、若年層も意識した「教えて！GPIF（じーびふ）先輩♡」シリーズ、金融リテラシー向上に興味がある層向けの「GPIFの広報、調査数理部に学ぶ～時系列分析～」（前後編）などを追加した。また、視聴者の目に触れやすいショート動画も強化し、「GPIFクイズ」シリーズや「GPIF新卒職員を直撃！」シリーズを新たに開始した。令和7年度のYouTube投稿件数は32本となった。こうした取組により、令和7年度末時点の登録者数は11,014人、令和7年度の視聴回数は62,208回といずれも過去最高となった。 Xにおいては、PDCAに基づき長期分散投資の効用など定番投稿の視認性向上を積み重ねたほか、「～の日」シリーズの強化など身近な投稿も充実させ、令和7年度末時点のフォロワー数が69,639人となり、幅広い層への情報伝達を行った。 また、若年層や女性層への情報発信を強化する観点から、新たな媒体としてInstagramの運用開始に向けた準備を完了させる（令和8年4月に運用開始）など、情報発信チャネルの拡充を図った。 加えて、当法人の年金制度における役割、	評定 A <評定に至った理由> 中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、スチュワードシップ責任を果たすための活動やESG投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。 この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、以下の通りオウンドメディアを積極的に活用し「顔の見える」広報をはじめ広報活動に取り組んだ。これらは、第5期中期計画策定の際にまとめた広報方針を踏まえた情報発信の強化と透明性の向上に資する取組である。 ・ 公式ユーチューブを活用した広報の充実 動画作成を内製化してお	

	り、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。 スチュワードシップ活動やESGやインパクトを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。 オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。 法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議	とに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後長期にわたり積立金が積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動、ESGやインパクトを考慮した投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。 その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役職員の講演等を含め案件の性格に応じた効果的な情報発	開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際、市場への影響に留意するとともに、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後長期にわたり積立金が積みあがっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信について積極的な対応を図る。 （１）第５期中期目標期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針をもとに、広報活動の評価を定	ルタナティブ投資関連の講演会に加え、令和７年度は調査数理部の職員による大学等での基本ポートフォリオ関連の登壇も増え、年度合計で44回の登壇を行った。 これらの取組を進める中で７月に実施した広報効果測定では、当法人の認知度は約４割、認知者のなかで「信頼できる」と回答した割合も約４割となり、ここ数年と同様の傾向となっている。メディアの間で年金制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用が以前に比べて浸透し、国民の関心を集めやすい運用状況の報道に関しては抑制的な状況が続いており、大幅な認知度向上が見込みにくいなかで、引き続きオウンドメディアや登壇における丁寧な情報発信を心掛けたい。 ＜評価の視点＞ （１）国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析を行っているか。	運用の高度化及びサステナビリティ投資等について直接発信する機会として役職員の登壇も強化し、令和７年度は44回の登壇を実施した。 広報効果測定調査の結果、当法人を認知している人の割合は全体の42.2%となった。また、GPIFを認知している人のうち、「GPIFの取組を信頼できる」と回答した割合は40.7%（令和６年度：37.9%）となり、前年度から2.8ポイント増加し、「信頼できない」とした回答は20.6%（令和６年度：20.9%）となり、前年度から0.3ポイント改善するなど、国民の理解・信頼の向上が確認された。 以上のとおり、デジタル媒体と対面の双方を活用した多層的な広報活動を展開するとともに、ターゲット層を意識したコンテンツ制作、新たな媒体への展開及び効果測定を通じた改善を行うなど、戦略的な広報を推進した結果、情報の到達度拡大に加え、国民からの信頼度向上も確認され、年金積立金の管理及び運用に対する理解促進に寄与したことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aと評価する。 【評価の視点】 （１）令和７年度も一般被保険者向けの情報発信に取り組んだ。公式YouTubeはショート動画で「GPIF新卒職員を直撃！」シリーズを開始するなど、投稿本数・視聴回数・登録者数ともに過去最高を記録した。 Xは定番投稿の視認性の改善等に取り組み、フォロワー数は7万人に迫り過去最高となっている。HPも特設サイト「教えて！GPIF先輩♡のホームルーム」を新設したほか、令和９年度の採用サイ	り、引き続き機動的に情報を発信した。これまで公表した動画（管理運用業務担当理事兼CIOが各四半期の運用実績やトピックを分かりやすく紹介する「GPIF吉澤CIOに聞いてみよう」等）の続編に加え、「教えてGPIF（じーぴふ）先輩」シリーズや「GPIFクイズ」などを新たに作成・公表する等、発信回数を増加（32回。過去最高） - 公式Xを活用した広報の強化 - 年金積立金の役割や累積収益、長期分散投資の効用等を継続して紹介するとともに、身近な投稿の充実として「～の日」シリーズの強化等、原則全営業日発信 - 公式ホームページを活用した広報の強化 - 若年層の閲覧を意識した特設サイト「教えて！GPIF先輩のホームルーム」を新設するなど、コンテンツを充実 - スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資に関する情報発信 「スチュワードシップ活動報告」、「2024年度サステナビリティ活動報告書」（8回目の刊行）を公表【Ⅰ－6参照】 - 情報チャンネルの拡充 - 若年層や女性層への情報発信を強化する観点から、新たな媒体としてInstagramの運用開始に向けた準備を完了。
--	--	---	--	---	---	---

	の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。	信を工夫する。こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。 さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明	期的に行い、活動内容の改善を図る。	（2）基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、ESGやインパクトを考慮した投資の考え方等をホームページ等で分かりやすく説明する。	（2）年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、国民に分かりやすく説明しているか。	の効用がメディアにも一定程度浸透し、運用状況に関する報道が抑制的になったことで、認知度が低下傾向となり、4割程度が続いている。男女別にみると、男性の認知度が高く、女性の認知度が低いという傾向も続いている。女性の認知度向上が課題であり、将来世代の保険料負担を軽減するという積立金の役割を鑑みれば、若年層の認知度向上が重要であることから、令和7年度は比較的若い女性の利用率が高いSNSである公式Instagramの開設準備を進めた（令和8年4月に開設）。 また、当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は40.7%となった。オウンドメディア等で積立金の役割や長期分散投資の効用、累積収益等を地道に発信し続けてきた効果もあるとみられ、信頼度は9年前の調査開始時の2割弱よりは大幅に上昇し、基準値に比べても約3ポイント上昇した。 （2）令和7年度は、公式ホームページで若年層の閲覧を意識した特設サイト「教えて！GPIF先輩♡のホームルーム」を新設した。 オルタナティブ投資について、業務概況書においてその意義・役割について解説し、また、オルタナティブ投資特有の事項についてコラム形式で分かり易く解説を加え（令和7年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV変動要因、オルタナティブ資産の収益率計測方法について記載。）、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。また、令和2年度からは、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を開設し、引き続き、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすい情報発信に努めた。加えて、投資を実施したLPSについて適時適切にホームページにて公表を行っている。	ト開設に向けて準備を進めた。また、広報効果測定を踏まえ、Instagramの開設を準備した（令和8年4月開設）。こうした取組により、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られた。 （2）年度計画に定める所期の目標を達成している。	さらに、役職員の登壇も強化し、年度合計で44回の登壇を行った。役職員が様々な機会を通じて直接発信する取組は、法人の年金制度における役割、運用の高度化及びサステナビリティ投資等の理解に資する取組である。 なお、以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関する理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。 - 公式YouTube動画の登録者数は1万人超 - 公式Xのフォロワー数の増加 - 年金制度における法人の役割への理解がメディアに浸透し、年金積立金運用が長期国際分散投資であること等を踏まえた報道ぶりが継続 - 広報効果測定調査の結果において、法人を認知している人のうち「GPIFの取組を信頼できる」と回答した割合の増加（令和6年度：37.9%→令和7年度：40.7%） 以上のような情報発信・広報等の取組は、広報の基本的方針に基づいて新規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求める情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、年金積立金運用に関する国民の理解・信頼に資するものであった。中期目標において重要
--	--	--	--------------------------	---	--	--	--	---

		性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表し、また、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形で情報開示を進める。さらに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意する。	（３）年金制度における積立金や管理運用法人の役割等を分かりやすく解説したコンテンツ（テキストや動画等）を作成し、ホームページ等で周知する。 （４）こうした情報発信について、ホームページやSNS等だけでなく、案件の性格に応じ、役職員の講演等の機会も活用する。 （５）令和6年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、令和7年度の四半期の運用状況につ	（３）令和7年度は、若年層の視聴を意識した動画「教えてGPIF先輩♡基本ポートフォリオって、アップルパイ？」等、同先輩シリーズの動画を3本追加し、公式ホームページで新設した特設サイトにもこれらの動画を掲載した。 （４）令和7年度の役職員の講演等への登壇は、新たに就任した理事長への依頼が多数あった。このほか例年依頼の多いサステナビリティ投資、オルタナティブ投資関連の講演会に加え、令和7年度は調査数理部の職員による大学等での基本ポートフォリオ関連の登壇も増え、年度合計で44回の登壇を行った。 （５）透明性の向上を図るため、令和7年度計画において、令和6年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和7年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）を公表日と明記し、下記のとおり公表を行った。 <table><tr><th colspan="4">【公表日】</th></tr><tr><th>業務概況書 （令和6年度）</th><th>第1四半期 （令和7年度）</th><th>第2四半期 （令和7年度）</th><th>第3四半期 （令和7年度）</th></tr><tr><td>R7.7.4</td><td>R7.8.1</td><td>R7.11.7</td><td>R8.2.6</td></tr></table> 2024年度業務概況書においては、第4期中期目標期間中の取組を総括するコラムを設けた。 また、管理運用業務担当理事兼CIOが当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。	【公表日】				業務概況書 （令和6年度）	第1四半期 （令和7年度）	第2四半期 （令和7年度）	第3四半期 （令和7年度）	R7.7.4	R7.8.1	R7.11.7	R8.2.6	（３）年度計画に定める所期の目標を達成している。	度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解と信頼に資するよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実に努めるとともに、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
【公表日】																		
業務概況書 （令和6年度）	第1四半期 （令和7年度）	第2四半期 （令和7年度）	第3四半期 （令和7年度）															
R7.7.4	R7.8.1	R7.11.7	R8.2.6															

			いては、期末日の翌々の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。 具体的な公表日は、令和6年度の管理及び運用実績の状況は7月4日に、令和7年度の四半期の運用状況は8月1日、11月7日、2月6日とする。 (6) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。 (7) スチュワードシップ・コードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。	(4) スチュワードシップ活動やESGやインパクトを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信しているか。	(6) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 (7) スチュワードシップ活動等に係る情報発信 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表(令和8年4月17日)し、令和7年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、アセットオーナー・プリンシプル取組方針、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③スチュワードシップ活動報告において、「第5期中期目標期間における重点事項についての取組」の項目を設け、関連する令和7年度の主な取組を公表している。具体的には、「資本コストや株価を意	(4) 「優れた開示シリーズ」の各運用受託機関向けアンケートを、「優れたサステナビリティ開示」に一本化した。また、当法人のサステナビリティに関する考え方を反映する形で、「ESG活動報告」を「サステナビリティ投資報告」に変更している。これらの情報発信方法の更新が、より分かりやすい情報発信につながり、年度計画に定める目標を上回る成果を上げた。	
--	--	--	---	---	---	---	--

			(5) オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。 (6) 法人の運用について多面的な観点から国民の理解を得られるようにするための分かりやすい情報発信の在り方の検討、法人のホームページや業務概況書等の充実や役職員の講演等の広報の取組についての定期的な検証等及びその結果を踏まえた取組内容の継続的な改善を行っているか。 (7) 年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該銘柄の時価総額を公表しているか。	識した経営の実現に向けた対応」のエンゲージメントに関する国内株式運用受託機関に対するインタビュー」、「優れた統合報告」などの優れた開示シリーズの運用受託機関向けアンケートを「優れたサステナビリティ開示」に一本化」及び「日本のコーポレートガバナンス改革に関する国内運用受託機関との対話」の3項目を記載した。 ④当法人の国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表した。対話社数、対話件数（パッシブ・アクティブ別比率、規模別比率）及び対話実施比率（業種別）に加え、令和7年度は、役職別の対話実施比率を開示し、より様々な角度からエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 ⑤個別の議決権行使結果公表機関については、各機関のサイトへのリンクとともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑥「スチュワードシップ活動報告」の公表に当たり、英語版も作成しホームページに掲載している。	(5) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (6) メディアの間で年金制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用が以前に比べて浸透し、国民の関心を集めやすい運用状況の報道に関しては抑制的な状況が続いている中でも、オウンドメディアや登壇における丁寧な情報発信を行い、広報効果測定調査の結果、法人認知者のうち「信頼できる」との回答が増加するなど、年度計画に定める所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (7) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	
--	--	--	---	--	--	--

			（８）経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表する。 （９）運用におけるＥＳＧの取組を評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点からＥＳ	（８）経営委員会が重要事項と判断する事項について、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保を行っているか。 （９）経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表しているか。	（８）経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、平成 30 年 1 月から 12 月に行われた経営委員会（第 5 回～第 17 回）の議事録及び未公表資料について、非開示情報箇所を除いて、ホームページに公表した。 加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、令和 6 年 3 月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表した。 （９）環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取組を積極的に推進している。このようなＥＳＧの取組を評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成 30 年より「ＥＳＧ活動報告」を毎年刊行してきた。 令和 7 年 8 月には、「サステナビリティ投資報告」（※）を刊行し、同 10 月には、英語版を公表した。	（８）年度計画に定める所期の目標を達成している。 （９）年度計画に定める所期の目標を達成している。	
--	--	--	---	---	--	---	--

			G活動報告を作成する。 (10) 運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。		本報告書では、自然資本や生物多様性に関連するリスクにも着目し、「G P I Fの国内株式運用会社が選ぶ『優れたT N F D開示』」を紹介しているほか、社会やガバナンスに関するテーマを含む「サステナビリティ関連財務情報の開示状況に関する分析」にも取り組んでいる。 ※当法人は世界の資本市場全体に幅広く分散して投資する「ユニバーサル・オーナー」である。サステナビリティに関するリスクを低減し、市場全体の持続可能性を高めることを通じて、長期的な投資リターンを確保することが、当法人の責務である。その際、全資産においてサステナビリティを考慮し、運用会社と投資先企業との対話を促進することによりインベストメントチェーンの好循環の構築を目指している。このような考え方にに基づき、報告書の名称を「ESG 活動報告」から「サステナビリティ投資報告」に変更している。 (10) 当法人の運用結果をより分かりやすく業務概況書等で示すことを目的として、実質的な費用の把握のため、運用会社等に対する調査を開始した。	〈課題と対応〉 ● 認知度が相対的に低い、女性（特に若年層）への効果的な発信をはじめ、情報発信の更なる工夫・充実による国民からの一層の理解と信頼の確保。 ● 人材確保の観点からも、業務を通じて得られる経験・能力や法人の業務の社会的意義を効果的に発信。 ● 将来の被保険者であり、インベストメントチェーンの担い手にもなる学生を対象として、役職員による大学などでの講義・登壇を強化。	
--	--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度 （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	7,960,804	7,107,215				
	中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	—	—	105,879				
	達成度	—	—	100%				
	（参考）執行額（千円）	—	—	3,879,667				

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.33%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の民間金融機関	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の	＜定量的指標＞ 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）運用の高度化・多様化に伴う業務に的確に対応し、持続的な組織運営を可能とするため、以下のとおり組織の見直しを実施した。 ①コンプライアンス室の新設 法人業務の高度化・多様化及び組織の拡充を背景に、内部統制機能の一層の強化を図るため、従来法務部門が担っていたコンプライアンス機能を分離し、2025 年 9 月に理事長直轄のコンプライアンス室を新設した。これにより、公務員倫理等の遵守に加え、複雑化する業務運営に対応したコンプライアンス業務全般を一元的に担う体制を整備した。（コンプライアンスの確保の取組についてはⅠ－5、Ⅳ－1 参照）	＜評定と根拠＞ 評定： A 運用資産の規模が拡大し、業務の複雑化・多様化が進む中、運用の高度化・多様化をさらに一層進めるためには、各業務を担う人材の確保・育成・定着を担う人事機能、業務の基盤となる情報システムに係る IT 戦略を統括し推進する機能及び適切な業務遂行の根本であるコンプライアンス・内部統制機能の強化を迅速に進めることは喫緊の課題である。高度な運用を持続的かつ安定的に支える経営基盤の強化を図る観点から、令和 7 年度は、コンプライアンス室及び人事部の創設並びに情報管理部の再編を行	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、組織再編及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行うことにより効率的な業務運営体制を確立すること、業務運営の効率化に伴う経費節減、法人が策定した「調達等合理	

	直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、被保険者の利益のために年金積立金の管理及び運用を安定的に行うための業務運営体制を適切に確保する観点にも留意しつつ、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	等の例も参考にしつつ、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、先進技術（ＡＩによる文書作成支援など）を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。 また、被保険者の利益のために年金積立金の管理及び運用を安定的に行うための業務運営体制を適切に確保する観点にも留意しつつ、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等適切に行う。	業務の質量に応じて見直すとともに、先進技術の活用も含め効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。	の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1. 2 4 %以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1. 3 3 %以上の効率化を行っているか。 【評価の視点】 （１）組織編成及び管理部門を含めた各部門の人員配置を実情に即して見直しているか。その際、人員の増員を含む組織体制	②人事部の新設 法人の将来を見据えた人材戦略を着実に推進するためには、採用・育成・定着を一体的かつ専門的に担う体制の構築が不可欠である。このため、従来総務部に含まれていた人事機能を分離し、役割の明確化と専門性の向上を目的として、2026 年 1 月に人事部を新設した。これにより、人事機能の強化を図るとともに、法人全体の安定的かつ高度な業務運営を支える基盤を整備した。新設した人事部においては、採用活動の高度化及び人材確保の効率化を推進するとともに、体系的な研修制度の整備により人材育成の強化を図る。併せて、多様な人材が能力を最大限発揮できる環境整備を進めるなど、組織の持続的成長と競争力の向上につなげていく。（人材の確保・育成・定着の取組については 1－7 参照） ③情報管理部の改組 法人全体のデジタル化を戦略的に推進するため、組織体制及び機能の在り方についてプロジェクトを立ち上げ、多角的な検討を行った。その結果、従来の外部委託管理を中心とした受動的な体制から、法人全体の IT 戦略を主体的に企画・推進する体制への転換が必要であると判断し、2026 年 4 月に情報管理部を再編し、「ＩＴ総括課」と「委託管理課」の二課体制とした。本再編により、デジタル統括責任者のもとに PMO 機能を集約し、ＩＴ施策の企画から実行、評価に至るまでを一体的にマネジメントする体制を確立した。また、法人内システムの全体最適を見据えた統括管理を推進するとともに、ＩＴ分野における専門知識、ノウハウの内製化を進め、迅速な意思決定を可能とした。さらに、委託管理機能の強化により外部ベンダーの統制を高め、品質及びコストの両面での適正化を図っている。なお、本体制については、今後の業務状況や人員配置等を踏まえ、組織機能を段階的に拡充・充足していくこととしている。これらの取組を通じて、ＩＴ投資の最適化とガバナンスの強化を図るとともに、デジタル基盤の高度化による業務効率化及び付加価値の向上に資する体制の確立を目指す。（デジタル化の推進に向けた取組については 1－8 参照） 上記の組織体制の見直しとともに、引き続き R P A（ロボティックプロセスオートメーション）・E U C（エンドユーザーコンピューティング）を用いた業務の自動化として、法人内統制会議を開催し、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、事業運営の高度化・効率化のため R P A・E U C の更なる導入を進めた。	った。 令和 7 年 9 月に新規設置したコンプライアンス室については、初めてコンプライアンス・プログラム（年度計画）を策定するとともに、当該プログラムに基づくコンプライアンス研修を計画的に実施するなど、コンプライアンス・リスク管理の高度化に向けた取組を推進している（Ⅰ－5、Ⅳ－1 参照）。 令和 8 年 1 月に新設した人事部については、人材戦略の立案を主導するとともに、36 名の新規職員採用を行い、研修計画の策定や、より働きやすい勤務制度の導入等、今後の制度改善に向けた検討・準備を着実に進めている（Ⅰ－7 参照）。 令和 8 年 4 月の再編に向けた準備を進めた情報管理部についても、令和 8 年度以降の新システム基盤の運用に合わせ、法人全体の IT を総括し、核となる専門性の内製化やシステムに関する外部委託先管理を担う体制を整えた（Ⅰ－8 参照）。 あわせて、経費節減及び契約の適正化についても着実に取り組み、令和 7 年度の予算額は、前年度比 1.33%以上の節減を行っているほか、契約の適正化についても適切に取り組んでいる。 以上のとおり、第 5 期中期目標期間の初年度である令和 7 年度中に、内部統制機能、人事機能及び情報化推進機能を強化するため、3 部室の改組を伴う組織体制の見直しを実施し、法人の組織運営基盤を一段と強固なものとするとともに、持続的かつ効率的な業務運営体制の構築に大いに寄与したものと評価できる。 以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、A と評価する。 < 定量的指標 > 令和 7 年度の予算額は、令和 6 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づ	化計画」に基づく取組を着実に実施すること等とされている。 これに対し、法人においては、 コンプライアンス室の新規設置（2025（令和 7）年 9 月）、人事部の新設（2026（令和 8）年 1 月）、情報管理部の再編（2026（令和 8）年 4 月）に向けた準備といった組織再編を行った。これらの組織再編は、中期目標にある効率的な業務運営体制の実現において不可欠である内部統制機能、人事機能、情報化推進機能の強化に資する取組である。 また、組織再編のほか、 - 内部統制機能については、コンプライアンス室において、コンプライアンス・プログラム（年度計画）を策定するとともに、当該プログラムに基づくコンプライアンス研修を計画的に実施するなど、コンプライアンス・リスク管理の高度化に向けた取組を推進【Ⅰ－5、Ⅳ－1 参照】 - 人事機能については、人事部において、研修計画の策定やより働きやすい勤務制度の導入等、今後の制度改善に向けた検討や準備を進め、人事戦略の立案体制を構築【Ⅰ－7 参照】
--	--	---	---	---	---	---	---

			の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めているか。 (2) 業務運営の高度化・効率化のために、先進技術（A I による文書作成支援など）を積極的に活用しているか。 (3) 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行っているか。その際、被保険者の利益のために年金積立金の管理及び運用を安定的に行うための業務運営体制を適切に確保する観点から職員の能力・実績の評価を適切に行う。 (4) 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及	(2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 令和7年度において、正規職員の実績評価については令和6年度下期実績評価（令和6年10月～令和7年3月）を令和7年4～5月に実施し、その結果を令和7年6月期の賞与に反映させ、令和7年度上期実績評価（令和7年4月～9月）を令和7年10～11月に実施し、令和7年12月期の賞与に反映させた。 正規職員の能力評価（令和7年1月～令和7年12月）については、令和8年1月に実施し、令和8年3月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和8年4月の昇給等へ反映させた。 運用専門職員の実績・能力評価（令和6年4月～令和7年3月）については、令和7年4～5月に実施し、令和7年6月期の賞与に反映させるとともに、令和7年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や契約条件の判断材料に用いた。	き新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.33%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考え。 【評価の視点】 (1) 運用の高度化・多様化に伴う業務に的確に対応し、持続的な組織運営を可能とするため、3部室の改組を伴う組織体制の強化を行っており、年度計画を上回る成果が得られた。 (2) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (3) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (4) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	・ 情報化推進機能については、情報管理部においても、2026（令和8）年4月以降の新システム基盤の運用に合わせ、法人内システムの全体最適を見据えた統括管理を推進するとともに、I T 分野における専門性知識、ノウハウの内製化を進め、システムに関する外部委託先管理を行う体制を整備した。 【I - 8 参照】 組織再編と各機能の強化を通じて、運用の高度化・多様化に伴う業務の複雑化に的確に対応し、持続的な組織運営を可能にする体制強化を行った。 また、業務運営の効率化に伴う経費節減について、一般管理費及び業務経費の合計額は、令和6年度と比較して、1.33%の節減を行っているほか、契約の適正化についても、調達等合理化計画において定めた「重点的に取り組む分野」及び「調達に関するガバナンスの徹底」に係る取組実績が、それぞれの評価指標に照らしてなされており、適切に取り組まれている。 以上のような効率的な業務運営体制の確立の取組は、法人の持続的かつ効率的な業務体制の構築に大いに寄与したものと評価でき、所期の目標を上回
2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減
中期目標期間中、一般管	中期目標期間中、一般管	中期目標期間中、一般管	中期目標期間中、一般管	中期目標期間中、一般管	中期目標期間中、一般管	中期目標期間中、一般管

理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和6年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.33% 以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.33% 以上の効率化を図ること。 新規に追加	理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和6年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.33% 以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.33% 以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に	連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために当年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度と比べて 1.33% 以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を	び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和6年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.33% 以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.33% 以上の効率化を行っているか。 （5）新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適	高度化・多様化等に対応するために令和7年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.33% 以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施については現時点では行っていないが、備品及び消耗品の一般競争入札による調達を徹底するなどの取組を通じ、全体の業務の効率化・最適化を図っており、他法人の実施状況も参考にしながら、今後も引き続き、業務の効率化・最適化に取り組んでいく。	(単位：百万円) <table><tr><th></th><th>令和6年度 基準年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)</td><td>7,961</td><td>7,107</td></tr><tr><td>中期計画を踏まえた節減額</td><td>65</td><td>106</td></tr><tr><td>執行額</td><td>4,285</td><td>3,880</td></tr></table> (注1) 令和7年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画を踏まえた節減額（前年度の基準額に対し1.33%の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1.33%の効率化を行う。 (注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。		令和6年度 基準年度	令和7年度	節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	7,961	7,107	中期計画を踏まえた節減額	65	106	執行額	4,285	3,880	(5)年度計画に定める所期の目標を達成している。	る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直し等効率的な業務運営の確立に取り組むこと、組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めることが望まれる。 ＜その他事項＞ (外部有識者の意見) 特になし
	令和6年度 基準年度	令和7年度																	
節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	7,961	7,107																	
中期計画を踏まえた節減額	65	106																	
執行額	4,285	3,880																	

されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化すること。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、必	応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化するとともに、これらの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した	確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、必要な人材の確保等を図る観点にも留意しつつ、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第1の8により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、実績連動報酬制度による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別	切な見直しを行うPDCAサイクルの取組の強化を行っているか。また、これらの取組について、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直しを行っているか。 (6) 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応しているか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保しているか。 (7) 給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、必要な人材の確保等を図る観点にも留意しつつ、その適	(2) 人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、令和8年1月に役職員の給与の改正を行った。 また、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員20名と正規職員16名を採用した。 (3) 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は、令和7年度で139.5と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。 (4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。	(6) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (7) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	
--	--	--	--	---	---	--

	要な人材の確保等を図る観点にも留意しつつ、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	上で、必要な人材の確保等を図る観点にも留意しつつ、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第1の8により対応する。なお、管理運用委託手数料については、実績連動報酬制度による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。	の運用資産額の増減、付加価値（スチュワードシップ活動を含む。）等も考慮に入れつつ、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。なお、その際、ツールの導入による手数料計算の自動化を検討する。	正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表しているか。 （8）管理運用委託手数料について、実績連動報酬制度による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努めているか。	（5）管理運用委託手数料は、外国株式のアクティブファンドが超過収益を獲得したことから、前年度比198億円の増加となった。	（8）年度計画に定める所期の目標を達成している。	
	3．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実施	3．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実	3．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達	（9）法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 （以下は調達等	3．契約の適正化 （1）調達の実施状況 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。	（9）調達等合理化計画において定めた「重点的に取り組む分野」及び「調達に関するガバナンスの徹底」に係る取組実績が、それぞれの評価指標に照らしてなされており、年度計画に定める所期の計画を達成している。	

現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 2 7 年 5 月 2 5 日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 2 7 年 5 月 2 5 日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 ・ 一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ・ 随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保しているか。 ・ 環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・ 適切で、迅速かつ効果的な調達の実現を主体的かつ不断に検討しているか。 ・ 契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。	合理化計画における評価指標) ・ 一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ・ 随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保しているか。 ・ 環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・ 適切で、迅速かつ効果的な調達の実現を主体的かつ不断に検討しているか。 ・ 契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。	【契約の実績】 (単位：件、億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和 6 年度</th><th colspan="2">令和 7 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(6. 1%) 25</td><td>(1. 5%) 7. 6</td><td>(5. 5%) 23</td><td>(13. 1%) 135. 4</td><td>(△8. 0%) △2</td><td>(1686. 4%) 127. 8</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(18. 6%) 76</td><td>(26. 7%) 131. 0</td><td>(14. 6%) 61</td><td>(33. 1%) 340. 8</td><td>(△19. 7%) △15</td><td>(160. 2%) 209. 8</td></tr><tr><td>競争性のある契約(小計)</td><td>(24. 8%) 101</td><td>(28. 3%) 138. 5</td><td>(20. 0%) 84</td><td>(46. 2%) 476. 2</td><td>(△16. 8%) △17</td><td>(243. 7%) 337. 6</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(75. 2%) 307</td><td>(71. 7%) 351. 0</td><td>(80. 0%) 335</td><td>(53. 8%) 553. 9</td><td>(9. 1%) 28</td><td>(57. 8%) 202. 9</td></tr><tr><td>合計</td><td>(100. 0%) 408</td><td>(100. 0%) 489. 6</td><td>(100. 0%) 419</td><td>(100. 0%) 1, 030. 0</td><td>(2. 7%) 11</td><td>(110. 4%) 540. 5</td></tr></table> (注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注 2) 比較増△減の() 書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。 (注 3) 「競争入札等」には、特例による随意契約を含む。		令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(6. 1%) 25	(1. 5%) 7. 6	(5. 5%) 23	(13. 1%) 135. 4	(△8. 0%) △2	(1686. 4%) 127. 8	企画競争・公募	(18. 6%) 76	(26. 7%) 131. 0	(14. 6%) 61	(33. 1%) 340. 8	(△19. 7%) △15	(160. 2%) 209. 8	競争性のある契約(小計)	(24. 8%) 101	(28. 3%) 138. 5	(20. 0%) 84	(46. 2%) 476. 2	(△16. 8%) △17	(243. 7%) 337. 6	競争性のない随意契約	(75. 2%) 307	(71. 7%) 351. 0	(80. 0%) 335	(53. 8%) 553. 9	(9. 1%) 28	(57. 8%) 202. 9	合計	(100. 0%) 408	(100. 0%) 489. 6	(100. 0%) 419	(100. 0%) 1, 030. 0	(2. 7%) 11	(110. 4%) 540. 5		
	令和 6 年度		令和 7 年度			比較増△減																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(6. 1%) 25	(1. 5%) 7. 6	(5. 5%) 23	(13. 1%) 135. 4	(△8. 0%) △2	(1686. 4%) 127. 8																																																
企画競争・公募	(18. 6%) 76	(26. 7%) 131. 0	(14. 6%) 61	(33. 1%) 340. 8	(△19. 7%) △15	(160. 2%) 209. 8																																																
競争性のある契約(小計)	(24. 8%) 101	(28. 3%) 138. 5	(20. 0%) 84	(46. 2%) 476. 2	(△16. 8%) △17	(243. 7%) 337. 6																																																
競争性のない随意契約	(75. 2%) 307	(71. 7%) 351. 0	(80. 0%) 335	(53. 8%) 553. 9	(9. 1%) 28	(57. 8%) 202. 9																																																
合計	(100. 0%) 408	(100. 0%) 489. 6	(100. 0%) 419	(100. 0%) 1, 030. 0	(2. 7%) 11	(110. 4%) 540. 5																																																
				【一者応札・応募状況】 (単位：件、億円) <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">令和 6 年度</th><th colspan="2">令和 7 年度</th><th>比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2 者以上</td><td>件数</td><td>74</td><td>92. 5%</td><td>73</td><td>92. 4%</td><td>(△1. 4%) △1</td></tr><tr><td>金額</td><td>136. 7</td><td>98. 7%</td><td>439. 4</td><td>92. 3%</td><td>(221. 5%) 302. 7</td></tr><tr><td rowspan="2">1 者以下</td><td>件数</td><td>6</td><td>7. 5%</td><td>6</td><td>7. 6%</td><td>(0%) 0</td></tr><tr><td>金額</td><td>1. 9</td><td>1. 3%</td><td>36. 8</td><td>7. 7%</td><td>(1879. 9%) 34. 9</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>80</td><td>100. 0%</td><td>79</td><td>100. 0%</td><td>(△1. 3%) △1</td></tr><tr><td>金額</td><td>138. 5</td><td>100. 0%</td><td>476. 2</td><td>100. 0%</td><td>(243. 7%) 337. 6</td></tr></table> (注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。 (注 3) 比較増△減の() 書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。 (注 4) 1 案件で複数者と契約しているものについては、調達件数を 1 件とカウントしていることから契約の実績の契約件数とは異なる。			令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	2 者以上	件数	74	92. 5%	73	92. 4%	(△1. 4%) △1	金額	136. 7	98. 7%	439. 4	92. 3%	(221. 5%) 302. 7	1 者以下	件数	6	7. 5%	6	7. 6%	(0%) 0	金額	1. 9	1. 3%	36. 8	7. 7%	(1879. 9%) 34. 9	合計	件数	80	100. 0%	79	100. 0%	(△1. 3%) △1	金額	138. 5	100. 0%	476. 2	100. 0%	(243. 7%) 337. 6				
		令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減																																																
2 者以上	件数	74	92. 5%	73	92. 4%	(△1. 4%) △1																																																
	金額	136. 7	98. 7%	439. 4	92. 3%	(221. 5%) 302. 7																																																
1 者以下	件数	6	7. 5%	6	7. 6%	(0%) 0																																																
	金額	1. 9	1. 3%	36. 8	7. 7%	(1879. 9%) 34. 9																																																
合計	件数	80	100. 0%	79	100. 0%	(△1. 3%) △1																																																
	金額	138. 5	100. 0%	476. 2	100. 0%	(243. 7%) 337. 6																																																

			・運用受託機関等との契約案件については、投資委員会において審議及び議決を行うとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。 ・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関する職員に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施したか。	(2) 重点的に取り組む分野 調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした下記分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。 ① 競争契約による調達 基本的に競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠及び価格の妥当性の確認等を行った。 また、従前、企画競争により調達を行った案件で、再度調達する際には、一般競争による調達の可否を検討し、可能な案件については、一般競争による調達を行った。 (再掲) (単位：件、億円) <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和6年度</th><th colspan="2">令和7年度</th><th colspan="2">比較増△減額</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>競争性のある契約</td><td>(24.8%) 101</td><td>(28.3%) 138.5</td><td>(20.0%) 84</td><td>(46.2%) 476.2</td><td>(△16.8%) △17</td><td>(243.7%) 337.6</td></tr> </table> (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。 (ア) 特例による随意契約を含む。 ② 随意契約による調達 契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表しており、公正性、透明性の確保に努めた。 (再掲) (単位：件、億円) <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和6年度</th><th colspan="2">令和7年度</th><th colspan="2">比較増△減額</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td><td>(75.2%) 307</td><td>(71.7%) 351.0</td><td>(80.0%) 335</td><td>(53.8%) 553.9</td><td>(9.1%) 28</td><td>(57.8%) 202.9</td></tr> </table> (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。 ③ 環境物品等の調達		令和6年度		令和7年度		比較増△減額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のある契約	(24.8%) 101	(28.3%) 138.5	(20.0%) 84	(46.2%) 476.2	(△16.8%) △17	(243.7%) 337.6		令和6年度		令和7年度		比較増△減額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のない随意契約	(75.2%) 307	(71.7%) 351.0	(80.0%) 335	(53.8%) 553.9	(9.1%) 28	(57.8%) 202.9	〈課題と対応〉 高度化・複雑化した業務に対応し得る持続的かつ効率的な業務運営体制の構築	
	令和6年度		令和7年度			比較増△減額																																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																								
競争性のある契約	(24.8%) 101	(28.3%) 138.5	(20.0%) 84	(46.2%) 476.2	(△16.8%) △17	(243.7%) 337.6																																								
	令和6年度		令和7年度		比較増△減額																																									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																								
競争性のない随意契約	(75.2%) 307	(71.7%) 351.0	(80.0%) 335	(53.8%) 553.9	(9.1%) 28	(57.8%) 202.9																																								

				環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特に、令和7年度においては、共通業務基盤導入に係る調達に際して、納品物についてはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすことを仕様書に記載し、環境への負担の少ない物品等の調達に努めた結果、PC・ディスプレイ・プリンター及び複合機についてグリーン購入法の適合製品を調達した。 ④ 適切で、迅速かつ効果的な調達の推進 令和7年度においては、企画競争における契約候補者と契約に至らない場合に備え、契約候補者の選定から次順位の者との契約交渉プロセスを明確化し、契約締結に至るまでの交渉の長期化を防止するよう努めることで、適切で、迅速かつ効果的な調達事務を推進した。 また、「予算決算及び会計令」の改正に基づく会計規程施行細則等を改正することで、少額随意契約の基準額引き上げ等を行い、契約事務マニュアルへの記載及び調達課から各部署への周知を通じて、適切で、迅速かつ効果的な調達事務を推進した。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 ① 随意契約に関する内部統制の確立 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。また、契約審査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。なお、「緊急やむを得ない場合」であることを理由に、契約審査会の事前審議を経ずに随意契約を締結した事例は無かった。 伝統的な投資資産に係る運用受託機関等の選定及び評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において審議を行い決定した。また、運用受託機関の新規選定先・解約先については、令和7年9月26日及び令和8年2月26日の経営委員会で執行部より報告を行った。 オルタナティブ資産に係る運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。加えて、自家運用 LPS の選定にマネジャー・エントリー制度を導入した選定プロセスの検討を投資委員会において、審議を行い決定し、対象期間内に運用を開始した。 また、執行部より LPS 投資の検討にあたっての事前報告を令和7年4月21日、5月19日、9月26日及び令和8年2月26日の経営委員会で、LPS の新規選定先の事後報告を令和7年9月26日及び令和8年2月26日の経営委員会で行った。 ② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組		
--	--	--	--	--	--	--

					令和 7 年度は、前年度に見直し・検討を行った調達におけるコンプライアンス研修をさらに見直し、全役職員（非常勤の経営委員を除き、非常勤の監査委員は任意参加とする。派遣職員及び臨時職員を含む。）を対象とした調達に関する基本的な事項や規定等のルールについての集合研修を、経理部調達課職員が講師となって令和 7 年 11 月 21 日に実施した（受講者数 259 名、参加率 100%）。 具体的な研修内容は、①公共調達とは何かの把握、②会計規程等の遵守の徹底、関連規程等の確認、③GPIF における調達・契約事務の大切さの再確認、④調達業務、調達方法、調達手続きの理解等とし、法人全体として調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1		財務内容の改善に関する事項	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	7,960,804						
	中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	—	—						
	達成度	—	—						
	（参考）執行額（千円）	—	—						

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.33％に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予	<評価の視点> （1）中期計画「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算に	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和6年度において、令和5年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1.24％を節減した予算（人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和6年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 令和6年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされているのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っていることから、所期の目標を達成していると判断し、Bと評価する。 【評価の視点】 （1）目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであること	

	し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算別表1のとおり 2. 収支計画別表2のとおり 3. 資金計画別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 40,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	算による適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算別表1のとおり 2. 収支計画別表2のとおり 3. 資金計画別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 40,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	よる適正かつ効率的な運営を行っているか。	第4 予算、収支計画及び資金計画 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	〈課題と対応〉 特になし	を踏まえ、引き続き、予算を適正に作成し執行するとともに、予算の執行状況を適切に分析し、経営委員会において報告及び議論を行った上で次年度予算案を策定するPDCAサイクルの取組を強化することが望まれる。 ＜その他事項＞ (外部有識者の意見) 特になし
--	---	--	-----------------------------	--	-------------------------	---

		第7 第6の 財産以外の重 要な財産を譲 渡し、又は担 保に供しよう とするとき は、その計画 なし 第8 剰余金 の使途 なし	第7 第6の 財産以外の重 要な財産を譲 渡し、又は担 保に供しよう とするとき は、その計画 なし 第8 剰余金 の使途 なし		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	調査研究等で得られた知見の件数	被保険者の利益に資する調査・研究で得られたノウハウの蓄積	3 件	3 件					
	コンプライアンス集合研修の実施回数	コンプライアンスの遵守	2 回	4 回					
	法人全体のリスク評価に基づく監査計画の策定および報告実施件数	内部統制の一層の強化に向けた内部監査の強化	年 1 回以上	2 回					
	経営委員会及び監査委員会の開催回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	28 回（経営委員会 13 回、監査委員会 15 回）	28 回（経営委員会 14 回、監査委員会 14 回）					
	経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	1 回	新たな議決事項については、該当がなかった					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	＜評定と根拠＞ 評定： B 本項目については、調査研究体制の整備、内部統制・コンプライアンスの強化、経営委員会・監査委員会等によるガバナンス機能の充実を通じて、国民から信頼される組織体制の確立を図ることが主な目標として設定されている。 調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び法人内での人材育成を通じた調査研究体制の整備に向け、大学やシンクタンク等の外部リソースの活用、国内外のアセットオーナーとの意見交換等を通じて知見の蓄積を図るとともに、高度専門人材を活用した法人内部での調査研究体制の拡充を図った。 また、内部統制上の課題を把握しつつ、法令等の	評定	B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、運用の多様化・高度化が進展する中、長期的かつ安定的な運用に資するよう、引き続き、業務執行の透明性・公正性の確保、内部統制・コンプライアン
	1. 調査研究 （1）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられて	1. 調査研究 将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めた管理運	1. 調査研究 （1）将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、長期的な視野で取り組む基礎的な研		1. 調査研究 （1）将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、長期的な視野で取り組む基礎的な研究として、以下①～②を実施した。 ① インパクト投資に関する調査研究 市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討を行ってい				

	おり、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るP D C Aサイクルの取組を強化すること。 （２）調査研究業務に関す	用法人外部のリソース及び国内外のアセットオーナーとの情報交換の機会も活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組み。その際、調査研究等で得られたノウハウの管理運用法人内での蓄積及び管理運用法人内での人材育成を通じた調査研究の体制整備の一層の推進に留意するとともに、管理運用法人外部のリソースを活用した調査研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目標の設定、評価、業務への活用等の調査研究業務	究を含む多種多様な調査研究のテーマを設定する方針の下で、適切なテーマを選定して調査研究に取り組む。 （２）調査研究に係る計画の立案、進捗の管理、結果の評価、経営委員会への報告及びホームページでの公表等P D C Aサイクルの取組を強化し、調査研究の費用対効果を検証する。 （３）大学やシンクタンク等の管理運用法人外部のリソースを活用して調査研究を行う際に	＜評価の視点＞ （１）「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に則して調査研究業務を行っているか。	る。まずはインパクトを考慮した投資の実態把握のために、インパクト投資やそれに関連する概念等、インパクト投資等に関する市場や業界団体の動向、インパクト投資等に関する諸外国の政策・規制等の動向、諸外国におけるインパクトファンドの事例、諸外国の年金基金におけるインパクト投資等への取組事例について文献調査や年金基金へのインタビュー調査を実施した。本調査研究結果を踏まえつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、当法人が行うインパクトを考慮した投資の意義や定義、また具体的な取組内容・進め方について検討を行う。 ② 政策ベンチマークに関する調査研究 現行の基本ポートフォリオ策定にあたり、伝統資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）の政策ベンチマークを設定した。政策ベンチマークは市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案して設定したが、伝統資産についてはこのほかにも政策ベンチマークの候補となり得る様々な指数が多数存在している。また、オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ、不動産）については現行の基本ポートフォリオ上は独立した資産としては位置づけず、政策ベンチマークを設定していない。このような背景を踏まえ、伝統資産とオルタナティブ資産について、幅広く指数（ベンチマーク）に関する情報提供依頼を行い、提供された多数の情報を踏まえ、大規模なアセットオーナー等が設定しているベンチマーク、ベンチマークの設定において考慮すべき事項、大規模なアセットオーナー等におけるベンチマーク変更の事例、ベンチマークの変更に係る取引コスト等を整理した。さらに、令和７年度は外国債券について国債と社債のリターンと比較等に関する学術論文の調査を行い、基礎的な知見を深めた。今後はその他の資産についても更なる調査を実施する。 （２）令和８年度の調査研究テーマの選定において、「専ら被保険者の利益のため」という目的」と「研究成果の達成目標」を明確化し、研究テーマと中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認した。また、調査研究の事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行うというP D C Aサイクルの取組を継続した。特にP D C AサイクルのうちのAの観点で、以下の活用が見られる。	遵守の確保等を的確に実施するため、内部統制体制及びコンプライアンスの一層の充実・強化に取り組んだ。具体的には、コンプライアンス機能の強化を目的として、法務室内のコンプライアンスチームを独立したコンプライアンス室として改組するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに沿った取組を進めることで、コンプライアンス機能の強化を図った。 さらに、経営委員会、監査委員会及び理事長等については、それぞれ意思決定・監督、監査等及び執行の役割を適切に分担するとともに、相互に密接な連携を図ることにより、自律的なP D C Aサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期ごと及び随時に経営委員会へ報告することにより、情報共有の迅速化を図り、ガバナンス強化の実効性向上に取り組んだ。 以上のとおり、調査研究体制の整備、コンプライアンス機能の強化及びガバナンス体制の適切な運営に着実に取り組んでおり、所期の目標を達成していると判断し、Bと評価する。 【評価の視点】 （１）年度計画に定める目標を達成している。	スの一層の充実強化、国民から信頼される組織体制の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてP D C Aサイクルの取組を強化すること等に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	---	--	--	--	--	--	--

	る情報管理 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。	に係るPDCAサイクルの取組を強化する。その際、長期的な視野で取り組む基礎的な研究を含む多種多様な調査研究のテーマを設定するよう努めるとともに、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。	は、得られた結果を管理運用法人内部で蓄積するとともに、管理運用法人業務に有効活用するため、人材の採用や育成等を通じた体制の整備を図る。	(2) 調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び法人内での人材育成を通じた調査研究の体制整備の一層の推進を行っているか。 (3) 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化しているか。その際、経営委員会の適切な関与の下で行っているか。 (4) 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関	・インパクト投資に関する調査研究では、サステナビリティ投資方針に沿って、対象資産や投資手法等について検討を行う際の参考情報として活用している。 (3) 委託調査研究を行う際には、担当部署の職員が委託先と頻繁に意見交換を行ったり委託先が法人職員を対象とした報告会を2度開催したりするなどして、得られた結果を管理運用法人内部で蓄積した。また、特定の有識者によって学術的に既に明らかとなっている知見で、管理運用法人業務に活用することが望ましいものについて、当該有識者から指導を受けながら調査研究を実施することで人材の育成を通じた体制の整備を図っている。	(2) 年度計画に定める目標を達成している。 (3) 年度計画に定める目標を達成している。 (4) 年度計画に定める目標を達成している。	
--	---	---	--	---	---	---	--

			の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底しているか。 (4) 管理運用法人外部のリソースを活用して管理運用法人の業務上の機密情報を提供する場合には、選定候補先に対して情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。 また、選定先と守秘義務契約を締結するとともに、選定先の自己診断等の結果を情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会において確認する。	(4) 管理運用法人外部のリソースを活用して管理運用法人の業務上の機密情報を提供する場合には、選定候補先に対して情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする体制を整えているが、令和7年度には当該対応を必要とする調査研究を実施しなかった。なお、特定の有識者によって学術的に既に明らかとなっている知見で、管理運用法人業務に活用することが望ましいものについて、当該有識者から指導を受けながら調査研究を実施する場合には、当該指導に関する契約書で秘密保持や知的財産権について適切な取り決めを行った。		
--	--	--	--	--	--	--

			（５）年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的とする「 GPIF Finance Awards」について、適時適切に実施する。 また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象とした「 GPIF Finance Awards for Students」を適時適切に実施する。		（５）運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的とした GPIF Finance Awards を実施している。 令和７年度には、過去６回における GPIF Finance Awards の受賞者同士の交流および受賞者によるさらなる知見の共有を目的とした勉強会を実施し、４名の受賞者が参加した。 また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象とした GPIF Finance Awards for Students 2025-2026 を実施し、２名の学生を表彰した。	
--	--	--	--	--	--	--

		(6) 年金積立金の管理及び運用並びに基本ポートフォリオの策定等に関連する幅広い情報について、管理運用法人外部のセミナーや研修への参加等を通じた情報収集、国内外のアセットオーナーとの情報交換を積極的に行う。		(6) 国内外で開催される管理運用法人外部のセミナーや研修への参加等を通じた情報収集、国内外アセットオーナーとの情報交換を積極的に行った。具体的には、年金基金の国際的な団体であるPPI (Pacific Pension & Investment Institute) の総会などに参加することで、基本ポートフォリオの策定等にかかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。		
2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化 法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28	2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化 経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、法令遵守・受託者責任等の徹底を図り、投資原則・行動規範を遵守するとともに、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ内部統制等の体制の一層の強化を図り、	2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化 (1) 経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、法令遵守・受託者責任等の徹底を図り、投資原則・行動規範を遵守するとともに、他の民間金融機関等の例も参考にし、運用コンプライアンスに係る専門性	(5) 経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図っているか。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方書に定めた事項の運用を確実に実施しているか。さらに、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化	2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化 (1) 「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 コンプライアンス・リスク管理の高度化を図るため、令和7年9月に運用コンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス室を設置して2線部署による牽制体制を強化し、コンプライアンス・リスクに対する内部監査を実施するなど3線の管理強化を行う等、多重的な牽制体制の高度化を図った。 (2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。 ① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行し	(5) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	

日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、国民の一層の信頼を確保する観点から、業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むとともに、内部統制上の課題を把握しつつ、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制・	国民からより一層信頼される組織づくりを進める。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むとともに、内部統制体制・コンプライアンスの徹底を図り、法	を備えたコンプライアンス専門部署を設置し、3線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するなど、内部統制等の体制の一層の強化を図ることにより、国民から一層信頼される組織づくりを進める。 (2) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を	を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。 その際、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求めているか。 (6) 国民の一層の信頼を確保する観点から、業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組んでいるか。 (7) 内部統制上の課題を把握しつつ、法令等の遵守の確保等を的確に実施するため、法務体制・機能の更なる拡充・強化・活用を含む内部統制体制・コンプライアンスの一層の充実・強化に取り組んで	ている。 ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会(毎月1回)により、運用リスク(年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理)の適切な管理を行った。 業務リスクが顕在化した場合には、同様の事例の発生予防のため、発生の原因、発生時の対応及び改善策を法人内に都度周知した。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り、理事長を委員長とする内部統制委員会において、業務リスクの管理や顕在化予防のため、潜在的な業務リスク等の識別、分析及び評価等に関連する事項を議決したほか、顕在化した業務リスクに関する情報を共有した。 ③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、運用の高度化により中期目標達成の難易度が高まっているため、目標達成に向けた各取組に対して各年度の到達目標やマイルストーンを紐づけ、これを半年ごとに更新するとともに、月次で進捗を管理するPDCAサイクルを導入することで、事業運営の改善を図った。 (3) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。	(6) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (7) コンプライアンス室及びコンプライアンス相談窓口の設置、コンプライアンス・プログラムの策定、内部通報・外部通報等の案件に対する調査等、コンプライアンスの充実・強化を図り、年度計画を上回る成果が得られた。	
--	---	---	---	--	--	--

コンプライアンスの一層の充実・強化に取り組むこと。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機能の更なる拡充・強化・活用を進める。 また、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。	行う。 また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 （３）業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組む。また、法務支援機能の更なる拡充・強化・活用を進めるとともに、運用コンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス専門部署の設置などコンプライアンス体制を強化し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。内部通報・外部通報やハラスメントに関する相談等について適切に取り扱う。	いるか。	＜運用受託機関＞ ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。 ＜資産管理機関＞ ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。 （４）内部監査等の実施 内部監査人協会の「グローバル内部監査基準」が改訂されたことを踏まえ、全社レベルのリスクアセスメントに基づく監査計画を上半期および下半期で策定、個別監査計画や個別監査プログラム、監査調書および監査報告書を作成し、理事長や監査委員会等へタイムリーに報告し、被監査部署へ業務改善や内部統制強化を促した。内部監査では客観的なアシュアランスに加え、助言や真因分析を実施した。さらに、共通業務基盤や業務継続計画（BCP）に対してはオフサイトモニタリングを実施した。 （５）監査委員会監査 ① 監査委員会による監査については、2024 年度監査委員会監査計画（令和 6 年 6 月 27 日通知）、2025 年度監査委員会監査計画（令和 7 年 6 月 25 日通知）に基づき、下表のとおり実施した。 <table><tr><td>年 月</td><td>対象部室等</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>R7.6</td><td>経理部</td><td>令和 6 年度決算(会計)監査</td></tr></table>	年 月	対象部室等	実施内容等	R7.6	経理部	令和 6 年度決算(会計)監査		
年 月	対象部室等	実施内容等										
R7.6	経理部	令和 6 年度決算(会計)監査										

			また、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見の収集を行う。		<table><tr><td>R7.6</td><td>理事長</td><td>令和6年度監査報告（内部統制を含む。）</td></tr><tr><td>R8.2 ～ R8.3</td><td>経営委員（監査委員を除く）、理事長、理事及び監査対象部室等</td><td>経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、人事部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、ESG・スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部、運用管理部、法務室、コンプライアンス室、監査室、シニアITアドバイザー）に対する業務監査ヒアリング</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等</td></tr></table> ② 令和7年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績 ア 令和7年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。 イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。 ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。 エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会、契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。 オ 監査委員会監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。 カ 自家（インハウス）運用における取引先選定に関し、その職務執行の公平性・透明性についてモニタリングを継続した。	R7.6	理事長	令和6年度監査報告（内部統制を含む。）	R8.2 ～ R8.3	経営委員（監査委員を除く）、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、人事部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、ESG・スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部、運用管理部、法務室、コンプライアンス室、監査室、シニアITアドバイザー）に対する業務監査ヒアリング	通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等	
R7.6	理事長	令和6年度監査報告（内部統制を含む。）													
R8.2 ～ R8.3	経営委員（監査委員を除く）、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等（審議役、総務部、人事部、経理部、企画部、調査数理部、運用リスク管理部、情報管理部、投資運用部、ESG・スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部、運用管理部、法務室、コンプライアンス室、監査室、シニアITアドバイザー）に対する業務監査ヒアリング													
通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等													

			(6) 会計監査人の監査 会計監査人による監査については、令和6年度の決算に係る会計監査及び令和7年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、令和6年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。 <table><tr><td>年 月</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>R7.4～5</td><td>令和6年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>R7.5～6</td><td>令和6年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>R7.6</td><td>令和6年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>R7.11 ～ R8.3</td><td>令和7年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table> (3) コンプライアンス・リスク管理の高度化を図るため、令和7年9月に運用コンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス室を設置した。 また、新たにコンプライアンス相談窓口を開設し、コンプライアンスに関する相談を受け付ける体制を整備の上、役職員へ周知した。 複数寄せられた内部通報・外部通報に関する案件について、コンプライアンス室が自ら調査し、適切に対応した。 加えて、法人業務に則した内容のトピックス、コンプライアンス室に寄せられる相談等の身近な内容を盛り込んだコンプライアンス・レターを創刊し、コンプライアンスに関する啓発を行った。 さらに、コンプライアンス・リスク管理を高度化するため、初めてコンプライアンス・プログラム（年度計画）を策定し、当該プログラムに基づいたコンプライアンス研修を計画的に実施した。研修の実施に当たっては従来の研修に加え、新たに証券取引等監視委員会と協働して運用コンプライアンスの強化を目的とした研修を実施するとともに、コンプライアンス室の職員全員が外部研修に参加することにより、知見の収集に取り組んだ。 【コンプライアンス研修実施内容】 <table><tr><td>研修名</td><td>対象者</td></tr><tr><td>インサイダー取引に関する研修</td><td>全役職員</td></tr><tr><td>相場操縦に関する研修</td><td>投資運用部</td></tr><tr><td>ハラスメント研修</td><td>管理職</td></tr><tr><td>倫理規程に関する研修</td><td>全役職員</td></tr></table> コンプライアンス・オフィサーと法務室が連携して、法務室が構築	年 月	実施内容等	R7.4～5	令和6年度の会計監査（期中監査）	R7.5～6	令和6年度の会計監査（期末監査）	R7.6	令和6年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R7.11 ～ R8.3	令和7年度の会計監査（期中監査）	研修名	対象者	インサイダー取引に関する研修	全役職員	相場操縦に関する研修	投資運用部	ハラスメント研修	管理職	倫理規程に関する研修	全役職員		
年 月	実施内容等																								
R7.4～5	令和6年度の会計監査（期中監査）																								
R7.5～6	令和6年度の会計監査（期末監査）																								
R7.6	令和6年度の「独立監査人の監査報告書」受領																								
R7.11 ～ R8.3	令和7年度の会計監査（期中監査）																								
研修名	対象者																								
インサイダー取引に関する研修	全役職員																								
相場操縦に関する研修	投資運用部																								
ハラスメント研修	管理職																								
倫理規程に関する研修	全役職員																								

				した外部弁護士ネットワークの活用（具体的な事例は①～③のとおり。）を含めた内部統制体制を整備し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施している。 ①複数寄せられた内部・外部からの通報や情報提供、相談については、法務室及び外部弁護士の専門的知見を活用しつつ調査を行う等、適切に対応した。また、通報事案に係る調査結果を踏まえて所要の業務改善を図った。 ②外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士等より、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見を得た。 ③内部通報・外部通報制度を適切に運用することを目的として、外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士の知見を活用しながら、担当者向け通報窓口マニュアルの整備を進めた。		
			（８）法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講じているか。	（４）役職員の再就職に関するルールを適切に管理し、再就職を決めた職員から在職中の再就職に関する届出及び退職後の金融事業者への再就職に関する届出を受領し、その内容について問題がないことを確認した。	（８）年度計画に定める所期の目標を達成している。	
第１ ２．国民から信頼され、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営 平成 29 年 10 月に施行されたガバナンス改革の趣旨を踏まえ、引き続き、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を	第１ ２．国民から信頼され、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営 意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及	（４）運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。 ２．国民から信頼され、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な	（９）平成 29 年 10 月のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、引き続き、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的な PDCA サイクルを十分に機能させ、国民からの	２．国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、重要事項について議決したほか、執行部が適切に業務を行っているか、審議・報告を通じて監督を行った。 監査委員会は、独立した立場から、内部統制の有効性に関する事項について監査等を行い、その結果を経営委員会及び執行部に共有した。 執行部は経営委員会、監査委員会からの指摘等を踏まえて業務の改善を図った。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的な PDCA サイクルを十分機能させた。 なお、令和 7 年度に開催した経営委員会の議決事項のうち、原則的な考え方等があると判断される新たな議決事項はなかったため、経営委員会規程別表の改正は行わなかった。 職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すとともに働きがいのある職場づくりに活かすため、業務運営に係	（９）年度計画に定める所期の目標を達成している。	

	担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的なPDCAサイクルを機能させることにより、国民からの信頼に応え、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保すること。	び連携を図りながら、自律的なPDCAサイクルを十分機能させることにより、引き続き国民からの信頼に応え、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保する。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化する等の透明性の向上に資する取組を引き続き推進する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、継続的に業務運営の改善を図る。	組織運営意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的なPDCAサイクルを十分機能させることにより、引き続き国民からの信頼に応え、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保する。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化する等の透明性の向上に資する取組を引き続き推進する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を少なくとも年1回	信頼に応え、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織体制が確保されているか。 (10) 経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、透明性の向上に資する取組を行っているか。 (11) 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、継続的に業務運営の改善に取り組んでいるか。	る意見等を聴取した。 また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。	(10) 年度計画に定める所期の目標を達成している。 (11) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	
--	---	---	---	---	---	---	--

		実施し、その結果を働きがいのある職場づくりに活かす。				
3. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備する	3. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化 管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員会による監査に必要な費用を充当するなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。 (2) 監査及び監視の方針 監査委員会は、監査委員会規程、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関	3. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、以下の点に重点を置いて監査及び監視を行う。 (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況、運用の高度化・多様化に対応した以下の内部統制機能の整備・運用状況及び機能強化の取組状況について、その実効性を検証する。 ・運用リスク管理 ・業務リスク管理（IT関係を含む。） ・コンプライアンス ・法務 ・内部監査 また、その結果や管理運用	(12) 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本の方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会は、運用の高度化、多様化に対応した内部統制機能（運用リスク管理、業務リスク管理、コンプライアンス、法務、内部監査）の整備・運用状況及び機能強化の取組状況について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席、業務監査、並びに監査委員会へ執行部を適宜招聘すること等によって監視し、その実効性を検証した。	(12) 年度計画に定める所期の目標を達成している。	

	とともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。	する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。 なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も随時改正する。 （３）監査計画の策定と計画に基づく監査の実施 監査委員会は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づき当該年度の監査報告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。	法人の置かれた状況などを踏まえ、必要に応じて、更なるガバナンス強化に資する提言・提案を行う。 （２）以下の組織強化の取組に対する運営状況、進捗状況について、その実効性を検証する。 ・人材の管理、採用、評価及び育成 ・女性の活躍推進 ・柔軟な働き方 （３）監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確		（２）監査委員は、人材の管理、採用、評価及び育成、女性の活躍推進、柔軟な働き方等について監査委員会や業務監査等を通じて運営状況、進捗状況について検証した。 （３）監査委員は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性について確認した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を２回開催し、調達手続等の改善の取組や契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。		
--	---	--	---	--	--	--	--

	監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のPDCAサイクルを回すことによって監査の実効性を向上させる。 (4) 内部諸規定に基づく業務運営の点検 監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、	保に係る検証及び改善策の検討を行う。 (4) 監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。 (5) 運用の高度化・多様化に伴い、監査委員会を補佐するための体制強化の方策について検討する。	(4) 監査委員会は、今中期計画期間における新たな会計監査人候補者の選定を行った。 また、会計監査人及び監査室と随時意見交換や情報交換を行い、さらに、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組を行った。 (5) 監査室における専門人材の増員やコンプライアンス室の新設等、監査委員会と密接に連携する部室の体制強化を通じて、監査委員会監査体制の強化に繋がった。		
--	--	--	---	--	--

		業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。					
		4. 施設及び設備に関する計画 なし	6. 施設及び設備に関する計画 なし		6. 施設及び設備に関する計画 なし		
		5. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。		7. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。	〈課題と対応〉 ● 特になし	

4. その他参考情報
特になし